

建設荷役車両



VOL.39 No.232

第**232**号
2017-11

平成29年11月1日発行（隔月1回1日発行）



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会

SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

URL <http://www.sacl.or.jp>



とくしんくら

ORタイヤ販売開始!!

いつものタイヤで交換しようかな？

ちょっと待って！

その前に一度お問い合わせ下さい！

圧倒的コストパフォーマンスで
貴社の経費節約に
貢献いたします!!

スキッドステアローダ用

570×12	6PR
23×8.50-12	6PR
27×8.50-15	6PR
10×16.5	6PR
12×16.5	8PR

スキッドステアローダ用

ホイールローダー用

12.5/70-16	6PR	20.5-25	20PR
15.5/60-18	8PR	23.5-25	20PR
16.9-24	10PR	26.5-25	28PR
17.5-25	16PR	29.5-25	28PR

ホイールローダー用

他、サイズ多数取り揃え

※大型建機用ホイール多数サイズ取り揃えております。
※注入ウレタンによるノーパンク化も対応。

MRC 丸中ゴム工業株式会社

本社：名古屋市瑞穂区二野町 4-11

TEL:052-889-5556 FAX:052-889-5558

名古屋営業所：名古屋市瑞穂区二野町 4-11

TEL:052-889-1777 FAX:052-883-2511

厚木営業所：厚木市金田 351-1

TEL:046-294-2277 FAX:046-294-2287

仙台営業所：仙台市宮城野区中野 5-3-8

TEL:022-387-0020 FAX:022-786-0440

大阪営業所：摂津市鳥飼中 3-6-60

TEL:072-650-5650 FAX:072-650-3650

2017/11 月号



- ◆ 平成29年度特定自主検査強調月間実施中！
- ◆ 特定自主検査業務点検表の解説
- ◆ 平成28年度特定自主検査実施状況
(検査業者によるもの)
- ◆ 職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請
について(厚生労働省)



建設荷役車両

2017-11 VOL.39 No.232

INDEX

■ 巻頭言

事故を未然に防ぐ難しさ 木村 政俊 4

■ 広報

平成29年度 建設荷役車両 特定自主検査 強調月間実施中！ 6

特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説 9

特定自主検査 業務点検表〔事業内用〕の解説 20

平成28年度 特定自主検査実施状況（検査業者によるもの） 28

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について（厚生労働省） 33

■ 実践リスクアセスメント講座

危険の芽を摘み 災害ゼロを目指して〈現場活動用マニュアル〉の説明 39

■ コーヒーブレイク

第106話 スゴイぞ！フィンランド 寺岡 晟 48

■ 経済情報-1

緊急レポート：衆院選挙、海外投資家はなぜ日本株を買い戻したか
..... みずほ総合研究所提供 57

■ 経済情報-2

衆院選挙で、2021年を視野に入れた内外の政治環境が新たな局面に
..... みずほ総合研究所提供 59

■ 技術解説

サイレントTS-Sカッターについて…………… 大久保 佳法 61

■ シリーズ特集Ⅹ

作業中の災害事例 …………… 67

■ 製品紹介 …………… 71

ICT油圧ショベル「PC300i/PC300LCi-11」／23トン級油圧ショベル「SK225SR」
「SK235SR」／中型油圧ショベルZAXIS-6シリーズ「ZX200-6」他2機種／新型ハイブリッド油圧ショベル「SH200HB-7」／中型ブルドーザ「Cat D6TLGP」「D6TXL」

建荷協の動き …………… 76

平成29年度支部別検査者の研修・教育の予定表 …………… 78

■ お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料 …………… 86

協会発行図書等のご案内 …………… 87

受賞のお知らせ …………… 91

支部一覧 …………… 93

特定自主検査者資格取得者名簿（平成29年8月1日～平成29年9月30日） …… 94

お詫び…………… 97

編集後記 …………… 98



事故を未然に防ぐ難しさ

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
理事 木村 政俊
大成建設株式会社 土木本部 機械部長

2年前の休日のこと、年に数回しかやらないテニスに出かけた。準備運動もそこそこに軽くボールを打ち始め、右足を軽く踏み出すと同時に、左足への軽い衝撃と古タイヤをバットで叩いたような音(鈍く弾けるような)。後ろから何か飛んできたと思い振り返ったが何もなく、歩き始めようとしたが、左足から崩れ尻もちをついた。そこでアキレス腱が切れたと気づいた。それからが大変であった。手術中の痛さ、麻酔の効き具合の悪さ、術後の痛さ、数日間安静を強いられ、食事や通院で家族には大きな迷惑をかけた。

数日の安静後、松葉杖での通勤となったが、その際に色々なことを知った。

【人の気配り、優しさを知る】1か月余りギブス用シューズや杖を付いて電車に乗った。目の前の空いた席に座ろうと、もたつく間に横から入り込み座る人もいたが、遠くから声を掛け、席を譲ってくれる人もいた。結局、ほぼ毎回のように

席を譲って頂いた。朝夕の通勤ラッシュの中、気配りの利く人はたくさんいると感じた。

【都会インフラの不十分を知る】多くの鉄道が乗り入れる重層構造の大規模駅ではエレベーターやエスカレーターが連続しないため、乗り継ぎは非常に時間を要した。体力も大変消耗した。階段の1段の高さが、駅ごとに違うことにも気づいた。山手線S駅の階段が最も下り難い、しかも大混雑、押されはしないかと心配し常に手すりをつかむ。便利な“動く歩道”というものがあるが、水平移動するステップと手すりベルトの速度が合っていない場所があることに気付いた時はさすがに驚いた。都会のバリアフリーは全く不完全である。

【健康体の大切さ、人の動作のち密さを知る】人体は必要最小限の機能しか備わっていない。不要なものはない。1つの機能が不自由になると他の動作にも影

響する。例えば歩くという動作、足を踏み出す際、反対側の足のかかとを地面から離さないと大きな歩幅がでない。これができないと階段は降りれない。アキレス腱が機能しないとこれらができなくなるのである。あらためて足首裏側を触ってみるとアキレス腱は確かに細く、ちょっとした油断で切れるのは無理もない。

今回の経験で感じたことは、建機を扱う人間の安全にも当てはまる。

- 人を思いやる心のゆとりは、おそらく危険を排除する。まわりに気配りできる人は事故を起こさないと感じた。
- 日常的に使用しているのもであっても規格が統一されていないと事故につな

がる可能性はある。規格通りの機能が保持されているか、扱いやすさはどうか、常に注意を払い、改善していかなければなりません。

- そして、何よりも体を大切にする。年齢により運動だけではなく仕事に対する反応も鈍っている。忙しさにかまけて準備運動もせず作業に取り掛かっては怪我の元である。

人は災害が起きてから痛みを知り、物事を改善し災害防止や被害の縮小に備えるのが常であるが、周囲に配慮するゆとりと冷静に周囲を見る目で災害を未然に防いでいきたいものです。出来そうで、なかなか出来ないことである。

平成29年度 建設荷役車両 特定自主検査 強調月間(11/1～11/30)実施中! “特自検の適正実施を重点に”

11月1日から1ヶ月間「建設荷役車両特定自主検査強調月間」と銘打って、フォークリフト・不整地運搬車・車両系建設機械・高所作業車の特定自主検査の普及・促進を図るキャンペーンを全国一斉に行っています。

本年度は、各都道府県労働局・労働基準監督署の協力のもと、特自検の確実な実施と登録検査業者や事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。実施に当たり、不明なことがあれば、最寄りの当協会支部にご相談ください。

■スローガン

安全を心にこめて 特自検

事業内検査を行う事業者及び登録検査業者の皆さん!

- 特定自主検査業務が、法令及び「特定自主検査業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを「特定自主検査業務点検表及びその解説(9ページ参照)[検査業者用又は事業内用]」を用いて、自社の業務の実施体制、検査者検査機器、標章、台帳、記録表等の管理について業務点検を実施してください。
- 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRをしてください。

建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル業者の皆さん!

- 特自検が計画的に実施されているか、確認してください。
- 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認してください。
- 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認してください。

主唱 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
後援 厚生労働省・経済産業省

協賛 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会

平成29年度特自検強調月間リーフレット





 検査も済ませた機械には、
 それを証する検査済書等を
 貼付しなければなりません。

相葉 穂

安全を心にこめて特自検

特 自 検

— 特定自主検査 —

特定自主検査強調月間

11月1日 ▶ 30日

主催 公益社団法人 建設荷役車両安全技术協会 本部・各都道府県支部	協賛 中央労働災害防止協会 建設業労働災害防止協会 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会	林業・木材製造業労働災害防止協会 一般社団法人 日本建設機械工業会 一般社団法人 日本産業車両協会
協賛 厚生労働省・経済産業省		


公益社団法人 建設荷役車両安全技术協会
 SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

【表面】

平成29年度建設荷役車両特定自主検査

強調月間実施要綱

スローガン

「安全を心にこめて特自検」

平成29年11月1日 ▶ 11月30日

趣旨

建設荷役車両の特定自主検査(※以下 特自検という)の実施台数は、平成28年度には全国で約170万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、未だ相当数の未実施機械があるものと思われま

す。また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として発生しており、憂慮される状況です。当協会においては、平成29年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るため、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各労働局・署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- (1)建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2)建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4)建設荷役車両のリース・レンタル事業者

事業者が行う実施事項

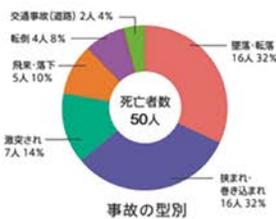
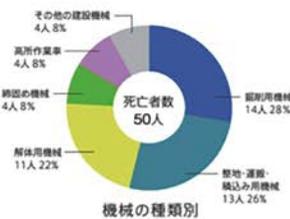
- (1)登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特自検が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
 - 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。
- (2)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特自検が計画的に実施されているか確認する。
 - 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
 - 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

主唱者の実施事項

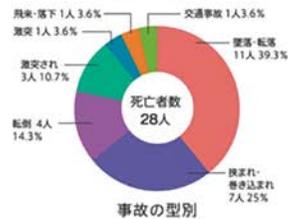
- (1)新聞、機関誌等による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2)ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3)巡回指導による現地指導
- (4)研修会・実務研修等の開催
- (5)「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施動員

平成28年における車両系建設機械等・荷役運搬機械による死亡災害の発生状況

車両系建設機械・高所作業車



車両系荷役運搬機械 (フォークリフト)



【情報提供:厚生労働省】

【裏面】

BP-YC-03-B



特定自主検査 業務点検表 [検査業者用] の解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この「『特定自主検査 業務点検表 [検査業者用]』の解説」は「特定自主検査 業務点検表 [検査業者用]」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」および協会が出版する「特定自主検査業務マニュアル 検査業者用」(BP-ZC-01)等で解説している箇所を示したものです。

…… 業務点検表を示します。

…… 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」、「マニュアル」(特定自主検査業務マニュアル)での説明箇所を示します。

本書を十分に理解し、「特定自主検査 業務点検表[検査業者用]」による適切な業務点検を実施下さる様、お願いいたします。「点検のポイント」については日常においても検査事務所の責任者が定期的に確認(必要であれば確認印等を行う)するよう心掛けてください。

1. 表題部 (検査業者名等)

特定自主検査 業務点検表 [検査業者用]

検査業者名	①	点検年月日	⑤	年	月	日
登録番号	②	第	号	区分	③	本社・検査事務所
検査事務所名	④	点検責任者 職氏名	⑥	点検者 職氏名	⑦	

① 検査業者名	厚生労働大臣又は都道府県労働局に登録した業者名を記入する。
② 登録番号	厚生労働大臣又は都道府県労働局から交付された検査業者登録証の番号を記入する。
③ 区分	検査事務所が複数の場合、点検を行う事務所について何れかに○をする。
④ 検査事務所名	検査事務所が点検を行なう場合、検査事務所の名称を記入する。
⑤ 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
⑥ 点検責任者職氏名	当該事務所の責任者の役職と氏名を記入する。
⑦ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

2. 点検項目部 (区分、項目等)

区分	No.	項目	判定	備考
①	②	③	④	⑤

① 区分	点検内容の区分を示す。
② No.	点検項目の番号を示す。
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。文頭に「*」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、検査員の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。

I 組織・管理

区分	No.	項目	判定	備考	
組織・管理	体制	1	本社において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
		2	検査事務所毎の検査員は指名され、配置状況が管理されている		
		3	検査事務所に対する内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		4	本社の内部監査を年1回以上定期的に実施し、結果を保存している		
		5	検査事務所における検査実施状況を把握している		
	報告	6	各検査事務所において特定自主検査業務を統括する責任者を選任している		
		7	* 特定自主検査実施状況報告書を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に提出している（4月1日～翌3月31日の状況について、4月30日迄に報告している。） 教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査員毎に管理している		
	教育	8	社内・その他	判定	建荷協
		教育内容		研修・教育	
				* 検査業者検査員資格取得研修	
				* 能力向上教育	
				実務研修	
				安全教育	
				管理者セミナー	

No.	解説	点検のポイント	マニュアル
1	複数の検査事務所がある場合それらを統括する本社統括責任者を選任する必要があります。また、そのことが判る様、組織図、体制図等を作成し本社統括責任者名を明示しておきます。検査事務所が1つの場合は自らが統括責任者となるか、準ずる者を統括責任者に選任します。また、統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者も選任しておきます。	・組織図、体制図の統括責任者の名前が最新の者になっていますか。 ・統括責任者が不在の場合でも業務が滞らないように、代行者を定めていますか。	1.3
2	検査事務所ごとに検査員を指名し、検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類等を明示したもの）を作成して管理します。また、検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・検査員名簿に既に他の検査事務所に転出したり、退職した人の名前はありますか。 ・過去の異動経過（3年分）も保存してありますか。	1.3
3	本社統括責任者はそれぞれの検査事務所内部監査を定期的実施し、その結果（監査結果および正項目がある場合は是正指示の結果の両方）を保存しておきます。また、検査事務所に対し、検査事務所でも毎年定期的に業務点検を実施するよう指示をします。	・検査事務所に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査事務所に対し、毎年定期的に業務点検を行なうように指示していますか。	1.5(7)
4	特自検に係る本社管理の帳簿等（検査済標章、標準受払簿、廃棄済標章、検査員名簿等）の内部監査を本社統括責任者又はその指名する者が定期的（毎年、隔年等）実施し、その結果を保存しておきます。	・本社に対する内部監査は定期的計画的に実施していますか。 ・検査業務を行っていない本社においても内部監査を実施していますか。	
5	本社統括責任者は各検査事務所より前年4月1日から本年3月31日までに実施した特定自主検査対象機械ごとの台数について定期的に報告を受け、実施状況を把握しておきます。	・本社は各検査事務所からの報告に間違いなにか定期的に（半期、4半期に1度等）確認していますか。	16 資19
6	本社統括責任者は各検査事務所の統括責任者を選任し、組織図等を作成して特定自主検査業務体制を明確にしておきます。	・組織図、体系図の検査事務所統括責任者が最新の者になっていますか。	1.3
7	本社統括責任者は特定自主検査実施状況報告書を各都道府県労働局長、または厚生労働大臣に報告する必要があります。 *法 第100条、登録省令 第19条の21	・本社にて特定自主検査実施状況報告書を作成し、労働局長または厚生労働大臣に提出されていますか。また、「控え」を保存していますか。	16 資20
8	検査員の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査員ごとの教育記録表を作成し、計画的に（能力向上教育についてはおおむね5年）参加できるように管理します。 社内・その他： 建荷協の研修以外で実施している教育記入し、その実施状況を判定します。 建荷協： 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査員ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査員の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査員を養成していますか。（社内研修（新機種勉強会）、技能講習等）	14 14.3

II 掲示

区分	No.	項目	判定	備考
掲示	9	最新の検査業者登録証写しを依頼者に見やすい場所に掲示している		
	10	* 検査業者の氏名若しくは名称又は住所、代表者の氏名、特定自主検査を行うことができる機械等に変更はない		
	11	検査料金を依頼者に見やすい場所に掲示している		
	12	検査業者銘板を見やすい場所に掲示している		
	13	検査員を一覧表等にして掲示し明確にしている		

No.	解 説	点検のポイント	マニアル
9	登録証（写し）は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・事務所の奥や応接室等、特自主検査の依頼者から見えない場所に掲示していませんか。	1.5(6)①
10	掲示されている登録証は最新のものでなければなりません。変更がある場合は「検査業者登録事項変更等申請書」を提出しなければなりません。 また、検査事務所が複数の場合は、事務所毎の検査ができる機械についても掲示します。事務所毎の検査機械を変更する場合は業務規定変更届（組織図、事務所毎の検査機械等の変更）を提出します。 *登録省令 第19条の17	・検査業者名、検査できる機械等に変更はありませんか。 ・検査事務所が複数の場合、事務所毎の検査できる機械に変更はありませんか。 ・受理された登録事項変更等申請書の写しは検査事務所毎に時系列にファイルされていますか。	1.2
11	検査料金表は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。	・金額が読める大きさの料金表になっていますか。	1.5(6)③ 8.1
12	検査業者銘板がある場合は検査事務所の見易い場所に掲示します。（検査業者銘板は建荷協会が建荷協で購入することができます。）	社名変更等、現在と異なる古い銘板が掲示していませんか。	1.5(6)②
13	検査員一覧は依頼者から見える場所に、読めるように掲示します。一覧には資格取得状況等も判るようになっていくことが望ましい。	・検査員一覧は検査員名と検査資格のある機械の種類が判る最新のものになっていますか。	1.5(3)① 4.3(2)1)

Ⅲ 検査員

区分	No.	項 目	判定	備考	
検査員	14	検査員名簿を備えている			
	*	機械等の種類ごとに有資格者が2人以上いる	登録の有無	人数	判定
		フォークリフト	有・無		
		不整地運搬車	有・無		
		車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）	有・無		
		車両系建設機械（基礎工事用）	有・無		
		車両系建設機械（締固め用）	有・無		
		車両系建設機械（コンクリート打設用）	有・無		
		高所作業車	有・無		
	15	検査員の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している			
16	過去3年間の検査員の資格証の写しをファイルしている				
17	検査資格者を明確にするために検査員標識（ワッペン、腕章等）を装着している				

No.	解 説	点検のポイント	マニアル
14	検査事務所毎に最新の検査員名簿（検査員名と検査資格のある機械の種類を明示したもの）を作成して管理する必要があります。また、改訂履歴が判るように改訂年月日を記載しておきます。 検査員は所属する検査事務所以外の検査事務所の検査員として兼任はできません。	・複数の検査事務所がある場合に、異動者を含めた過去3年間の検査員名簿がありますか。 ・名簿は改訂した年月日順に時系列にファイルしてありますか。	4.3(1)
15	有資格者は登録している検査対象機械の種類ごとに2人以上必要です。欠員で有資格者が一人以下の場合は、該当する機械の種類の特定制検査業務は行うことができません。すみやかに欠員を補充し業務を再開するか、その機械の登録の取消しをしなければなりません。 *登録省令 第19条の15	・検査対象機械で欠員のあるものはありませんか。（欠員中の検査業務の実施は厳禁）	1.2(2)1)
	登録の有無	当該検査事務所内で特定制検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めてある場合、有を「○」で囲み、当該検査事務所内で特定制検査業務を行うことができる機械として業務規程に定めていない場合、無を「○」で囲む。	
	人数	当該検査事務所内で登録有の機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。登録無の場合は「-」を記入します。	
	判定	当該検査事務所内で特定制検査を行うことができるかできないか。	
16	検査員名簿等、検査員の所属及び異動又は退職の経歴が分かるものを特定制検査記録表（および特定制検査台帳）の保存期間3年と同じく保管しておきます。	・検査員名簿の他、資格証の写しも保管してありますか。	
17	資格証の写しは本社だけでなく、各検査事務所にも過去3年間の検査員（移動、退職を含）を備えておきます。	過去の推移が判るように時系列にファイルしてありますか。	
18	無資格者による検査を防止するために検査員は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	・標識を確認できますか。 ・標識は検査員のみが装着するルールになっていますか。（服に縫付、ヘルメットに貼付等）	1.5(3)② 4.3(2)2)

IV 業務規程

区分	No.	項目	判定	備考
業務規程	19	業務規程を検査事務所に備え、関係者に周知している		
	20*	業務規程に定めた下記事項に基づき業務を行い、業務規程と実際の業務に相違がない		
	21	・各検査事務所（統括責任者、所在地・電話番号・郵便番号）		
	22*	・特定自主検査を行うことができる機械等の種類		
	23*	・検査料の額及び収納方法に関する事項		
	24*	・特定自主検査記録表（検査結果証明書）の発行に関する事項		
	25*	・特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項		
	26*	・休日、営業時間、検査場所		
	27*	・出張検査の要領		
	28	・検査済標章の発行及び管理		
29	・記録表（検査結果証明証）、検査済標章の再発行			
30*	業務規程の変更を行った際、業務規程変更報告を労働局長（大臣登録検査業者にあつては厚生労働大臣）に報告している			

No.	解説	点検のポイント	マニュアル
19	最新の業務規程の備付とともに、改訂の履歴が分かる書類（過去の業務規程等）を保管しておきます。	・最新の業務規程が備え付けられていますか。また、変更された過去の業務規程を保管してありますか。	1.5(2)
20 ~ 29	業務規程と実際の業務に相違があつてはなりません。相違がある場合はすみやかに業務規程通りの業務を行う様、是正するか実際の業務に合致するように業務規程を変更しなければなりません。 *登録省令 第19条の15第3号	・関係者に業務規程の保管場所・内容が周知されていますか。 ・検査事務所統括責任者、代行責任者は業務規程の内容を周知していますか。	1.3
30	業務規程を変更した場合はすみやかに業務規程変更報告書を提出しなければなりません。 *登録省令 第19条の19	・業務規程通りの業務を行っていますか。 ・業務規程を変更せずに、実際の業務内容を変更していませんか。 ・受理された業務規程変更報告書の写しは各検査事務所毎に時系列にファイルしてありますか。	1.6 資20.21

V 検査機器

区分	No.	項目	判定	備考				
検査機器	31	検査機器台帳を備えている						
	32*	検査機器は1台以上保有し、検査員の人数に対して適正である						
	33	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある						
			台数	判定	整備状況	台数	判定	整備状況
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	ディーゼル用			⑤油圧計		
			ガソリン用			⑥電圧計		
		②回転計				⑦電流計		
		③シックネスゲージ				⑧探傷器(又はカーチェック等)		
		④ノズルテスター				⑨磨耗ゲージ		

No.	解説	点検のポイント	マニュアル
31	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の較正、更新状況等の記録を保存しておきます。	・検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。 ・台帳に記載されている機器（メーカー名・型式・機番及び数量等）と現在保有の検査機器との相違はありませんか。 ・検査機器は性能、数量等を満足していますか。 ・法定検査機器のほか検査に必要な検査機器が記載されていますか。	5.2 資6
32	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数、出張検査等に応じた数量を保有していなければなりません。 *登録省令 第19条の15第2号	・検査機器の保有が2組なのに3名の検査員が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。	5.1 1.2(2)(2)
33	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態でなければ、特定自主検査は実施できません。	・定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。 ・検査の結果不具合のある機器は修理、較正または更新をしていますか。	5.2
	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。		
	判定 : 業務規程に定められた性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を()内に記入します。		
	整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を()内に記入します。		

VI 検査済標章

区分	No.	項目	判定	備考
検査済標章	34	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	35	標章受払い簿を備えている		
	36	標章の貼付位置は適切である		
	37	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	38	標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保存している		
	39	年末残数の廃棄処理を適切に行っている		

No.	解説	点検のポイント	マニュアル
34	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、検査事務所統括責任者自ら若しくは検査事務所統括責任者が定めた標章管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 受払・引当等の業務は検査事務所統括責任者自ら若しくは標章管理者を定め実施していますか。 標章管理者は標章の受払の都度または定期的に台帳に記載していますか。 	6.5 資9
35	標章の受払の状況、残数及び廃棄数等を明確にするため、標章受払簿を備え、受払状況を記入、管理します。	<ul style="list-style-type: none"> 決まった様式の標章受払簿を使用していますか。 	6.5 資10
36	標章を事業者に引き渡す際、機械の運転席付近で車両の管理者、運転者、検査員等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付する様、要請します。	<ul style="list-style-type: none"> 標章は、特定自主検査を行った年月を明らかにするように見やすい場所に貼付する様、事業者に要請していますか。 	6.4
37	標章受払簿に記載されている標章の残数（標章番号）と現物の残数（標章番号）は常に一致していなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> 受払簿に記入しないで標章を持ち出し、検査終了後に払出しの記入をしていませんか。 統括責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。 	6.5(1)②
38	標章は施錠可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納します。また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> 収納設備の鍵は統括責任者若しくは標章管理者が保管していますか。 収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。 	6.5(1)①
39	年末の余剰標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断し保管する等、適切に廃棄処理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄した標章の番号、枚数、廃棄理由を記入していますか。 廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。 	6.5(1)⑤

協会頒布品のご案内

建荷協では無資格者による検査を防止するため、「検査業検査者シール」、「腕章」、「ワッペン」を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部にお申し付け下さい。

保有する資格をヘルメットに貼付

特自検検査者シール

腕章

ワッペン
(アイロンで圧着)

Ⅶ 帳簿等(1)

区分	No.	項目	判定	備考
帳簿等	40	標章の受払は適正に記載されている		
	41	受入数、払出数、残数に差異がない		
	42	月ごと(週ごと)等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
	43	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	44	* 3年間保存している		
	45	証明書発行番号、標章番号等、系統的に記載されている		
	46	記載事項に漏れがない		
	47	標章払出後、長期間未記載(仕掛り)のものがない		
	48	検査記録表、標章を再発行した場合、再発行年月日を適用欄に記載されている		
	49	再発行の場合、再発行受領書を受領している		
	50	検査料金は業務規程どおりである		
	51	一人一日あたりの検査台数は適正である		
	52	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
	53	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
54	* 3年間保存している			

No.	解説	点検のポイント	マニュアル
40	標章受払簿には標章(特定自主検査検査済標章)の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先(建荷協、本社、検査事務所等)等の状況を正確に記入しなければなりません。また、標章の受払は受払の都度、記入します。	<ul style="list-style-type: none"> 標章を纏めて購入している場合、受払簿の最終番号と現物の最初の番号が連続していますか。 受払簿の受入、払出し、廃棄数が残り枚数と一致していますか。 受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。 受払い後の標章の残数を記入していますか。 標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。 標章の受入先(建荷協支部、本社、検査事務所等)が備考欄に記入してありますか。 事務所間でまとまった数の標章の移動の受払を行なう場合は理由を記載していますか。 受払の記載は都度または定期に実施していることを確認していますか。 	6.5
41	検査事務所統括責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	<ul style="list-style-type: none"> 標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。 	6.5
42	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を統括責任者が確認・押印します。	<ul style="list-style-type: none"> 統括責任者の確認は定期的に行われていますか。 	6.5(1)④
43	実施月の切取りミス、年末の余剰分等の標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受入簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断し保管する等、適切に廃棄処理を行います。(関連52, 53)	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄した標章の番号、枚数、廃棄理由を記入していますか。 廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。 	6.5(1)⑤
44	標章受払簿は3年間保存する必要があります。 *登録省令 第19条の20	<ul style="list-style-type: none"> 受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。 	
45	特定自主検査台帳は証明書発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	<ul style="list-style-type: none"> 番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。 	9.2 資13
46	特定自主検査台帳の記載項目は登録省令の第19条の20により定められています。したがって該当する項目についてはすべて記入(空欄なし)します。	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に空欄なしを確認していますか。 	
47	標章の払出しは特定自主検査実施後に行うのが管理上望ましい。特定自主検査実施前に払出した場合は、できる限り速やかに検査を実施し特定自主検査台帳に記入します。	<ul style="list-style-type: none"> 標章払出し後、特定自主検査台帳に長期間未記入(長期仕掛り)のものはありませんか。(例 10日間以上未記載の場合は当初引当した注文を取消し、次の依頼者に引当てて仕掛りを防止する、または戻入します。) 	
48	特定自主検査記録表及び標章の再発行について検査台帳の摘要欄に再発行年月日、再発行申込No.を記入します。	<ul style="list-style-type: none"> 業務規程で定めた再発行申込書で受付、再発行をしていますか。 	6.5(2)
49	特定自主検査記録表及び標章を再発行した場合、各々の受領書を受領します。	<ul style="list-style-type: none"> 業務規程で定められた再発行の料金を請求し、収納していますか。 	7.3(3) 資8

No.	解 説	点検のポイント	マニュアル
50	検査料金は業務規程に定めている金額を請求し、収納しなければなりません。 検査料金と部品代等を一括して請求する場合、その請求書には検査業務規程で定めた検査料金および部品代それぞれを明細で表示する必要があります。また、値引きする場合、検査料金部分の値引きはできません。	<ul style="list-style-type: none"> 検査料金は業務規程に定めた金額を過不足無く請求していますか。 検査料金を明示し、部品代等と区別して請求していますか。(検査料金と部品代を合算し検査料金一式として請求するのは不適当です) 検査料金と他の費用の合計金額から値引きをしていませんか。 	8
51	検査対象機械の種類、大きさ、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	<ul style="list-style-type: none"> 日報での検査所要時間が機械の種類、大きさ等の割りに短時間の場合はありませんか。 出張検査の場合、検査場所への移動時間は適正ですか。 	
52	標章が実施月の切り抜き誤り等により使用不可能となった場合は、「標章受払簿」又は「特定自主検査台帳・検査料金収納簿」の当該標章の番号記載行の適用欄にその状況を記入しておく必要があります。 そして、残片がある場合は、残片を台紙等に貼付し、保存しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。 	6.5(3)
53	また、焼失・紛失等で残片がない場合は、当事者に「顛末書」等を作成させ、保存しておきます。 (関連43)	<ul style="list-style-type: none"> 紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 紛失した検査標章についての顛末書を作成し保管してありますか。 	
54	特定自主検査台帳は3年間保存する必要があります。 *登録省令第19条の20		

協会発行図書のご案内

建荷協では特定自主検査に関する下記図書を発行頒布しています。
ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名(図書符号)	説 明
特定自主検査業務マニュアル [検査業者] (BP-ZC-01)	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査登録検査業者必携 (BC-ZC-01)	これから検査業者の登録申請をするにあたって申請に必要な事項や、登録事項の変更手続き等を解説したものです。
特定自主検査とその管理 [管理者マニュアル] (BC-ZC-06)	管理者層の方々を対象として、特定自主検査業務の管理とはどのようなことかを解説したものです。
特定自主検査に関するQ&A (BC-YC-01)	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし (PC-ZC-02)	「なぜ特定自主検査が必要なのか?」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期(特定)自主検査関係法令・通達集 (BC-ZC-03)	特定自主検査制度に関係する法令、通達(労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等)について、まとめたものです。
定期自主検査指針 (SG-LC-01フォークリフト)(SG-GR-01不整地運搬車) (SG-KC-01車両系建機)(SG-HL-01高所作業車)	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表 (各 種)	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとに纏めたものです。
特定自主検査記録表の記入例 (TC-ZC-02)	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳[検査業者用] (BC-ZC-07)	検査台帳は標章の受払と検査業者に備え付が義務つけられている帳簿の記載事項の主な事項と、業務規程に定めた検査料の収納にかかわる事項と一緒に記入できるようにしたものです。
検査整備基準値表 (SS-LC-03フォークリフト)(SS-CP-01コンクリートポンプ車) (SS-GE-03油圧ショベル)(SS-RC-01締固め用機械) (SS-GE-04トラクタ・ショベル)(SS-HL-01高所作業車) (SS-GE-05ブルドーザー)	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカー、機種ごとに纏めたものです。

Ⅷ 帳簿等(2)

区分	No.	項目	判定	備考	
帳簿等	特定自主検査記録表(証明書)	55	特定自主検査記録(証明書)の控は月別、証明書発行番号順等、系統的にファイルされている		
		56	記載事項に漏れはない		
		57 *	特定自主検査を受けた者の氏名・名称及び住所		
		58 *	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
		59 *	特定自主検査実施年月日		
		60 *	特定自主検査を実施した者の氏名(有資格者である)が自署・押印している		
		61	検査事務所責任者名が自署・押印している		
		62 *	検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		
		63	該当しない箇所は「該当なし(-)」が記されている		
		64	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している		
		65 *	補修等が必要と認められる場合、検査依頼者への連絡等措置の状況を記載している		
		66	安全に係る重要な未補修事項がある場合は事業者が補修してから標章を貼付するように要請している		
		67	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている		
		68	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している		
69 *	3年間保存している				
日報	70	作業日報と特定自主検査記録表で検査員および検査日が一致している			
	71	3年間保存している			

No.	解説	点検のポイント	メモ等
55	特定自主検査記録表(証明書)は建荷協製の記録表について、ノンカーボン式は2枚目(副)を、ノンカーボン式以外のものについては(カーボンで転写した写し)を副として系統的に保管します。	・記録表は証明書発行番号または標章番号等の番号順に綴っていますか。	7.3(1)
56	特定自主検査記録表(証明書)は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があるではありません。標題部、検査事項部、事業者への要請等及び補修等の措置内容について、検査を実施した結果を検査依頼者に分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	7.2
57	検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を正確に記入します。	・検査対象機械の使用者の氏名又は名称、及び住所を判り易く正確に記入してありますか。	
58	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
59	検査年月日とは特定自主検査が完了した日(検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日)を示します。検査年月日を訂正してはいけません。	・標章の払出日・特定自主検査記録表(証明書)の作成日になっていませんか。 ・検査後、全ての補修整備が完了した日になっていませんか。	
60	検査者氏名とは検査を実施した検査員(有資格者)の氏名のことです。検査員が自筆で署名し捺印をします。検査者氏名欄を訂正してはいけません。検査員(有資格者)2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名の自筆署名を併記し捺印します。複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。	「特定自主検査記録表の記入要領」(TC-ZC-02)を参照
61	責任者名とは代表者又は業務規程において指定された者(本社統括責任者、検査事務所統括責任者等)の氏名のことです。責任者は特定自主検査記録表(証明書)の記載内容に誤りのないことを確認後、証明書発行番号を記入し、自筆署名し捺印をします。名前の訂正をしてはいけません。複数印鑑を所有する場合、捺印する印鑑は一つに決めて使用します。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・統括責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
62	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべて項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

No.	解 説	点検のポイント	ページ
63	検査する当該機械に記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「-」を記入し記載漏れがないことを明示します。	<ul style="list-style-type: none"> ・存在しない検査箇所に「-」の記入忘れはありませんか。 ・存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。 	特定自主検査記録表の記入要領 (TC-ZC-02)を参照
64	<p>検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値と照合し良否を判定します。</p> <p>検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査機器で測定した数値は当該機械の基準値と比較し正しく判定していますか。 ・検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。 	
65	<p>検査の結果、直ちに補修等の処置を行わないと重大な災害が発生するおそれがあると判断される場合は事業者への要請等欄にその旨を明記の上、事業者にすみやかに通知します。</p> <p>直ちに補修の必要はないが、稼働時間の経過に伴って異常の発生が予見される場合は、事業者への要請等欄にその旨を明記しておきます。</p> <p>その他使用者における点検の未実施、点検方法等の不具合事項については改善策を事業者への要請等欄に記入し勧奨します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者に「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。 ・安全に係る重要な箇所が補修を必要とする場合、事業者にすみやかに通知し、その旨を記録表に記入してありますか。 	10.2
66	<p>標章は事業者（依頼主）が貼付します。ただし、事業者からの貼付の要請があったときは、検査結果に問題が無い場合に限り検査員が貼付しても良い。</p> <p>検査の結果、補修を必要とする箇所が存在し、検査の依頼者に対しその必要性を説明したが、依頼者が直ちに補修等の措置を取らない場合については、標章は貼付せず、補修完了後、標章を貼付するよう要請します。またこの要請は手渡し等直接行うことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査員自らが標章を貼付していませんか。 ・安全に係わる未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るように依頼者に要請していますか。 	10.1 資14
67	<p>検査記録表、標章を再発行した場合は再発行申請書を保管しておく必要があり、記録表（副又は控）と一緒に綴っておきます。</p> <p>標章を再発行する際、記録表を標章番号順に綴っている場合は、新旧の標章番号の両方に再発行申請書を綴ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再発行申請書は記録表（副又は控）と一緒に綴っていますか。 	7.3(3)
68	<p>検査業者は誤りのない正しい検査結果を依頼者に提示しなければなりません。このため、検査業者は検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査員が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えていますか。また、検査員がいつでも閲覧できますか。 ・検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えていますか。また、検査員がいつでも使用できるようになっていますか。 ・出張検査では検査・整備基準値表（または検査を実施する機械の頁のコピー）を携行していますか。 	13
69	<p>特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。 *登録省令 第19条の20</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記録表は3年間確実に保存されていますか。 	7.3(1)
70	<p>検査日報等を備え、検査員の業務の管理をします。また、日報はその他の台帳等と整合性がとれていなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定自主検査記録表に記載の検査員の日報に当該機械の特定自主検査の実施が記入してありますか。 ・検査実施日は同一ですか。 ・検査員の休日に検査が行われていませんか。 ・会社の休日が検査実施日の場合、検査員の休日出勤届けは提出されていますか。（検査員が休日出勤となっていますか） ・業務規程に定められた休日対応の料金を請求していますか。 ・機械に見合った検査時間となっていますか。 	
71	<p>検査日報は3年間保存する。</p>		

3. 関係法令

【労働安全衛生法】

(報告等)

第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査代行機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(書類の保存等)

第103条 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律又はこれに基づく命令の規定に基づいて作成した書類(次項及び第3項の帳簿を除く。)を、保存しなければならない。

2 登録製造時等検査機関は、厚生労働省令で定めるところにより、製造時等検査、性能検査、個別検定、型式検定、特定自主検査、免許試験、技能講習又は教習に関する事項で、厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

3 (省 略)

(罰 則)

第118条 (省略)、第54条の6第2項、(省略)の規程による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第20条、第33条第1項若しくは第2項、第42条の規程に違反した者(関係条項以外は省略)

二、三及び四 (省略)

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は50万円以下の罰金に処する。

一 第33条第3項、第45条第1項若しくは第2項、第103条第1項の規定に違反した者(関係条項以外は省略)

二、三、四、五及び六 (省略)

第121条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録製造時等検査代行機関等の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

一、二及び三 (省略)

四 第100条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

五 第103条第2項の規定による帳簿の備付け若しくは保存をせず、又は同項の帳簿に虚偽の記載をしたとき。

(両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【労働安全衛生規則】

(定期自主検査の記録)

第151条の23 事業者は、前2条の自主検査(フォークリフト関係の定期自主検査)を行なったときは、次の事項を記録し、これを3年間保存しなければならない。

一 検査年月日

二 検査方法

三 検査箇所

四 検査の結果

五 検査を実施した者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

第151条の55(不整地運搬車関係)、**第169条**(車両系建設機械関係)、**第194条の25**(高所作業車関係)

【登録省令】

(検査業者の登録事項)

第19条の13 法第54条の3第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 検査業者になろうとする者が特定自主検査を行うことができる機械等の種類

(登録の基準)

第19条の15 法第54条の3第4項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第54条の4の厚生労働省令で定める資格を有する者の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行なうために必要な数以上であること。
- 二 検査機器の数が申請に係る特定自主検査の業務を適正に行うために必要な数以上であること。
- 三 次の事項を記載した特定自主検査の業務に関する規程を定めていること。
 - イ 特定自主検査を行うことができる機械等の種類
 - ロ 検査料の額及びその収納の方法に関する事項
 - ハ 特定自主検査の検査の結果についての証明書の発行に関する事項
 - ニ 特定自主検査の業務に関する帳簿の保存に関する事項
 - ホ その他特定自主検査の業務に関し必要な事項
- 四 特定自主検査の業務を行うために必要な事務所を有すること。

(登録事項の変更)

第19条の17 検査業者は、氏名若しくは名称又は住所について変更が生じたとき(法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。)は、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書(様式7号の4)に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

2 検査業者は、第19条の13第二号に掲げる事項について変更が生じたときは、遅滞なく、検査業者登録事項変更等申請書(様式7号の4)に変更事項を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

3 検査業者は、第19条の13第三号に掲げる事項について変更しようとするとき(法第54条の5第1項の承継により変更が生じたときを除く。)は、検査業者登録事項変更等申請書に登録証及び書換えの理由を証する書面を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

(業務規程の変更の報告)

第19条の19 検査業者は、第19条の15第三号の特定自主検査の業務に関する規程を変更したときは、遅滞なく、所轄都道府県労働局長等に報告しなければならない。

(帳簿)

第19条の20 検査業者は、特定自主検査を行った機械等について、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から3年間保存しなければならない。

- 一 特定自主検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 特定自主検査を行った機械等の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号
- 三 特定自主検査を行った年月日
- 四 特定自主検査を実施した者の氏名
- 五 特定自主検査の結果
- 六 その他特定自主検査に関し必要な事項

(定期報告)

第19条の21 検査業者は、4月1日から翌年の3月31日までの間に行った特定自主検査の状況について、その年の4月30日までに、特定自主検査実施状況報告書(様式第7号の6)を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

4. その他

帳簿類の保存期間について

帳簿の保存については、【登録省令】第19条の20に保存する項目、および期間(3年間)が定められ、また、これに違反した場合の罰則は【法】第121条に定められています。

これらの定められた項目以外の帳簿類についても、関連する帳簿類については、最低でも上記帳簿と同様、保存期間3年以上(原則は記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分)保存しておくことが望ましい。また、その中で経理処理に関わる、帳票、帳簿類については、各社の会計規程に沿った保存期間とする必要があります。



特定自主検査 業務点検表 [事業内用] の解説

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

この「『特定自主検査 業務点検表 [事業内用]』の解説」は「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」の点検項目について、項目ごとに「解説」と「点検のポイント」および協会が出版する「特定自主検査業務マニュアル 事業内用」(BP-ZC-02)で解説している箇所を示したものです。

. 業務点検表を示します。

. 業務点検表に対する「解説」、「点検のポイント」、「マニュアル(特定自主検査業務マニュアル)」での説明箇所を示します。

本書を十分理解し、「特定自主検査 業務点検表[事業内用]」による適切な業務点検を実施下さる様、お願いいたします。「点検のポイント」については日常においても事業所の責任者が定期的に確認(必要であれば確認印等を行う)するよう心掛けてください。

1. 表題部 (事業所名等)

特定自主検査業務点検表 [事業内用]

検査実施事業所名	①	点検責任者 職氏名	③
点検年月日	②	年	月
		日	④
		点検者 職氏名	

① 検査実施事業所名	事業所名または事業場名を記入する。
② 点検年月日	点検を実施した年月日を記入する。
③ 点検責任者職氏名	事業所または事業場の責任者または機械管理責任者の役職と氏名を記入する。
④ 点検者職氏名	業務点検を実施した者の役職と氏名を記入する。

2. 点検項目部 (区分、項目等)

区分	No.	項目	判定	備考
----	-----	----	----	----

①	②	③	④	⑤
① 区分	点検内容の区分を示す。			
② No.	点検項目の番号を示す。			
③ 項目	業務点検を実施する際、どのような点検を行うかを表示している。文頭に「*」のある項目は法令・通達に定められた項目をしめします。			
④ 判定	判定欄には良の場合は「○」、否の場合は「×」、該当しない項目は「-」をそれぞれ記入し、検査者の人数欄および検査機器の台数欄には数値をそれぞれ記入する。			
⑤ 備考	点検内容、判定等の特記事項があれば記入する。			

I 組織・管理

区分	No.	項目	判定	備考
組織・管理	1	特定自主検査業務全般を統括する責任者として、機械管理責任者を選任している		
	2	必要に応じて機械管理責任者を補助する、検査実施責任者を選任している		
	3	標章の払出や「標章受払簿」「標章貼付簿」等の管理をする標章管理者を選任している		
	4	教育記録表を作成し、社内及び建荷協の研修・教育等を検査者毎に管理している		
機械の管理		教育内容	判定	建荷協
				研修・教育
				* 検査者資格取得研修
				* 能力向上教育
				実務研修
				安全教育
				管理セミナー
	5	検査対象機械一覧表を整備してある。(検査対象機械一覧表とは検査対象機械が、ひと目で判るよう、機械の名称、型式・車体番号、特定自主検査の実施等を記入したもの)		
	6	年間安全衛生計画の中で機械ごとに検査実施時期等を定めている		
	7	検査の実施状況をチェックし、遅滞なく検査を実施している		
	8	* 検査対象機械は、1年に1回(不整地運搬車は2年に1回)、定期的に、漏れなく検査を行っている		

No.	解説	点検のポイント	ページ
1	特定自主検査業務に関する管理体制を確立するため、業務を統括する責任者として機械管理責任者を選任します(事業場が複数の場合は事業場ごとに選任)。また、そのことが判る様、組織図、体制図を作成し機械管理責任者名を明示しておきます。	・組織図、体制図の機械管理責任者の名前が最新の者になっていますか。	
2	事業規模が大きい場合は、機械管理責任者が必要に応じて補助者として検査実施責任者を選任します。	・事業場毎に検査実施責任者を定めていますか。	
3	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、機械管理責任者が標章管理者を定め、管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	・標章管理者を定め、受払い等の業務を実施していますか。	
4	検査者の養成、検査技術向上のため、社内及び建荷協の研修・教育に積極的に参加する必要があります。検査者ごとの教育記録表を作成し、計画的に(おおむね5年)参加できるように管理します。 社内・その他: 建荷協の研修以外で管理している教育状況を判定します。 建荷協: 建荷協で開催される研修・教育について実施状況を判定します。	・検査者ごとの教育記録表を作成していますか。 ・検査者の急な欠員に対応出来るよう、計画的に検査者を養成していますか。 (社内研修、技能講習等)を記入し、その実施	
5	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査時期等を明確にします。	・一覧表は、機械の種類、号機、稼働部署、特自検実施時期等が判るものになっていますか。	12.2 表10
6	保有している特定自主検査対象機械について稼働部署、検査者の配置状況を勘案して、検査実施計画を立案します。	・一覧表は、検査が完了したものが判る様になっていますか。	12.3
7	保有している特定自主検査対象機械について一覧表を作成し、検査の実施状況を把握します。	・一覧表で実施状況を定期的に確認していますか。	2
8	特定自主検査対象機械は、1年以内ごとに1回(不整地運搬車は2年に1回)、定期的に、漏れなく検査を行わなければなりません。 * 安衛則 第151条の24.56、第169条の2、第194条の26	・機械管理責任者は特定自主検査期限切れの未実施機械がないことを定期的に確認していますか。	

II 検査者

区分	No.	項目	判定	備考
検査者	9	検査者名簿を備えている。(検査者名簿とは誰がどの資格を保有しているのか、機械等の種類ごとに何名の検査者がいるのかを把握するためにまとめたもの)		
	10	* 機械等の種類ごとに検査者を配置してある	人数	判定
	11	フォークリフト		
	12	不整地運搬車		
	13	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用)		
	14	車両系建設機械(基礎工用)		
	15	車両系建設機械(締固め用)		
	16	車両系建設機械(コンクリート打設用)		
	17	高所作業車		
	18	検査者の過去3年間の異動、退職等の経過を記録している		
	19	過去3年間の検査者の資格証の写しをファイルしている		
20	検査資格者を明確にするために検査者標識(ワッペン、腕章等)を装着している			

No.	解説	点検のポイント	マニュアル
9	事業場内に「誰が、どのような資格を保有しているか」「機械の種類ごとに何名の検査者がいるか」を把握しておく必要があります。そのため「特定自主検査検査者名簿」を作成し管理します。	・検査者名簿を備え、検査できる機械を把握していますか。 ・複数事業場がある場合は、検査できる機械を事業場毎に把握していますか。	6.3(21)
10 ~ 17	有資格者は検査対象機械の種類ごとに最低1人必要です。欠員で有資格者が一人もいない場合は、該当する機械の種類の特自主検査業務は行うことができません。欠員を補充するか、その機械については検査業者に特自主検査を依頼しなければなりません。 人数: 当該事務所内で保有している機種についてその機種の資格を保有する人数を記入。保有していない場合は「-」を記入します。 判定: 当該事務所内で特自主検査を行うことができるかできないかを判定します。	・検査対象機械で検査者の欠員のあるものはありますか。	6.1
18	特定自主検査記録の保存期間が3年となっていることから、過去3年間の検査者の在籍状況を把握しておく必要があります。最新の特定自主検査検査者名簿と過去3年間分の検査者名簿を保存しておきます。	・検査者名簿を3年間保存していますか。	6.3(1) 頁4
19	特定自主検査記録の保存期間が3年となっていることから、記録表に記載されているすべての検査者の資格証の写しを保管しておきます。	・資格者の修了証の写しを3年間保存していますか。	
20	無資格者による検査を防止するために、検査者は有資格者であることを他の社員と区別できる標識を装着します。	・標識を確認できますか。 ・標識は検査者のみが装着するルールになっていますか。	6.3(2)2

協会頒布品のご案内 建荷協では無資格者による検査を防止するため、「事業内検査者シール」、「腕章」、「ワッペン」を頒布しています。ご購入は建荷協都道府県各支部にお申し付け下さい。

保有する資格をヘルメットに貼付

事業内検査者シール

腕章

ワッペン (アイロンで圧着)

Ⅲ 検査機器

区分	No.	項目	判定	備考				
検査機器	21	検査機器台帳を備えている						
	22	検査機器は1台以上保有し、検査者の人数に対して適正である						
	23	検査機器は整備され、いつでも使用できる状態にある						
			台数	判定	整備状況	台数	判定	整備状況
		①圧力計 (コンプレッションゲージ)	ディーゼル用 ガソリン用			⑤油圧計		
		②回転計				⑥電圧計		
	③シックネスゲージ				⑦電流計			
	④ノズルテスター				⑧探傷器(又はカーチェック等)			
					⑨磨耗ゲージ			

No.	解説	点検のポイント	マニュアル
21	検査機器台帳を備え、検査機器の数量、保守状態を確認し、その結果と不具合機器の校正、更新状況等の記録を保存しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> 検査機器台帳等を備え定期的に数量、状態等を点検していますか。 台帳に記載されている機器(メーカー名・型式・機番及び数量等)と現在保有の検査機器と相違はありませんか。 	8.2 頁6
22	検査機器は最低1組以上、特定自主検査実施台数に応じた数量を保有することが望ましい。 保有が困難な場合は特自検の際、検査機器を借りて実施できる体制を確保しておく必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 検査機器は性能、数量等を満足していますか。 検査機器の保有が2組なのに3名の検査者が各々異なる場所で終日特定自主検査業務に就いていませんか。 	8.1
23	検査機器は常に整備され、いつでも使用できる状態であれば、特定自主検査は実施できません。	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な機器の検査、補修の結果を検査機器台帳に記載してありますか。 検査の結果不具合のある機器は修理、校正または更新をしていますか。また結果を検査機器台帳に記載してありますか。 	
	台数 : それぞれの検査機器の保有数を記入します。 判定 : 保有する検査対象機械の検査を行う性能に適合している機器の数量を記入、不適合の数量を()内に記入します。 整備状況 : 正常に使用できる検査機器の数量を記入、不良の機器の数量を()内に記入します。		

検査機器について

事業内検査では特定自主検査を実施するために使用する検査機器の備え付けは義務づけられていません。しかし、検査をする以上は、必要最小限の検査機器は、検査時には、すぐに使用できる状態であることが必要です。検査機器を保有していない場合でも、必要に応じていつでも使用できる体制(検査機器を随時借用・使用できる体制)を整え、借用した際は検査機器を使用した証として借用証を保存しておきます。

Ⅳ 検査済標章

区分	No.	項目	判定	備考
検査済標章	24	標章管理者を定め、直接、受払・引当等の実務を行っている		
	25	標章受払簿を備えている		
	26	標章の貼付位置は適切である		
	27	標章受払簿の残数と現物が一致している		
	28	標章はロッカー等施錠設備のある箇所に保管している		
	29	年末残数の廃棄処理を適正に行っている		

No.	解説	点検のポイント	マニュアル
24	標章の紛失、払出し間違い等を防止するため、機械管理責任者が標章管理者を定め、管理者に限定して標章の管理、受払い業務等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 標章管理者を定め、受払い等の業務を実施していますか。 	
25	標章受払簿を備え、標章の受入数、払出数、廃棄数、残数等を管理します。受入、払出の都度記入するようにします。	<ul style="list-style-type: none"> 標章の受入先(建荷協支部、本社、事務所等)が備考欄に記入してありますか。 	
26	標章は機械の運転席付近で、車両の管理者、運転者、検査者等が見やすく、仕様変更、修理等を行っても容易に取り外せない部分、また、汚れ、損傷等が発生しにくい場所に貼付します。	<ul style="list-style-type: none"> 標章は特定自主検査を行なった年月を明らかにするように見やすい場所に貼付していますか。 	10.5
27	標章受払簿に記載の残数と実際の標章の残数が一致していることが必要です。また標章の番号についても同様に一致していることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 受払簿の払出しの最終標章番号と残りの標章の最初の番号とが連番となっていますか。 機械管理責任者が定期的に受払簿と実際の標章の残数を確認していますか。 	

28	標章は施錠可能なロッカー、金庫、キャビネット等の収納設備に収納し、また、収納設備は標章受払時以外は施錠しておきます。	・収納設備の鍵は機械管理責任者若しくは標章管理者が保管していますか。 ・収納設備は標章受払時以外は施錠されていますか。	105
29	年末の余剰分等の標章は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断し保管する等、適切に廃棄処理を行います。	・廃棄した標章の番号、枚数、廃棄理由を記入していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。	

V 帳簿等(1)

区分	No.	項目	判定	備考
帳簿等	30	標章の受払は適正に記載されている		
	31	受入数、払出数、残数に差異がない		
	32	月ごと(週ごと)等一定の期間単位で管理され、払出数が適切である		
	33	廃棄処理が適正に行われ、廃棄理由が明確になっている		
	34	3年間保存している		
	35	標章番号順等系統的に記載されている		
	36	記載事項に漏れがない		
	37	再発行の場合、適用欄に旧標章番号を記載している。		
	38	標章番号に欠番はない		
	39	汚損、切取ミス等、使用不可能になった標章は、理由を記載し残余片を保管している		
	40	紛失した標章は、紛失理由を記載してある		
	41	一人一日あたりの検査台数は適正である		
	42	3年間保存している		

No.	解説	点検のポイント	メモ等
30	標章受払簿には標章の標章番号、受入数、払出数、残数、廃棄数、受払先等の状況を正確に記入しなければなりません。	・受入れた全ての標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・払出した標章の枚数と標章番号を記入していますか。 ・受払後の標章の残数を記入していますか。 ・標章を廃棄した場合、廃棄数と廃棄理由を記入していますか。	10.5 資8
31	機械管理責任者は標章受払簿に記載の項目について、間違いがないか、定期的に確認をします。	・標章受払簿の記載事項について、定期的に確認していますか。	
32	標章の受払の都度、又は週、月単位等、定期的に受払の状況を記載し管理しなければなりません。また、その結果を機械管理責任者が確認・押印します。	・機械管理者の確認(押印等)は定期的に行なわれていますか。	
33	実施月の切取りミス、年末余剰等は、標章番号・廃棄年月日・廃棄枚数・廃棄方法・廃棄者氏名を受払簿に記入の上、標章番号を含む部位を切断し保管する等、適切に廃棄処理を行います。	・廃棄した標章の番号、枚数、廃棄理由を記入していますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。	
34	標章受払簿は3年間保存することが望ましい。	・受払簿と標章番号を含む部位を切断したものは保存してありますか。	
35	標章貼付簿は記録表の発行番号若しくは標章番号等、何れかの番号順で系統的に管理します。	・番号順になっていない場合は理由が明確になっていますか。	
36	標章貼付簿では標章番号、当該検査標章を貼付した機械名、型式、車体番号、検査年月日、検査者名、補修確認月日等を記入します。	・該当する項目が無い場合は(一)で未記入でないことを明示していますか。	
37	標章を再発行する場合は適用欄に旧標章番号を記載します。	・再発行した標章の適用欄に旧標章番号が記載してありますか。	
38	払出した標章は全て標章貼付簿に記載し欠番のないように管理します。	・払出し後、長期間の仕掛りとなる場合は、一旦戻入します。	
39	標章の実施月の切り抜き誤り等、標章を廃棄する場合は標章番号を含む部位の保管と廃棄理由を明確にしておくことが必要です。	・廃棄した標章の摘要欄に廃棄理由を記入してありますか。 ・廃棄した標章の番号を含む部位を保管していますか。	10.5 資9
40	標章を紛失した場合は標章受払簿の廃棄欄、標章貼付簿の摘要欄にその理由を明記するとともに、当事者に顛末書を作成させ保管しておきます。	・紛失した標章の標章番号の摘要欄に紛失理由を記入してありますか。 ・紛失した標章について顛末書を作成し保管してありますか。	
41	検査対象機械の種類、大きさ、検査方法等から判断し、1日当たりの検査台数は適正でなければなりません。	・検査所要時間が機械の種類、大きさ等の割りに短時間の場合はありませんか。	
42	標章貼付簿は3年間保存することが望ましい。		

VI 帳簿等(2)

区分	No.	項目	判定	備考
帳簿等 (証明書)	43	特定自主検査記録表は、標章番号別、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的に全てファイルされている		
	44	* 記載事項に漏れはない		
	45	メーカー名、機械の種類、型式、性能及び製造年月日又は製造番号		
	46	* 特定自主検査実施年月日		
	47	* 特定自主検査を実施した者の氏名（有資格者である）が自署・押印している		
	48	機械責任者名が自署・押印している		
	49	* 検査箇所、検査内容等に記載漏れ・誤記はない		

No.	解説	点検のポイント	メモリアル
43	特定自主検査記録表は標章番号順、記録表発行番号順、検査年月日順等、系統的にファイルしておけば検査標章の紛失防止、記録表の発行漏れ防止に役立ちます。また特定自主検査記録表は3年間保存します。	・特定自主検査記録表は発行番号または標章番号等の番号順に経っていますか。	
44	特定自主検査記録表は特定自主検査を実施したことを証明する重要な書類です。記載事項に記入漏れ、記入ミス等があってはなりません。標題部、検査事項部、補修等の措置内容について、検査を実施した結果を分かり易く記入します。	・記入漏れ、記入ミスはありませんか。 ・丁寧に判り易く記入されていますか。	
45	メーカー名、型式、製造・車体番号、性能を銘板等で確認して正確に記入します。	・項目はすべて記入してありますか。 ・製造・車体番号を訂正していませんか。	
46	検査年月日とは特定自主検査が完了した日（検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日）を示します。検査年月日を訂正をしてはいけません。	・検査実施者の不在日になっていませんか。 ・修正液、修正テープで修正していませんか。	
47	検査者氏名とは検査を実施した検査者(有資格者)の氏名のことです。検査者が自筆で署名、捺印をします。検査者氏名を訂正してはいけません。検査者(有資格者)2名で検査を実施した場合はいずれかを代表者とするか2名それぞれが自筆署名し捺印します。	・検査者名が印刷・ゴム印になっていませんか。	7
48	責任者名とは事業者名又は機械管理責任者のことです。責任者が記入内容を確認後、署名、捺印します。	・責任者氏名が印刷・ゴム印になっていませんか。 ・責任者の不在の日が発行日になっていませんか。	
49	当該機械の検査箇所及び検査内容について、確実に検査を実施し正確に記入します。また、特定自主検査記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をします。 * 安衛則 第151条の23、55、第169条、第194条の25	・検査箇所及び検査内容の、検査すべきすべての項目について検査し、確認チェック「レ」を付していますか。 ・特定自主検査記録表に記載のない検査箇所及び検査内容の項目は、追記し検査をしていますか。	

帳簿類の保存期間について

特定自主検査の結果（特定自主検査記録表）については安全衛生規則第151条の23、55、第169条、第194条の25にて3年間と定められています。

また、台帳類については特に定められていませんが、検査業検査の場合に定められている（【登録省令】第19条の20）3年間（原則は記載した日から3年間であるが、当該年度を除いた過去3年度分）相当、保存しておくことが望ましい。

帳簿等	50	該当しない箇所は「該当なし(ー)」が記されている	
	51	適切な検査機器を使用し、検査方法欄にチェックを記している	
	52	* 検査の結果、異常が認められた箇所は、直ちに補修その他必要な措置をとり、正常な状態に修復している	
	53	重大な安全装備の未補修事項がある場合は補修を確認してから標章を貼付することとしている	
	54	検査記録表、標章を再発行した場合の再発行申込書を一緒にファイルしている	
	55	定期自主検査指針および検査・整備基準値表を備付、これに基づき検査を実施している	
	56	* 3年間保存している	
	注意 この検査業検査の欄は特定自主検査を検査業者に依頼している場合に記入して下さい		
検査業検査	57	検査業者が作成した特定自主検査記録表(検査結果証明書)を所定の年数(3年間)保存している	
	58	検査業者による検査の結果、異常が認められた箇所は、補修その他必要な措置を講じ、正常な状態に修復した上で標章を貼付している	

No.	解説	点検のポイント	マニュアル
50	検査する当該機械に特定自主検査記録表に記載されている検査箇所が存在しない場合は、検査結果欄および補修内容欄に「ー」を記入し、記載漏れがないことを明示します。	<ul style="list-style-type: none"> 存在しない検査箇所に「ー」の記入忘れはありませんか。 存在しない検査箇所及び検査項目に検査実施済みの確認チェック「レ」を付していませんか。 	
51	検査は適切な検査方法、適切な検査機器を使用して実施します。またその結果を基準値表と照合し良否を判定します。 検査方法欄は検査を行った方法、使用した検査機器に確認チェック「レ」を付します。検査方法欄にない方法、検査機器を使用した場合は追記して確認チェック「レ」を付します。	<ul style="list-style-type: none"> 検査機器で測定した数値は当該機械の基準値表と照合し正しく判定していますか。 検査内容、検査方法・検査機器に正しく確認チェック「レ」を付していますか。また、検査方法欄にない方法、検査機器を使用して検査を実施した場合、検査方法、検査機器名を追記してありますか。 	7
52	検査の結果、直ちに補修等の処置を行わないと重大な災害が発生すると判断される場合は事業者への要請等欄にその旨を明記します。なお、事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければなりません。 また、検査の結果、直ちに補修の必要はないが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される場合でも事業者への要請等欄にその旨を記入しておく必要があります。 ・機械管理者は補修等の処置に関して補修計画を立て速やかに補修を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への要請等欄は不具合のある箇所の番号と、具体的な不具合内容、補修等の要請を事業者に「何を何時までにどうすれば良いか」判り易く記入してありますか。 安全に係る重要な箇所が補修を必要とする場合、すみやかに補修措置を講じていますか。 機械管理者は補修計画を立て、補修の完了を確認していますか。 	11
53	検査の結果、補修を必要とする箇所が存在したが、直ちに補修等の措置を取れない場合については、標章は貼付せず、補修完了後貼付します。	<ul style="list-style-type: none"> 安全に係わる未補修部分がある場合は補修実施を確認後に標章を貼るようになっていますか。 	11.3
54	特定自主検査記録表、標章を再交付した場合は再交付申請書を保管しておく必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 再交付申請書は特定自主検査記録表(副又は控)と一緒に綴っていますか。 	
55	検査対象機械についての検査項目、検査方法、判定基準等を定めた「定期自主検査指針」及び検査対象機械の測定値等の良否を判定する基準値を掲載した「検査・整備基準値表」を準備し、検査者が判定基準に従って適正な判断ができるようにしておきます。	<ul style="list-style-type: none"> 定期自主検査指針は特定自主検査を行うことができる機械について最新のものを備えていますか。また、検査者がいつでも閲覧できますか。 検査・整備基準値表は特定自主検査を実施した全ての機械、年式、型式について備えていますか。また、検査者がいつでも使用できるようになっていますか。 	9
56	特定自主検査記録表は3年間保存する必要があります。事業内検査・検査業検査どちらで検査を実施した場合でも記録表は系統的にファイルし保存しておきます。	<ul style="list-style-type: none"> 記録表は3年間確実に保存されていますか。 	7.3
57			2
58	検査業者による検査の結果、直ちに補修等の処置を行わないと重大な災害が発生すると判断される場合、事業者への要請等欄にその旨が明記されます。事業者はすみやかに補修等の措置を行わなければなりません。 また、直ちに補修の必要はないが、稼働時間の経過に伴い異常の発生が予見される場合でも事業者への要請等欄にその旨を記入されます。	<ul style="list-style-type: none"> 検査業者による検査の結果、事業者への要請等欄に明記の有無を確認していますか。 安全に係る重要な箇所が補修を必要とする場合はすみやかに補修措置を講じた上で標章を貼付していますか。(関連52, 53) 	11

協会発行図書のご案内

建荷協では特定自主検査に関する下記図書を発行頒布しています。
ご購入は建荷協都道府県各支部へお申し付け下さい。

図書名（図書符号）	説明
特定自主検査業務マニュアル【事業内検査】 (BP-ZC-02)	特定自主検査業務が的確に行われるよう、必要とされる項目ごとに判りやすく説明したものです。
特定自主検査に関するQ&A (BC-YC-01)	特定自主検査の適正な実施を行なうため実務から得た質疑をQ&Aとしてまとめたものです。
安全と特定自主検査のおはなし (PC-ZC-02)	「なぜ特定自主検査が必要なのか？」をご理解いただけるよう、イラスト入りでわかりやすく解説したパンフレットです。
定期（特定）自主検査関係法令・通達集 (BC-ZC-03)	特定自主検査制度に関する法令、通達（労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、告示等）について、まとめたものです。
定期自主検査指針 (SG-LC-01フォークリフト) (SG-GR-01不整地運搬車) (SG-KC-01車両系建機) (SG-HL-01高所作業車)	労働安全衛生法 第45条第3項の規定に基づき公表された自主検査指針を関係事業者等への便宜を図るために発行しているものです。
特定自主検査記録表 (各種)	特定自主検査の結果を記録するための表を定期自主検査指針に則り、機械ごとに纏めたものです。
特定自主検査記録表の記入例 (TC-ZC-02)	特定自主検査記録表を正しく記入するために、記入の仕方の解説と記入例を示したものです。
特定自主検査台帳【事業内用】 (BC-ZC-04)	検査台帳は特定自主検査済標章の受払を明確に記録しておくための標章受払簿と特定自主検査の実施した状況を記録するための標章貼付簿からなります。
検査整備基準値表 (SS-LC-03フォークリフト) (SS-CP-01コンクリートポンプ車) (SS-GE-03油圧ショベル) (SS-RC-01締固め用機械) (SS-GE-04トラック・ショベル) (SS-HL-01高所作業車) (SS-GE-05ブルドーザー)	特定自主検査結果の良否を判定するための「基準値」を機械の種類、メーカー、機種ごとに纏めたものです。

本解説の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることが出来ます。

© 2013 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 URL: <http://www.sacl.or.jp>

平成25年6月増刷

平成28年度 特定自主検査実施状況（検査業者によるもの）

検査業者は、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の第19条の21の規定により、毎年度、特定自主検査の実施状況を、登録を受けている厚生労働大臣又は都道府県労働局長あてに報告しなければならないとされている。

以下の表は、平成28年度分として報告のあった実施状況を集計したものである。

フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車についての特定自主検査対象機械の実施台数は1,233,945台で、平成27年度に比べ23,536台（1.9%）の増加となっている。

表-1 検査業者による特定自主検査実施台数及び検査者数(全国集計)

上段:平成27年度 下段:平成28年度 (前年比)

登録別 機械等の種類		大臣登録		局長登録		合計	
		検査者数	検査実施台数	検査者数	検査実施台数	検査者数	検査実施台数
フォークリフト		6,318	387,485	10,631	347,117	16,949	734,602
		6,420	395,262	10,588	352,050	17,008	747,312 (+1.7%)
不整地運搬車		6,230	1,627	7,648	3,605	13,878	5,232
		5,914	1,485	7,601	3,630	13,515	5,115 (-2.2%)
車両系建設機械	整地・運搬・積込み用 ・掘削用及び解体用	7,771	183,542	11,842	198,135	19,613	381,677
		7,675	187,321	11,646	204,155	19,321	391,476 (+2.6%)
	基礎工専用	5,632	3,686	5,618	7,683	11,250	11,369
		5,427	3,755	5,578	7,895	11,005	11,650 (+2.5%)
	締固め用	5,561	8,129	6,863	16,137	12,424	24,266
5,369		7,708	6,768	16,611	12,137	24,319 (+0.2%)	
コンクリート 打設用	129	544	722	3,569	851	4,113	
	455	594	757	4,119	1,212	4,713 (+14.6%)	
(小計)		19,093	195,901	25,045	225,524	44,138	421,425
		18,926	199,378	24,749	232,780	43,675	432,158 (+2.6%)
高所作業車		2,035	11,288	4,285	37,862	6,320	49,150
		2,034	11,102	4,250	38,258	6,284	49,360 (+0.4%)
計		33,676	596,301	47,609	614,108	81,285	1,210,409
		33,294	607,227	47,188	626,718	80,482	1,233,945 (+1.9%)

特定自主検査実施状況 厚生労働大臣登録 都道府県別集計
(平成28年度)

表-2 特定自主検査を実施する者の数									
		フォーグワト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
1	北海道	153	328	404	311	306	6	66	1,574
2	青森県	95	182	207	159	159	2	31	835
3	岩手県	90	183	218	159	171	6	63	890
4	宮城県	148	264	302	230	229	13	56	1,242
5	秋田県	77	96	109	59	67	0	18	426
6	山形県	55	65	66	52	52	0	16	306
7	福島県	76	102	106	81	80	6	21	472
8	茨城県	111	76	110	72	68	25	38	500
9	栃木県	87	69	95	73	69	18	19	430
10	群馬県	89	50	90	53	59	15	5	361
11	埼玉県	298	140	278	177	189	41	105	1,228
12	千葉県	230	163	296	224	195	59	75	1,242
13	東京都	247	121	197	124	108	24	87	908
14	神奈川県	267	162	267	170	148	42	67	1,123
15	新潟県	186	221	269	205	204	2	42	1,129
16	富山県	64	91	121	98	94	2	25	495
17	石川県	87	119	150	114	118	5	31	624
18	福井県	14	11	11	11	11	1	13	72
19	山梨県	23	40	55	44	45	10	13	230
20	長野県	123	102	174	113	119	34	56	721
21	岐阜県	161	145	204	129	129	5	63	836
22	静岡県	123	139	139	102	104	5	20	632
23	愛知県	597	347	542	326	304	14	254	2,384
24	三重県	225	162	216	141	142	4	89	979
25	滋賀県	121	28	49	15	23	1	13	250
26	京都府	144	119	140	78	94	1	44	620
27	大阪府	541	248	347	215	209	16	136	1,712
28	兵庫県	223	189	220	159	148	11	60	1,010
29	奈良県	33	34	39	21	27	0	3	157
30	和歌山県	48	82	90	75	77	0	18	390
31	鳥取県	57	53	60	47	48	2	16	283
32	島根県	58	83	93	80	81	3	30	428
33	岡山県	184	138	163	123	120	1	56	785
34	広島県	219	184	249	158	150	4	144	1,108
35	山口県	79	100	103	78	69	0	16	445
36	徳島県	46	93	105	89	89	5	6	433
37	香川県	59	98	107	85	83	7	23	462
38	愛媛県	126	120	160	112	112	7	31	668
39	高知県	38	67	78	70	68	6	10	337
40	福岡県	341	295	339	244	234	15	68	1,536
41	佐賀県	116	75	94	67	74	8	25	459
42	長崎県	90	109	123	91	91	5	21	530
43	熊本県	83	93	109	67	72	1	13	438
44	大分県	33	57	66	62	62	3	4	287
45	宮崎県	58	103	117	97	97	0	11	483
46	鹿児島県	81	133	148	123	123	5	9	622
47	沖縄県	16	35	50	44	48	15	4	212
		6,420	5,914	7,675	5,427	5,369	455	2,034	33,294

	フォーグワト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
前年度実績	6,318	6,230	7,771	5,632	5,561	129	2,035	33,676
増減	102	-316	-96	-205	-192	326	-1	-382

特定自主検査実施状況 厚生労働大臣登録 都道府県別集計
(平成28年度)

表-3 特定自主検査を行った機械の数									
		フォークリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
1	北海道	5,666	95	11,416	67	113	0	369	17,726
2	青森県	3,502	28	5,227	6	149	0	7	8,919
3	岩手県	3,041	54	4,762	41	263	15	105	8,281
4	宮城県	6,894	118	8,069	197	443	18	761	16,500
5	秋田県	2,031	39	2,564	9	74	0	50	4,767
6	山形県	1,670	17	2,171	35	71	0	31	3,995
7	福島県	3,886	45	3,673	18	149	4	150	7,925
8	茨城県	8,132	7	3,048	162	99	0	96	11,544
9	栃木県	4,958	5	1,507	28	54	0	64	6,616
10	群馬県	6,952	27	3,175	10	146	86	0	10,396
11	埼玉県	21,929	24	4,533	182	50	16	1,408	28,142
12	千葉県	14,809	17	5,758	716	115	184	422	22,021
13	東京都	16,033	18	4,897	192	124	0	686	21,950
14	神奈川県	19,698	42	6,043	162	156	27	587	26,715
15	新潟県	6,954	71	11,325	118	398	3	211	19,080
16	富山県	2,251	9	2,198	45	91	0	187	4,781
17	石川県	4,347	15	1,424	27	60	7	136	6,016
18	福井県	937	1	736	6	33	0	2	1,715
19	山梨県	1,797	10	2,081	17	53	0	119	4,077
20	長野県	7,589	35	6,913	7	262	0	58	14,864
21	岐阜県	14,142	57	6,680	39	361	1	94	21,374
22	静岡県	9,349	33	5,163	85	161	66	9	14,866
23	愛知県	40,799	33	9,114	384	367	89	1,003	51,789
24	三重県	15,640	41	4,900	71	279	0	323	21,254
25	滋賀県	9,795	3	568	62	13	0	49	10,490
26	京都府	9,795	18	2,824	63	78	0	64	12,842
27	大阪府	44,015	17	5,110	264	135	0	825	50,366
28	兵庫県	13,705	27	4,037	30	103	9	360	18,271
29	奈良県	2,911	7	922	0	30	0	3	3,873
30	和歌山県	2,056	32	2,224	5	138	0	29	4,484
31	鳥取県	2,780	36	1,464	14	83	0	18	4,395
32	島根県	2,651	29	3,179	82	231	12	31	6,215
33	岡山県	12,225	23	3,100	33	118	0	38	15,537
34	広島県	14,008	34	4,276	74	154	10	773	19,329
35	山口県	3,685	25	3,434	26	124	0	15	7,309
36	徳島県	2,754	15	2,664	8	117	1	2	5,561
37	香川県	3,524	17	3,437	61	172	0	653	7,864
38	愛媛県	9,570	50	4,513	44	294	1	331	14,803
39	高知県	2,736	25	2,317	8	109	12	14	5,221
40	福岡県	17,113	64	5,888	240	239	0	566	24,110
41	佐賀県	5,030	50	2,694	61	204	13	125	8,177
42	長崎県	4,331	14	2,414	16	158	20	113	7,066
43	熊本県	3,551	30	3,532	6	112	0	184	7,415
44	大分県	491	30	2,120	6	128	0	0	2,775
45	宮崎県	2,322	59	2,558	15	314	0	24	5,292
46	鹿児島県	3,041	34	4,410	10	404	0	6	7,905
47	沖縄県	167	5	2,259	3	179	0	1	2,614
		395,262	1,485	187,321	3,755	7,708	594	11,102	607,227

	フォークリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
前年度実績	387,485	1,627	183,542	3,686	8,129	544	11,288	596,301
増減	7,777	-142	3,779	69	-421	50	-186	10,926

特定自主検査実施状況 都道府県労働局長登録 都道府県別集計
(平成28年度)

表-4 特定自主検査を実施する者の数									
		フォーグリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
1	北海道	741	747	1,195	581	665	84	407	4,420
2	青森県	198	183	257	141	145	15	103	1,042
3	岩手県	163	224	256	158	187	11	86	1,085
4	宮城県	178	147	227	111	129	8	61	861
5	秋田県	137	220	314	172	203	11	102	1,159
6	山形県	147	166	255	140	139	12	59	918
7	福島県	254	307	397	218	253	13	128	1,570
8	茨城県	350	180	369	124	155	6	80	1,264
9	栃木県	324	186	321	116	180	10	69	1,206
10	群馬県	371	175	284	85	159	10	95	1,179
11	埼玉県	375	196	287	151	191	14	85	1,299
12	千葉県	306	149	220	92	97	15	79	958
13	東京都	347	70	183	62	71	20	109	862
14	神奈川県	266	93	193	95	122	19	71	859
15	新潟県	393	361	507	199	252	43	158	1,913
16	富山県	240	189	262	137	190	15	18	1,051
17	石川県	115	163	212	166	174	29	87	946
18	福井県	175	174	246	138	144	20	121	1,018
19	山梨県	77	88	108	68	81	2	21	445
20	長野県	245	240	383	87	211	28	157	1,351
21	岐阜県	182	143	204	108	119	7	58	821
22	静岡県	533	184	401	140	161	32	174	1,625
23	愛知県	718	221	390	182	214	29	247	2,001
24	三重県	135	95	151	78	98	11	55	623
25	滋賀県	129	94	176	66	80	13	52	610
26	京都府	80	80	122	77	75	9	55	498
27	大阪府	211	71	158	100	81	14	113	748
28	兵庫県	395	164	373	186	178	36	155	1,487
29	奈良県	88	38	77	47	48	4	41	343
30	和歌山県	135	88	140	44	64	6	32	509
31	鳥取県	86	92	95	72	86	6	48	485
32	島根県	135	123	162	110	120	12	66	728
33	岡山県	164	162	220	122	124	24	60	876
34	広島県	242	246	308	110	181	20	108	1,215
35	山口県	213	181	204	104	129	23	119	973
36	徳島県	70	50	71	56	56	2	18	323
37	香川県	134	60	109	61	58	10	40	472
38	愛媛県	181	134	145	70	99	12	67	708
39	高知県	61	74	104	62	74	13	29	417
40	福岡県	299	152	268	144	146	11	109	1,129
41	佐賀県	43	34	40	22	26	5	27	197
42	長崎県	116	110	138	96	103	19	59	641
43	熊本県	154	90	178	55	90	8	52	627
44	大分県	164	131	208	45	111	3	81	743
45	宮崎県	146	205	273	149	187	9	85	1,054
46	鹿児島県	223	231	320	134	219	20	119	1,266
47	沖縄県	149	90	135	97	93	14	85	663
		10,588	7,601	11,646	5,578	6,768	757	4,250	47,188

	フォーグリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
前年度実績	10,631	7,648	11,842	5,618	6,863	722	4,285	47,609
増減	-43	-47	-196	-40	-95	35	-35	-421

特定自主検査実施状況 都道府県労働局長登録 都道府県別集計
(平成28年度)

	フォークリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計	
1	北海道	19,603	92	12,142	356	260	224	2,267	34,944
2	青森県	4,045	67	4,282	256	263	48	656	9,617
3	岩手県	4,861	201	6,536	143	328	27	638	12,734
4	宮城県	7,261	63	3,843	306	352	11	498	12,334
5	秋田県	2,635	145	6,707	83	298	26	442	10,336
6	山形県	4,986	58	6,215	68	362	132	440	12,261
7	福島県	10,177	288	14,927	194	1,398	9	1,118	28,111
8	茨城県	17,977	217	6,137	168	514	80	1,265	26,358
9	栃木県	14,247	125	8,900	125	844	43	1,087	25,371
10	群馬県	12,407	151	4,411	116	429	29	727	18,270
11	埼玉県	23,369	31	8,218	658	516	212	1,280	34,284
12	千葉県	11,425	26	2,726	306	192	130	1,820	16,625
13	東京都	18,447	11	1,943	102	205	411	1,468	22,587
14	神奈川県	14,326	21	3,335	232	164	363	1,110	19,551
15	新潟県	8,006	80	6,309	420	575	30	1,187	16,607
16	富山県	8,496	25	5,014	92	243	65	447	14,382
17	石川県	3,639	34	3,127	73	69	25	521	7,488
18	福井県	5,048	102	5,629	118	502	29	456	11,884
19	山梨県	3,771	10	1,969	63	117	5	277	6,212
20	長野県	7,302	189	9,160	154	1,057	84	1,177	19,123
21	岐阜県	3,626	16	3,458	127	231	19	825	8,302
22	静岡県	31,929	50	6,011	259	418	88	1,441	40,196
23	愛知県	20,510	36	8,163	575	685	147	2,137	32,253
24	三重県	2,702	31	2,999	70	261	122	491	6,676
25	滋賀県	4,183	42	3,888	88	267	15	470	8,953
26	京都府	812	34	2,616	85	145	47	784	4,523
27	大阪府	6,063	10	1,221	442	97	340	1,229	9,402
28	兵庫県	19,369	51	4,512	234	414	771	1,141	26,492
29	奈良県	2,576	15	925	52	31	30	381	4,010
30	和歌山県	3,453	18	1,534	45	78	30	270	5,428
31	鳥取県	868	40	1,606	34	226	21	174	2,969
32	島根県	768	35	2,016	85	156	23	386	3,469
33	岡山県	2,854	230	3,606	221	343	36	806	8,096
34	広島県	6,275	406	5,066	195	379	72	753	13,146
35	山口県	5,582	20	1,413	145	86	11	586	7,843
36	徳島県	2,163	7	1,618	79	188	8	370	4,433
37	香川県	3,823	5	1,648	44	172	21	656	6,369
38	愛媛県	1,677	74	2,469	79	154	20	561	5,034
39	高知県	289	28	1,929	85	146	29	344	2,850
40	福岡県	7,778	22	3,223	173	323	96	1,013	12,628
41	佐賀県	589	12	438	59	83	0	138	1,319
42	長崎県	805	88	3,336	58	444	46	680	5,457
43	熊本県	4,534	58	2,667	156	281	4	530	8,230
44	大分県	4,952	114	3,700	39	602	9	828	10,244
45	宮崎県	3,899	148	5,680	28	694	5	364	10,818
46	鹿児島県	4,901	57	4,893	200	687	84	874	11,696
47	沖縄県	3,042	47	1,990	205	332	42	1,145	6,803
		352,050	3,630	204,155	7,895	16,611	4,119	38,258	626,718

	フォークリフト	不整地	整地	基礎工事	締固め	コンクリート	高所	合計
前年度実績	347,117	3,605	198,135	7,683	16,137	3,569	37,862	614,108
増減	4,933	25	6,020	212	474	550	396	12,610

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

厚生労働省

厚生労働省労働基準局安全衛生部長より会長宛「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」について 対策推進の協力要請がありましたのでお知らせします。

基安発 0922 第 3 号
平成 29 年 9 月 22 日

公益社団法人
建設荷役車両安全技術協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。
労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は、昨年は前年より増加し、平成 29 年も減少傾向がみられず、また、死亡者数は、昨年は 2 年連続で過去最少となったものの、平成 29 年は対前年比で 9.6%（8 月末現在）の増加となっており、極めて憂慮すべき事態です。

このため、別添のとおり、職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請を関係業界団体あてに行っています。貴団体におかれましては、当該要請についてご了知いただくとともに、対策の趣旨をご理解いただき、対策の推進にご協力をお願いいたします。

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきており、特に死亡者数は、昨年は2年連続で過去最少となりました。しかしながら、休業4日以上之死傷者数は、昨年は前年より増加し、平成29年も減少傾向がみられない状況です。また、平成29年は死亡災害が夏場に急増し、対前年比で9.6%（8月末現在）の増加となっております。この傾向が続けば、死傷災害、死亡災害ともに前年に比べ増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

特に、8月単月では、死亡災害は、前年同月比57.1%の大幅な増加となっております。ここ最近発生した死亡災害を個別にみると、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことによるものが多数見られ、企業の景況感が改善する中、人手不足が顕在化し、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

一方、第12次労働災害防止計画では、死亡災害、死傷災害ともに平成24年比で平成29年までに15%以上減少させることを目標としていますが、平成29年度が最終年度であり、上記の労働災害発生状況を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不撓の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成29年9月22日

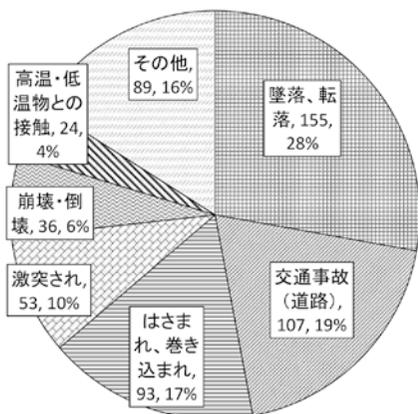
厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 田中 誠二

事故の型別労働災害発生状況(平成29年1月～8月の速報値)

死亡災害

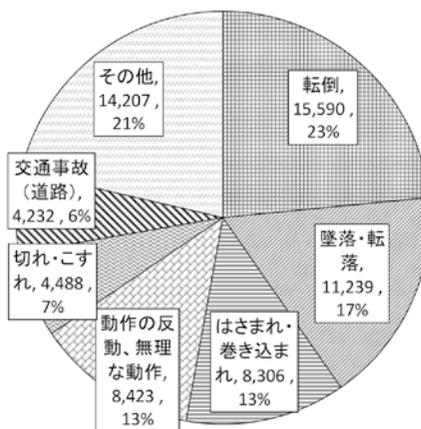
557人、前年同期比+9.6%



出典：死亡災害報告

休業4日以上死傷災害

66,485人、前年同期比+0.9%

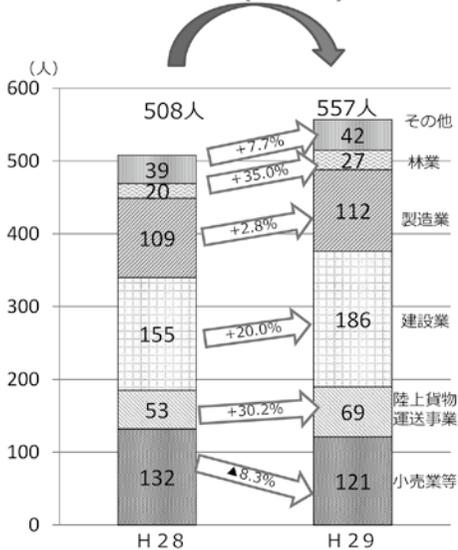


出典：労働者死傷病報告

労働災害発生状況(平成29年1月～8月の速報値)

死亡災害

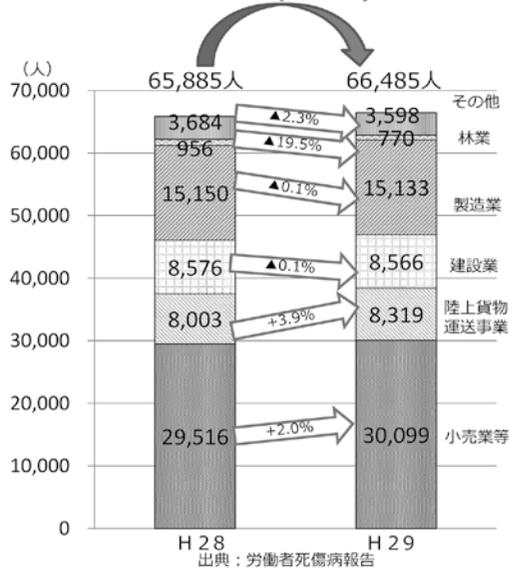
+49人(+9.6%)



出典：死亡災害報告

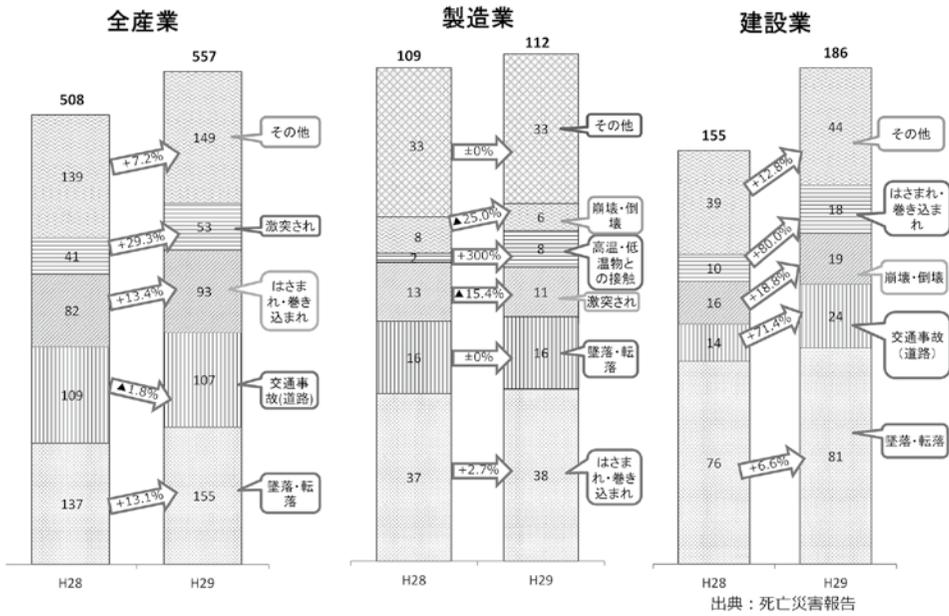
休業4日以上死傷災害

+600人(+0.9%)

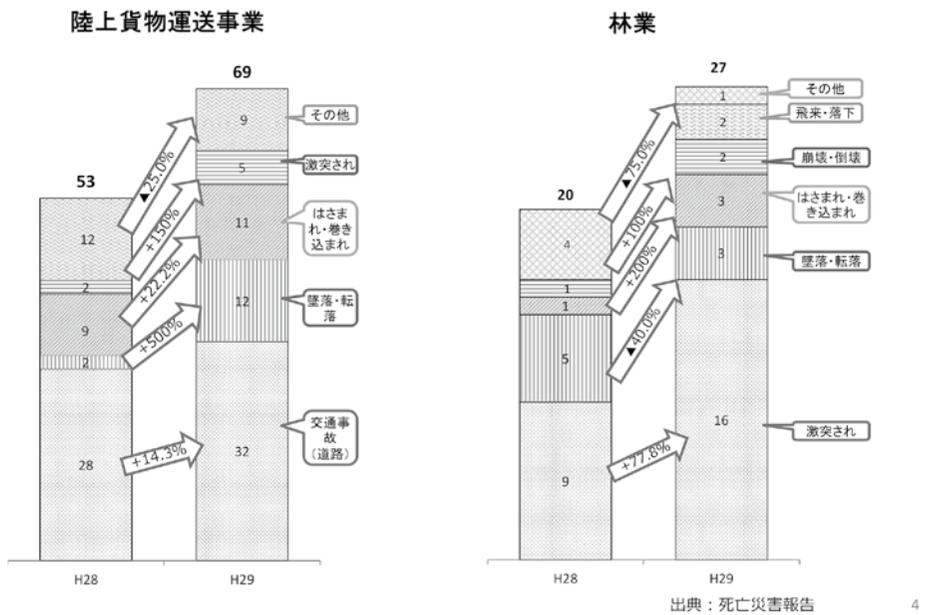


出典：労働者死傷病報告

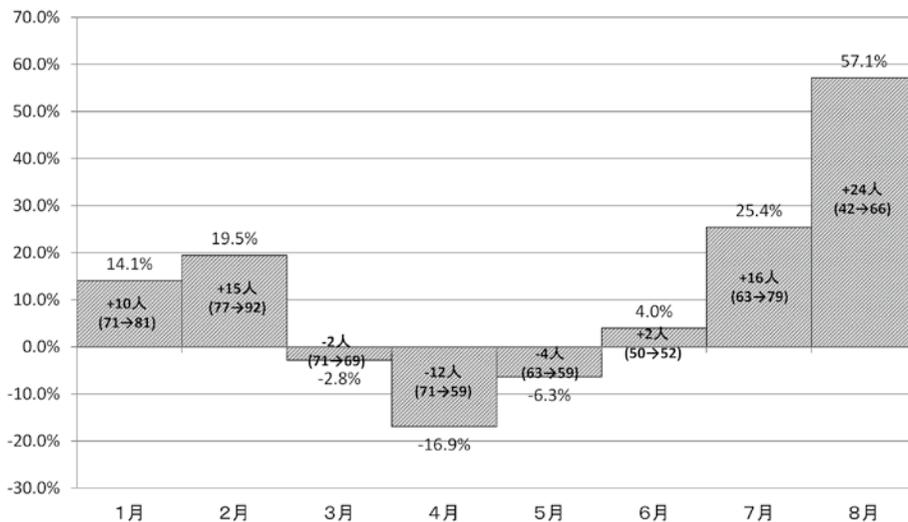
業種別死亡災害発生状況(平成29年1月～8月の速報値)



業種別死亡災害発生状況(平成29年1月～8月の速報値)



月別死亡災害発生状況 (平成29年1月～8月の速報値と平成28年同時期との比較)



出典：死亡災害報告

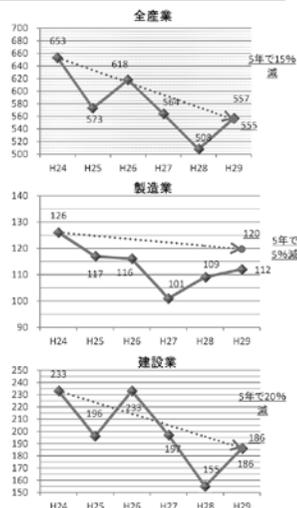
5

第12次労働災害防止計画に関する状況(1月～8月の速報値の比較)

- 【目標】○ 平成29年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少させる(平成24年比)
 ○ 平成29年までに、労働災害による死傷者数(休業4日以上)を15%以上減少させる(平成24年比)

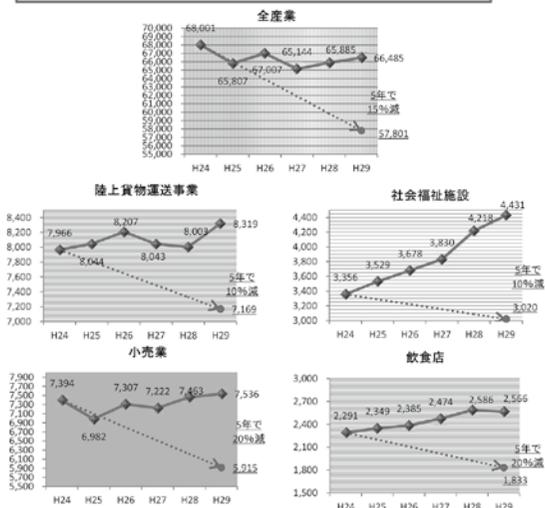
死亡災害

- ・ 平成24年より14.7%減少
- ・ 製造業は同11.1%減少
- ・ 建設業は同20.2%減少



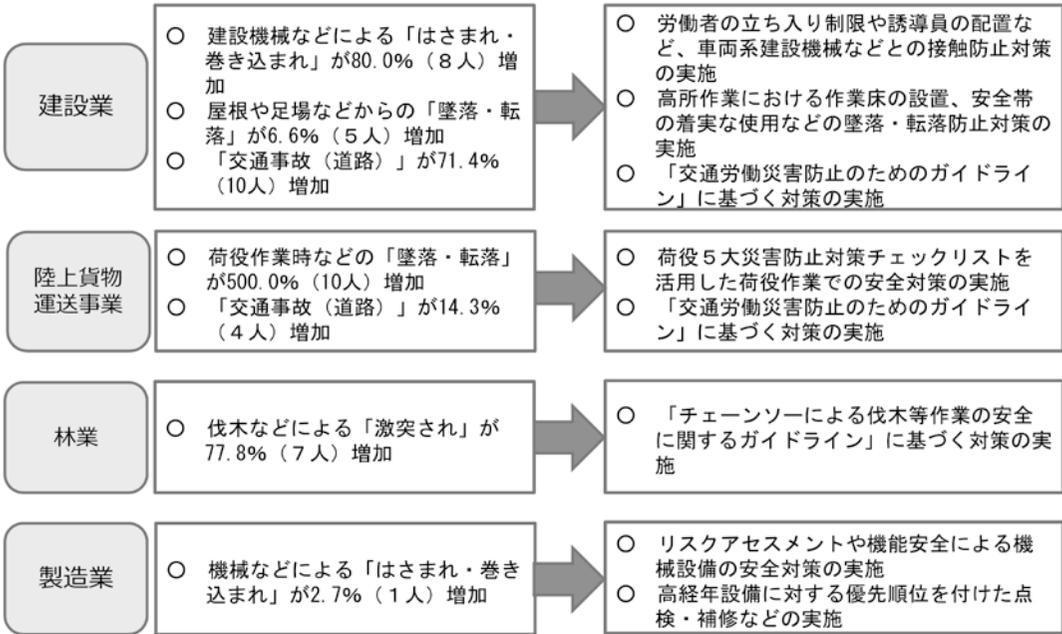
休業4日以上の死傷災害

- ・ 平成24年より2.2%減少
- ・ 陸上貨物運送事業は同4.4%増加、小売業は同1.9%増加
- ・ 社会福祉施設は同32%増加、飲食店は同12%増加



6

死亡災害が増加している業種での取組のポイント



※数値は、平成29年1月～8月の死亡災害の速報値

中小規模事業場向け『リスクアセスメント』実践ガイド
～危険の芽を摘み 災害ゼロを目指して～
〈現場活動用マニュアル〉の説明

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

■ はじめに

前回はリスクアセスメントの実施ステップの基本と使用する帳票例について説明しましたが、今回からはこのステップ順に沿って、それぞれのやり方やポイントについて説明していきます。

前号『(3) 試行、まずはやってみよう!』からの繰り返しになりますが、
「誰もが初めて実施するものには少なからず抵抗があるものですが、実際に実施してみると案外そうでもなかったということが往々にしてあります。

このような抵抗感を払拭するためには、とりあえず実施してみるのが一番です、まずは体験してみましょう。」

また、各ステップで説明する実施事項やその手法などは、既に皆さんご存知のKY（危険予知）やヒヤリ・ハット、5Sなどといった他の災害防止活動と共通する部分があると気づくと思います。

リスクアセスメントとこれらの災害防止活動の共通性、関連付けについては別号で改めて説明したいと思います。

■ ステップ1 危険性・有害性等の特定

(1) 情報の入手と活用

ア) 情報の入手

職場での作業や設備、また、日頃行われている安全衛生（災害防止）活動などに関わる情報をその資料や報告書などを出来るだけ集め、その中から抽出し活用することがその後のステップでとても重要になってきます。

この情報の入手が甘いと危険性・有害性を洗い出しする時に抜けが出てしま

います。

また、情報入手時の注意点として、情報の収集にあまり多くの時間をかけすぎないようにすることです。

多くの時間をかけてしまうとその後の整理が大変になってしまうので、適度な量に留めておくことがポイントです。

イ) 情報源の種類

表 1 情報の入手

主な情報源の種類	情報の抽出先
作業手順書、修理技術書等	<ul style="list-style-type: none"> • 機械、車両等の取扱説明書 • サービステキスト • ショップマニュアル • 整備基準値表
作業設備、工具器具等付属書類	<ul style="list-style-type: none"> • 取扱説明書 • メンテナンステキスト
作業に必要な資格等	<ul style="list-style-type: none"> • フォークリフト運転技能 • 車両系建設機械運転技能 • 床上クレーン運転技能 • ガス溶接、アーク溶接 • 研削砥石特別教育
他の安全衛生活動	<ul style="list-style-type: none"> • KY活動 • 5S活動 • ヒヤリ・ハット報告 • 職場の安全パトロール • ツール・ボックス・ミーティング

(2) 危険性・有害性の特定

危険性・有害性を特定する時に大事なことは、その会社、事業場が長年にわたり行ってきた事業の中で蓄積されたノウハウや前項に挙げた情報を活用して、数多くの危険性・有害性を特定していくことです。

ここでは危険性・有害性を特定する方法を紹介します。

ア) 言語情報からの特定

作業員からの報告や聞き込みなどから危険性・有害性を特定していきます。

報告や聞き込みの機会としてはヒヤリ・ハット報告、KYトレーニングでの発表やツールボックスミーティングでの報告などが挙げられます。

イ) 目視（観察）からの特定

人の行動や物の状態（設備が稼働している状態や物が置かれている状態）などを観て危険性・有害性を特定していきます。

人の行動からは不安全行動になるような状況を推測し、物の状態からは不安全状態になるような状況を推測します。

また、物の不安全状態と人の不安全行動がどのように結びついて災害に至るのかを推測し、その過程を明らかにします。

ウ) 作業手順、技術、技能に関わるマニュアル等からの特定

日常の作業などで使用する取扱説明書や技術書に書かれている作業内容や手順などを確認し、危険性・有害性を特定していきます。

皆さんの会社や事業場で既に作業標準や作業手順書などマニュアル等が整備されていて、その中で安全に関するポイントが特定されていれば理想的ですが、これらのマニュアル等が整備されていなくても、これから作業工程や職種などを整理して、準備作業、本作業、後片付け作業と整理し明確にする過程の中で危険性・有害性の特定をすることが出来ます。

このような危険性・有害性の特定の流れを図示化すると以下ようになります。

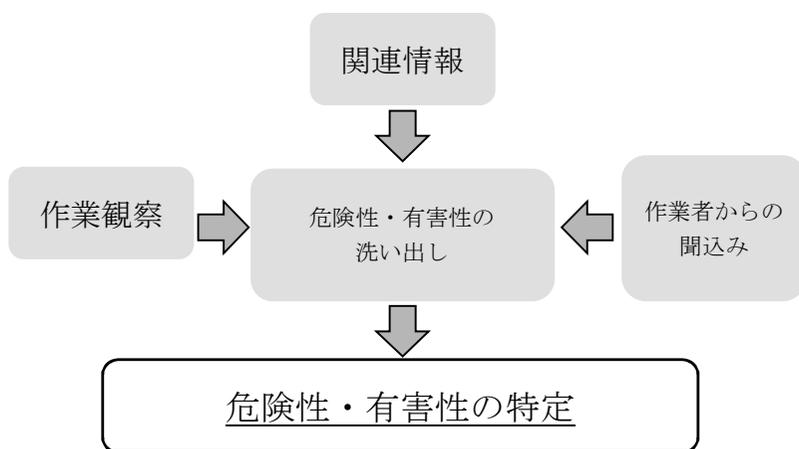


図1 危険性・有害性の特定の流れ

これらの洗い出しや特定作業で見つけられた危険性・有害性は次ページに示す付属書－3の「危険性・有害性の洗い出し表」または前号で紹介した付属書－3Bの「危険性・有害性の評価表」などに記載します。

更に、これらの洗い出し表や評価表の提出がある程度集まったら同じく前号で紹介した付属書－2の「リスク評価表」に項目毎に転記していきます。

(3) 危険性・有害性の特定の方法

図1に示したように、作業観察や関連情報の入手、作業者からの聞き込みなどから危険性・有害性を特定していきますが、その中で作業観察について重要なポイントがあります。

作業観察とは文字通り作業場や現場で実際に作業をしているところを観察するのですが、この場合は「足を止めてよく観る」ということです。

単に流れを見るということだけではなく視点を決め、ある程度の時間をかけて観る事で人の動きや物の流れの変化が見えてくるのです。

特定した危険性・有害性については下図のような表記（表現）をします。



図2 特定した危険性・有害性の表記

言い換えるとハザード（危険源）に対して人がどのように接触して（被災過程）災害に至り、その災害によりどのような、そしてどの程度の負傷、疾病を負うかということを示す文章にして表します。

この表記を見て、気づいた人もいると思いますが、今号のはじめに触れたKYK（危険予知活動）の第1ラウンド「どんな危険が潜んでいるか？（現状の把握）」で使われるのと同じやり方です。

付属書-3

年月日	
洗い出し者	

工程・職種 危険性・有害性の洗い出し表(帳票)

NO	危険・有害作業	洗い出した作業
1	どのような時に危険・有害物と作業者が接触するのか	
	安全衛生でどのような不具合があるか	
	どのような傷害（「ケガ」）や「疾病」が想定されるか （発生のおそれのある災害）	
	危険性・有害性と発生のおそれのある災害 「～なので、～して」＋「～になる」	

NO	危険・有害作業	洗い出した作業
2	どのような時に危険・有害物と作業者が接触するのか	
	安全衛生でどのような不具合があるか	
	どのような傷害（「ケガ」）や「疾病」が想定されるか （発生のおそれのある災害）	
	危険性・有害性と発生のおそれのある災害 「～なので、～して」＋「～になる」	

可能性の度合い			N o 1			N o 2		
			負傷又は疾病の程度			負傷又は疾病の程度		
			致命的 ・重大	中 程度	軽度	致命的 ・重大	中 程度	軽度
			×	△	○	×	△	○
合 い	可能性が高い、 比較的高い	×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
	可能性がある	△	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	可能性がほとん どない	○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

- (注) 1 推進者は、見積りの適正を点検する。
 2 推進責任者は、見積りの妥当性を審査し決定する。
 3 推進者は、その後リスク評価表に記載する。

推進責任者	推進者	

文例 1 付属書-3 「危険性有害性の洗い出し表

例えば

ブラケットのフランジに挿入されているベアリングを抜くためにブラケットを床に置き、タガネをベアリングに当ててハンマーで叩いていたらブラケットが動き、ハンマーでタガネを持っていた左手の親指を強打し打撲する。

という災害例を上を表記に当てはめてみると次のようになります。

～なので : 床に置いたブラケットのベアリングにタガネを当て叩いていたときブラケットが動いたので

～して : ハンマーでタガネを打ち損じ

～になる : ハンマーで左手親指を強打し打撲する

リスクアセスメントやKYで何故このような表し方をするかというと、この表現をみるだけで、ハザード（危険源）が何なのか、どうしてケガ、疾病を負ったのか（被災過程）、どのようななどのくらいの被災なのかを容易に判断出来るようにしているからで、このような表現をすることで他のメンバーも特定した危険性・有害性についてのイメージがより鮮明になり、共有化しやすくなるのです。

ア) 危険性・有害性の特定の精度の向上

より多くの危険性・有害性の特定をするためには常日頃から、色々な角度、視点から不安全状態や不安全行動を見つけ出す観察眼と、被災の特定をする想定力を養う意識を持つことが大事です。

例えば「作業場入口の通路にかかったところに普段は置いていない木箱が置いてありました。」あなたは何を考えますか？

- Aさんは何も気にせずに木箱をよけて作業場内の途中から通路に入りました。
- Bさんは、邪魔だなとは思いつつ、狭くなった通路を通りました。
- Cさんは、誰がここに木箱を置いたのだろうか？ と疑問に思い、フロントに誰が置いたのか聞きました。
- Dさんは、誰が何故ここに木箱を置いたのか？ 木箱の中身が何なのか？ 危険があるのではないかと考えフロントに確認し、危険がないことを確認し、通路にかからないように木箱を移動しました。

以上のように同じ状態を見ていても、その人によって感じるものが異なるということはいくつもあります。

危険性・有害性の特定を行ううえで、メンバー同士の感性をより近いものにするために、いつもと違う状態を見つけた時には、5W1H（いつ？、どこで？、誰が？、何を？、何故？、どのように？）を意識して特定することを繰り返すことで、メンバーの想定力を向上させることが出来ます。

イ) 労働災害型の分類

特定する災害の型については、厚生労働省が災害統計に用いているもので、型表記の標準を示しているののでこれに基づいた表記に統一することで、メンバーが災害を特定する時のバラツキが小さくなります。

型番号と災害の分類項目の概略は次の通りです。

表 2 災害の型

番号	災害の型	災害の概略
1	墜落・転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗り物、はしご、階段、斜面等から落ちること、車両系機械などとともに転落した場合を含む。
2	転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合や、つまずきまたは滑りにより倒れた場合等。
3	激突	墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物に当たった場合や、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛びおりた場合等。
4	飛来、落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人に当たった場合をいい、研削砥石の破裂、切断片、切削粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。
5	崩壊、倒壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等が崩れ落ち、または倒壊して人に当たった場合をいい、立て掛けてあった物が倒れる、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
6	激突され	飛来落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人に当たった場合をいい、つり荷、動いている機械の部分などが当たった場合も含む

7	はさまれ・ 巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態をつぶされ、ねじられる等をいい、プレス of 金型、鍛造機 of ハンマ等による挫滅創等はここに分類する。
8	切れ・こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいい、刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
9	踏みぬき	くぎ、金属片等を踏みぬいた場合をいい、床、スレート等を踏み抜いたものを含む。踏みぬいて墜落した場合は、墜落に分類する。
10	おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む
11	高温・低温の物 と接触	高温または低温の物との接触をいい、高温または低温の環境下にてばく露した場合を含む。
12	有害物との接触	放射線による被ばく、有害光線による傷害、CO中毒、酸素欠乏症並びに高気圧、低気圧等有害環境化でばく露した場合を含む。
13	感電	帯電体に触れ、または放電により人が衝撃を受けた場合等。
14	爆発	圧力の急激な発生または解放の結果として、爆音を伴う膨張等が起こる場合をいうが破裂は除く。水蒸気爆発を含み容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合を含む。
15	破裂	容器、または装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいい、外部から圧力がかかり壊れる圧壊を含む。
16	火災	-
17	交通事故(道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合。
18	交通事故 (その他)	交通事故のうち、船舶、航空機および公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。
19	動作の反動・ ムリな動作	上記に分類されない場合であって、重いものを持ち上げて腰をギックリさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、筋を違える、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重いものを持ちすぎて転倒等の場合は無理な動作等が関係したものであっても墜落、転倒等に分類する。
20	その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等。

21	分類不能	分類する判断資料に欠け、分類困難な場合。
備考	<p>2種類以上の事故の型が競合する場合ならびに、事故の型を決める判断に迷う場合には、次の順序により選択する。</p> <p>①災害防止対策を考える立場での重要度による。</p> <p>②発端となった現象による。</p> <p>③分類番号の若い順による。</p>	

*厚生労働省安全衛生部安全課：労働災害分類の手引きより

ウ) 非定常作業への着目

例えば各種の検査や設備などの整備作業などは、見方によっては非定常作業とみることが出来ますが、概ね次のような作業が非定常作業に該当しますので、これらの作業についても見逃さず、危険性・有害性の特定を行うことが必要です。

- ①保全作業（検査や整備に使用する機械、設備の修理等）
- ②点検作業（検査や整備に使用する機械、設備の点検、給油脂等）
- ③段取り替え作業（プレス機の型替え等）
- ④臨時に発生する作業（場内の洗浄、消火設備の点検等）
- ⑤大掃除作業（構内、構外、作業場等）
- ⑥その他（設備の法定検査、立ち合い等）

今号では**実施ステップの1：危険性・有害性の特定**について説明してきました。危険性・有害性の特性で最も重要なことは作業環境、作業状態の中に潜む危険性・有害性を如何に数多く見つけ出し特定するかです。

次号では**実施ステップの2：リスクの見積りと優先度の決定**からについて説明していきます。



スゴイぞ！フィンランド

寺岡 晟*

この夏、北欧の国フィンランドへ旅をした。

森と湖、そしてムーミンの国として知られるフィンランドである。

名古屋のセントレア空港を飛び立ち、9時間半の空の旅だ。

…ちなみに、東京の僕が名古屋セントレア空港から飛び立った訳は、羽田、成田共に満席で唯一、名古屋セントレア発のフィンエアの席がキープできたからだ。

早朝の羽田からJALで名古屋に向かった。

余談だが名古屋への飛行機利用は僕にとって人生初体験だった。面白いことに機内は僕を含めて日本人はチラホラ、殆どがフィンランド人だった。

名古屋でなく、ヘルシンキ直行便に搭乗しているかのようだ。

隣席のフィンランド人に声をかけると家族連れで日本観光へ来て、僕と同じように名古屋を経由して帰国すること。

日本の印象を尋ねると「素晴らしい！温泉ナンバーワン！ 寿司ナンバーワン！」の答えが返って来た。

東京、京都の定番コースに加えて、「広島へも行った。アトミックボンブは怖い。でも街がきれいでもとても親切だった。宮島は素晴らしいところだ。」何と家族で2週間滞在したとのこと。羨ましい旅だ。

30分の短い空の旅を終え、僕は彼らフィンランド人たちと国際線ターミナルへ向かい、フィンエアの搭乗口にたどり着いた。

搭乗フロアの窓越しにフィンエアの機体が見える。

フィンランドの有名なブランドであるマリメッコのお洒落なペイントがされた機体が青空に映える。

これから旅が始まると思うと僕のアドレナリンが騒ぐ。

そして、僕と帰国するフィンランド人を乗せたフィンエアは快晴のセントレア空港を定刻通りに飛び立った。

* (株)エイム・コンサルツ 代表取締役



フィンエアとマリメッコデザイン

1時間ほどして間もなく、これから朝食を配るという機内アナウンスが流れる。ユニークに思ったのは、「朝食のメニューはチキン若しくはビーフの何れかをお選びください」というCAのアナウンスだった。

僕の経験では配膳前にメニューを報せるのは初体験だ。

僕は迷うことなくチキンを選んだ。当たり外れが大きくないことが理由だ。フィンエアを利用するのは今回が初めてだったが、CAのフレンドリーな対応、清潔な機内、そしてマリメッコの紙ナプキン。

エコノミークラスながら食事が美味しかったこともあり、僕の気持ちを弾ませてくれた。

そして何よりもビールが美味しかった。フィンランドのSandelというスッキ

リとした飲み口の軽やかなビールだった。このSandelが僕にとってフィンランドの初味だ。

フィンエアはシベリア上空をヘルシンキまでの最短コースで飛び、おかげで、快適なフライトをエンジョイすることができた。

ここ数年、ヨーロッパへの旅はドバイ若しくはドーハを経由するルートばかりだったので、改めて直行便を惚れ直した僕だ。

ヘルシンキに近づき、窓越しに見える風景に改めて森と湖に囲まれた街であることが頷ける。

入国審査を終えて、バゲージレーンで僕のキャリーバッグが出て来るのを待っていると、何故か「ウサギ」のはく製が静かに座っていた。

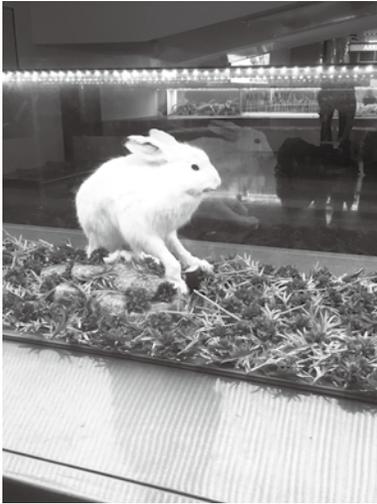
そのウサギさんの前のプレートにはKaniと書かれていた。

何とフィンランド語では「ウサギ=カニ」と言うのだ。

思わず僕は笑ってしまった。

念のため僕と同じようにバッグが出て来るのを待っているフィンランド人の乗客に「Rabbit is Kani?」と聞くと「Yes!」と言う返事が返って来た。

カニ好きの僕は一気にフィンランドが好きになった。



ウサギ is カニ

ターミナルを出ると真夏だというのに、ヘルシンキはあいにくの曇り空で長袖のシャツ1枚では肌寒く感じる陽気だった。

空港からシャトルバスに乗り、ヘルシンキ中央駅に向かう。

快適な高速道路の左右には白樺林が続いている。

まさしく、ここは北欧だ。

30分も走るとヘルシンキ中央駅に着いた。

バスを降りた僕はホテルに向かうことにした。

ヘルシンキ中央駅前にはトラムが走り、人も多い。

市内マップを手にして、目指すホテルの方向を探るが、今一つわかりにくい。さて、どの方向へ進めばよいか、見当がつかない。

こんな時には迷わず道行く人に聞くのが一番だ。

ちょうど僕の方向に向かって家族連れがやって来た。

「Hello! Please tell me the way to the GLO hotel. ハロー! GLOホテルに行く道を教えてください」と地図を指し示しながら声をかけた。

すると「あ〜、そのホテルはこの道を渡って、あそこのトラムが走っている道を真っ直ぐに…」

そう、日本語の返事が返って来たのである。これには驚いた!

「なぜ、日本語が話せるの?」

いろいろ話を聞いてみると、彼は昨年まで仙台に住んで東北大学の大学院で学んでいたそうで日本語はペラペラだ。偶然とは言え、ヘルシンキで最初に声をかけた相手が日本語の堪能なヤンさんだとは!

ヤンさんは現在化学関係の仕事をしていて、今日は日曜日なのでショッピングのために郊外から出て来たそうだ。「私もあなたが私が日本語を話せることを知っていて声をかけてきたのかと思いました。」

お互いの笑みがこぼれた出会いだった。この嬉しい出会いに気を良くした僕が足取り軽くホテルに向かったのは言うまでもない。

さて、今回のフィンランド旅の目的のひとつは、明日開催されるフィンランドメソッドのオープンセミナーへの参加だ。

(しばらく真面目な話が続きますが我慢してください)

フィンランドメソッドは、フィンランドの学校教育の方法で、大きな成果を上げていることで知られている。

以前よりその名前は知っていたが、残念ながら僕の理解は漠然としたレベルだった。

たまたま5月のある集いで、このフィンランドメソッドオープンセミナーの話聞いたことが、今回の旅へと繋がったのである。

予かねてより、社員教育研修を通じて、僕は今の若者たちにある種の寂しさを感じていた。

それは、若者たちの自己表現力、コミュニケーション力の乏しさ、鈍さである。もちろん、若者すべてという訳ではないのは当然であるとしても、だ。これからの時代、グローバル化は避けて通れない。

英語力を高めようと小学校から英語の授業が始まっているが、僕の考えでは英語力とは、英文が書ける、読めることではない。

一言で言えばコミュニケーション力だ。

その基本は、自分の考えをきちんと述べることにあると思う。

フィンランドがその教育法で大きな成果を上げていることは、知られている。

今回の旅は、そのフィンランドメソッドを体感することで、これからの社員教育に役立てればという思いだ。

翌日、僕はその会場へ向かった。幸い、ヘルシンキ中央駅の近くが会場なので、わかりやすいのが嬉しい。教室のような会場へ入ると30名ほどの受講者で、そう多くはない。

ぐると見渡すと日本人はどうやら僕だけのようだ。

セミナーのオープニングは自己紹介からだった。

それもいわゆる「お隣紹介」だ。

僕の隣の方と互いに紹介し合い、5分ほどの時間内に相互にインタビューし合い、それをアレンジを加えて受講メンバー全員にプレゼンするというもので、このスタイルは僕自身も研修でよくやる方法だった。

僕の隣の相棒は、ポーランドの小学校の先生で40歳のいい笑顔のKamil (カミル) さんだ。

「こんにちは！ ってポーランド語では何というの？」これが僕の最初の質問だ。カミルから返って来た言葉を理解するのは思った以上に難しかった。

「こんにちは！ Dobry wieczór! (ドブ
リイ・ヴィエチュル)」と言うそうだ。

僕はやっと発音できたのに、カミルは日
本語の「こんにちは！」をすぐ理解し、
あっという間に上手に「こんにちは！」
と話せるのが悔しいではないか（笑）

5分間はあっという間に終わり、僕と
カミルは受講メンバーの前で「お隣紹
介」を始めた。

最初は、僕がカミルを紹介。

「Cool next to my man's teacher of
elementary school came from Poland
Warsaw Mr Camille. In Poland, the
"Hi!" Is called doubly-vieciuls. So
what say you, doubly vieciuls! 3, 2, 1
(僕の隣のかっこいい男はポーランド
のワルシャワから来た小学校の先生の
ミスターカミル。ポーランド語では
「こんにちは！」をドブリイ・ヴィエ
チュルと言うそうです。それでは、み
なさん、ドブリイ・ヴィエチュルと
言ってください！ 3, 2, 1…」

このような言い回しでカミルを紹介し
たら、意外にも受けたのが嬉しい僕で
した。

カミルは僕を、このような紹介をした。

「Mr Terasan came from a Tokyo
company rich cool next to my man
is. Terasan, everyone will look at
what age?

(僕の隣のかっこいい男は東京から来
た会社経営のお金持ちのてらさんです。
みなさん、てらさんは何歳に見えます
か?)」

これは受けた！

あちらこちらから手が挙がる。

「55歳」「60歳」「40歳（これは嬉しい
ね）」等々で、僕は嬉しいことに若く
見えるようだ!?

「Terasan is 75 years old. Made a
mistake. Correctly in the 68-year-
old, so this year's 40th wedding
anniversary. Congratulations!

(てらさんは75歳。(このとき会場が
どよめいた)間違えました。正しくは
68歳で、今年は結婚40周年だそうで
す。おめでとう!」

大受けの紹介だった。

この後、本格的にフィンランドメソッ
ドのセミナーがスタートした。

もっともすべて英語とフィンランド語
でのセミナーだから、僕には概略が何
となくわかる程度だったのは言うまで
もない。

印象的だったのは講師から、最初の
「お隣紹介」がフィンランドメソッド
の基本だという話だった。

フィンランドメソッドの第一段階は
「発想力」それから順に「論理力」「表
現力」「批判的思考力」そして最後が

「コミュニケーション力」という体系になっている。

そのすべてが、みなさんが行った「お隣紹介」に抱合されているという話だった。

腑に落ちる捉え方だ。

コミュニケーションの基本は、相手の立場、気持ちになって考えるというもので、Face to Faceのコミュニケーション、グループでのディスカッションもそうで、議論から新しいアイデア、方向が生まれるという解説があった。

途中、フィンランドの小学校や高校の授業風景の映像が流され、活発な意見が飛び交う様子が伝わってきた。

フィンランドメソッドのすべてが、ここで今日、理解できるとは思わないが、僕自身はフィンランドメソッドは「好奇心無くしてコミュニケーション無し」という考え方が根底に流れていると思った。

17時にセミナーは終了した。

僕は隣のカミルに手を差し伸べ、「今日、カミルに会えてとても良かった。」そして「お隣紹介でのカミルの僕への紹介はとても嬉しかった。おかげで元気が出たよ」

「また、機会があれば会いたいね」と言うと、カミルが「Terasan、夕食はどうするの？ よければ一緒に食べない？」

嬉しい誘いだ。

これを断ったら人間じゃない。

ヘルシンキ2日目の夜は楽しい宴になりそうだ。

それから3日間、僕は思い切りヘルシンキを満喫した。



ヘルシンキ大聖堂



山ほどのブルーベリー



ご存知ムーミン



ご機嫌です！

明日の帰国を控えて、僕は今、ホテルで「コーヒブレイク」の原稿を書いている。

人口60万人のヘルシンキはとてもコンパクトで落ち着きのある、穏やかな港街だった。

僕はゆっくりマイペースでこの街を五感で感じようと、朝はウォーキングからスタートし、日中はブラ歩きを楽しみ、夜は美味しそうなレストラン巡りを楽しみながら美味しそうなレストランでビールを片手にフィンランドの味を楽しんだ。



朝のウォーキングは港まで

幾つか印象に残ったことを記そう。「街角の演奏家が奏でるクラシック」ヘルシンキの街を歩いていると、街角のあちこちでヴァイオリン、チェロなどを奏でる演奏家が目に付く。

とても演奏が上手で、思わず立ち止まって聞き入ることが多かった。

そしてクラシック音楽の旋律の美しさが染み入ってくるようなときめきを覚えた。

こんな美しい音楽を聴かせてもらったら1€（ユーロ）では申し訳ないばかり、5€のチップを気前よく差し出す感激屋の僕でした。



街角演奏家その1



街角演奏家その2



街角演奏家その3

「街角の観光案内のディスプレイ掲示板」
これも街角でのことである。

写真にあるように歩道のポールに大型のディスプレイのいわゆるツーリストインフォメーションボードだ。

何気に眺めると、English、German、French、Spanishと続いてJapanese日本語と表示されていて、そこをタッチすると画面は日本語表示に変わるではありませんか！



観光案内ディスプレイ

このようなインフォメーションは僕にとって初体験だった。

さすがITの国です。

「絶品サーモンスープLohikeittoに舌鼓！」

これはもう理屈抜きに美味しい。

サーモンにジャガイモ、それにデイルという小さな葉っぱのハーブだけのスープだが、これが毎日頂きたくなる味のスープだった。

おかげで、結局毎日味わうことになったスープ。



美味！ サーモンスープ

というのも宿泊したホテルの向かい側にある、これも有名なチョコレートの老舗 Fazelの直営ショップとレストランがあり、お土産用にとチョコレートを買うべくフラリと立ち寄ったら、店内は混み合っていて、何事か？ とよ

く見たらレストランが併設されていた。それもレストランというよりビュッフェスタイルの食堂である。

じゃ、ついでに昼食をと思い、並ぶことにしたら、あのサーモンスープが眼に飛び込んできた。

迷うことなく大きめのカップにサーモンスープをすくい、サンドイッチとのセットにして、レジに並んだら、そこにはフィンランドビールたちが行儀よく並んでいるではありませんか！

これも迷うことなく熊さんのマークのKARHUカルフを手にした僕だ。

そして、街路に面したテラス席で至福の乾杯！

サーモンスープの身も心も温まる味わいに暫し至福のときを過ごした。

4泊だけのヘルシンキ滞在だったから、偉そうなことは言えないが、フィンランドという国に親しみと併せてスゴイ！と体感した旅だった。

人口僅か600万人弱、森林以外に天然資源は見当たらない。

しかし、学費無料、テスト無し、それでいて学力はトップレベル。

1人当たりのGDPは日本より多く、電子、化学産業の高度な工業国であり、一方でマリメッコに代表されるデザイン産業の国でもある。

人口が少ないという弱みを教育という

分野で、人材育成に力を注いでいることなどは、これからの日本にとって、学ぶことは多いと改めて思ったフィンランドの旅だ。

今、時間は午後9時、外はまだ昼間の明るさだ。



白夜の太陽 PM 9 時

寝るには早い。

仕方ない、ビールを飲みに出かけるか！ **Kippis!** 乾杯！

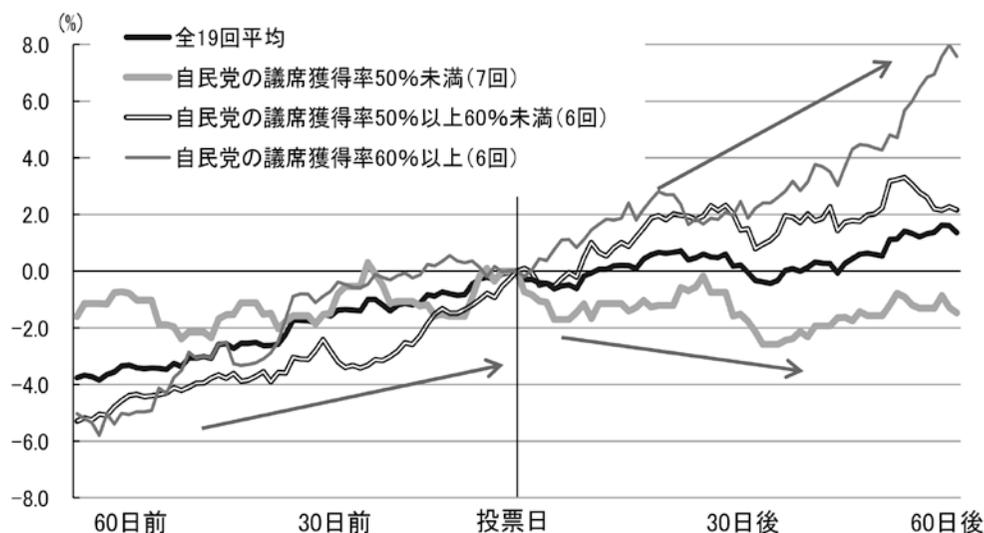
緊急レポート：衆院選挙、海外投資家はなぜ日本株を買い戻したか

みずほ総合研究所 One MIZUHO 提供

みずほ総合研究所は、10月22日に行われる衆議院議員選挙に関する緊急レポートを発表した。2014年12月以来となる今回の衆院選では、安倍政権の継続の是非が問われ、「自民・公明VS希望・維新VS立憲民主・社民・共産」の三つ巴の選挙戦が繰り広げられている。争点には、消費増税と増税分の使途変更や9条を含む憲法改正の是非、安全保障政策や原発問題が挙げられる。以上を踏まえた上で、今次緊急レポートは、経済政策の争点に焦点を当て、①アベノミクスの評価、②消費増税・財政再建、③雇用・労働、④教育・人材育成について議論した。

先週、日本の株式市場は1996年12月以来21年ぶりの水準に上昇した。ここで、選挙と過去の株式市場の状況を示したのが下記の図表1である。図表から、投票日までは基本的に株価が上昇トレンドにあったことがわかる。ただし、投票日以降の株価は選挙の結果によって大きく明暗が分かれる。すなわち、与党である自民党の議席獲得数が多いときは株価の上昇率が高まる傾向が示される。以上の観点から、先週の株価上昇は、10月12日(木)に大手新聞各紙が選挙の予想を一齐に示し、その予想で、与党の優勢が伝えられた結果という面が大きいだろう。

■図表1：衆院解散総選挙（55年体制以降）前後のTOPIXの推移



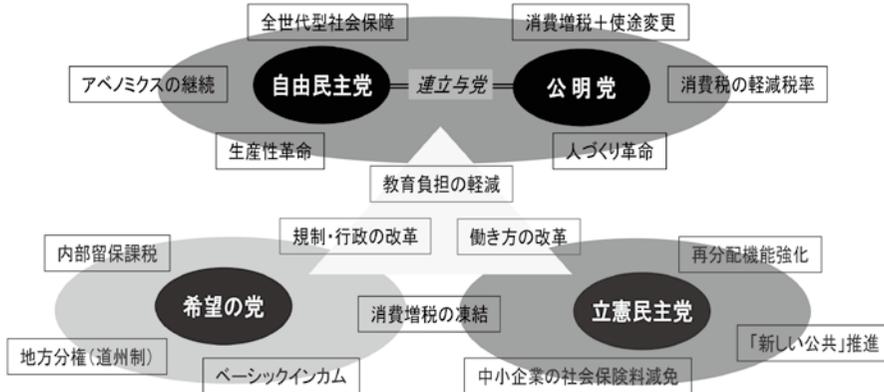
(注) 投票日のTOPIXを基準とした騰落率。

(資料) 総務省「第47回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果」、Bloombergよりみずほ総合研究所作成

下記の図表2は、今回の衆院選での経済政策についての自民・公明、希望、立憲民主の構図を示すものである。図表から、教育負担の軽減、働き方の改革、規制・行政の改革に

ついては、多少の濃淡はあれ、3グループの主張は類似している。他方で、自民・公明ではアベノミクスの継続、希望では地方分権重視、立憲民主では再配分強化が目される。

■図表2：経済政策における自由民主党・公明党、希望の党、立憲民主の構図



(資料) 各党公約等よりみずほ総合研究所作成

先週のTODAYで、9月末に筆者が欧州を訪問した時の印象を記述した。海外投資家は、安倍政権の支持率低下が今年7月以降続くなか、9週連続で日本株を売り越し、日本の投資家以上にアベノミクスが途切れることへの不安を抱いていた。一方、9月最終週から海外投資家の買い戻しへの転換は、アベノミクスの継続が生じるとの観測が高まったことが大きい。さらに、先週12日に新聞各紙の世論調査の結果が与党優勢との見方を示したことで、買い戻しがより高まった。日本では現政権が5年近く継続し、変化を求める声も指摘される。一方、海外では、2006年から2012年まで毎年首相が変わった不安定な政治状況の日本で、少なくとも5年近く安定した政権による改革が行われていることへの評価が高い。しかも、2009年から3年続いた民主党政権が反ビジネスの性格を持ちポピュリズムによる分配重視で対米関係も悪化させたことで、日本が投資対象から外される

「ジャパン・パッシング」の状況になったことを海外投資家は強く意識している。こうした観点から、今回野党が8年前と同様に「政権交代」を旗印に、企業の内部留保課税のような反ビジネス的な政策を打ち出したことから、海外投資家は野党に、8年前の民主党と類似した性格を感じ取っているように見える。

先週以降与党優勢が伝えられるなか、一時抱かれていた日本への不安が後退した面があった。日本のクレジットを示すCDSのプレミアムが、一時拡大したものの、ここ1週間は安定した状況に戻りつつあるのには、消費増税を掲げた与党の優勢が伝えられた面も大きい。9月に海外で意識させられたのは安倍首相がトランプ大統領と良好なコミュニケーションのできる、世界で数少ないリーダーであるとの評価だった。海外投資家は日本国内の国民以上に日本の政権の安定に注目していることを日本人は認識する必要がある。

2017. 10. 17 高田 創 記

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

衆院選挙で、2021年を視野に入れた 内外の政治環境が新たな局面に

みずほ総合研究所 One MIZUHO 提供

10月22日に行われた衆議院選挙では自民・公明が300を超える議席を獲得し、政権維持を果たした。2014年12月以来となる今回の総選挙では、安倍政権の継続の是非が問われ、「自民・公明VS希望・維新VS立憲民主・社民・共産」の三つ巴の選挙戦が繰り広

げられたが、野党の分断、希望・維新の失速が生じ、立憲民主の台頭はあったものの、与党が圧勝する結果となった。与党勝利の背景には下記の図表に示されるように、アベノミクスの5年間の経済を中心とした改善に関する評価があったと考えられる。

■図表1：アベノミクス5年間の諸指標の変化

	第2次 安倍政権発足時		直 近		評 価
実質GDP成長率	0.9%	(2012年度)	1.3%	(2016年度)	➡
期待成長率(今後3年間の見通し)	1.1%	(2012年度)	1.1%	(2016年度)	⇔
日経平均株価	10,080.12円	(2012年12月25日)	21,457.64円	(2017年10月20日)	➡
為替相場(1ドル)	84.80円	(2012年12月25日)	113.32円	(2017年10月20日)	➡
非正規雇用者比率	35.2%	(2012年)	37.5%	(2016年)	⬇
完全失業率※	4.3%	(2012年12月)	2.8%	(2017年8月)	➡
有効求人倍率※	0.83倍	(2012年12月)	1.52倍	(2017年8月)	➡
実質賃金上昇率	▲1.3%	(2012年10～12月)	▲0.1%	(2017年4～6月)	➡
全国コアCPI上昇率	▲0.2%	(2012年12月)	+0.7%	(2017年8月)	➡
消費者意識指標(暮らし向き)※	42.4pt	(2013年4月30日)	42.5pt	(2017年9月30日)	⇔
国及び地方の長期債務残高(GDP比)	188%	(2012年度実績)	198%	(2017年度予算)	⬇
保育所持機児童数	24,825人	(2012年)	26,081人	(2017年)	⬇

いぜん
マイナス圏

日銀の目標
(2%)は
達成できず

(注) ※印は季節調整値。成果は右上がり矢印は改善、右下がり矢印は悪化、水平矢印は横ばいを示す。為替相場は、円安を改善と評価した。

(資料) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」「一般職業紹介状況」、内閣府「国民経済計算」「企業行動に関するアンケート調査結果」「消費動向調査」「少子化社会対策白書」、財務省「日本の財政関係資料」、総務省「労働力調査」、「消費者物価指数」、日本銀行「外国為替市況」等よりみずほ総合研究所作成

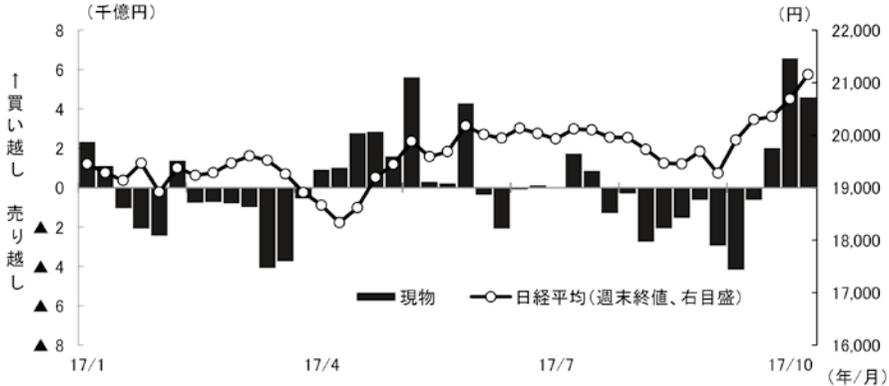
今月初、日本の株価は1996年12月以来21年ぶりの水準にまで上昇しただけでなく、10月23日まで15日間連続(戦後最長)で上昇した(これまでの記録は1961年1月までの14日間)のは、海外投資家の主導によるものであった。次ページの図表2に示されるように、7月中旬から9週連続で海外投資家の売り越しが続いたのは、安倍政権の支持率が発足以来最低水準まで低下し、一時は政権が倒れるとまで噂されるなか、海外投資家が日本株の売り越し姿勢を強めていたため

ある。筆者は海外投資家が丁度買い越しに転じた9月最終週に、欧州投資家と議論した。海外で意識したのは、2009年に誕生した民主党時代のトラウマは「アンチ・ビジネスと対米関係悪化」の2点であった。これに対し、安倍首相はプロビジネスで、欧州とは異なりトランプ大統領と良好な関係を維持している世界で数少ないリーダーであるとの評価があった。従って、与党優勢の情勢分析が伝えられる中、海外投資家は買戻し姿勢を強めたと考えられる。日本では、2006

年から2012年まで毎年首相が変わる不安定な政治状況が続いた後、少なくとも5年近く安定した政権が続いている。そうしたなかで今日、海外の主要政治家、具体的にはトランプ米大統領（任期2021年）、メルケル独首相（任期2021年）、マクロン仏大統領（任期2022年）、習近平総書記（任期2022年）等の

なかで、日本が世界的なプレゼンスを確保できるかが問われた。同時に、国内的には、安定した政権におけるポリティカル・キャピタルを注ぎ込み改革が行われるのかについて関心が強かった。以上の2つの観点から、日本の政治について従来にない関心が海外投資家から寄せられていた。

■図表2：海外投資家の日本株売買動向（週次）

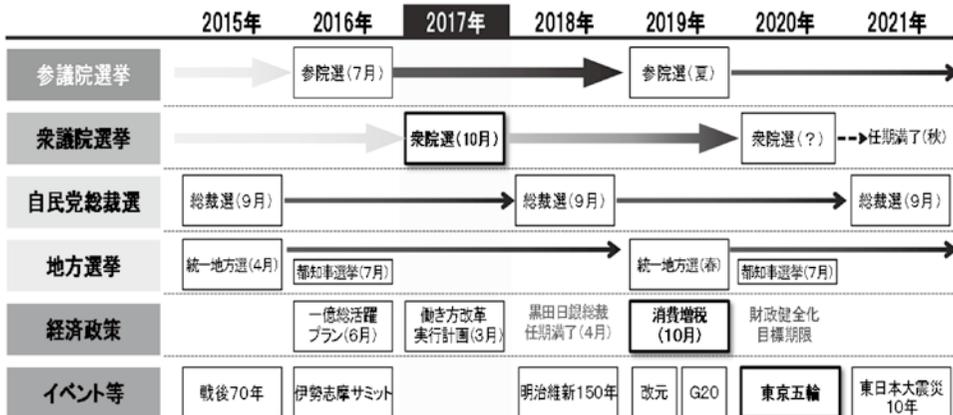


(資料) 日本取引所グループ、Bloomberg よりみずほ総合研究所作成

下記の図表3は、2020年代を視野に入れた政治日程である。今回の選挙で政治の歯車は、来年の自民党総裁選を経て、一気に2021年代まで及ぶことになる。その過程では、デフレ

脱却宣言等での成果のアピールなどにより、金融政策の出口を含めた議論も進む可能性があるだけに注目が必要だ。

■図表3：政治政策等の主要スケジュール



(資料) みずほ総合研究所作成

2017. 10. 24 高田 創 記

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。

サイレントTS-Sカッターについて

大久保 佳法[※]

1. はじめに

1984年に発売された「TS-カッター」は、鉄骨切断機のパイオニアとして信頼され続け、30年以上たった今でも現場で活躍しています。

その「TS-カッター」の本質をそのまま継承し、多様化する現場に対応するために進化した鉄骨切断機。最強の切断力を誇るWシリンダータイプの「TS-Wカッター」、先端刃がクロスする特殊形状のカッター刃を使用した「TS-Wクロスカッター」など、様々な条件に対応できる新商品が生まれています。

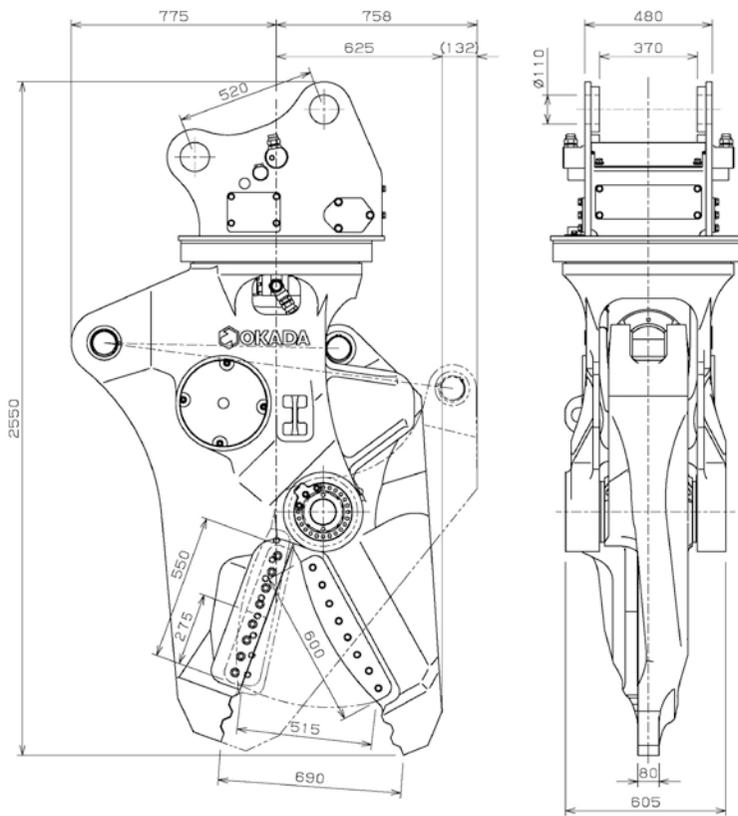
今回、TS-カッターシリーズの中で唯一、シングルシリンダー片刃駆動で業界一のパワーと切れ味を実現した「TS-Sカッター」を紹介します。



サイレントTS-Sカッター



ベースマシンに装着した状況



外観図 (TS-S550)

2. 機械の特徴

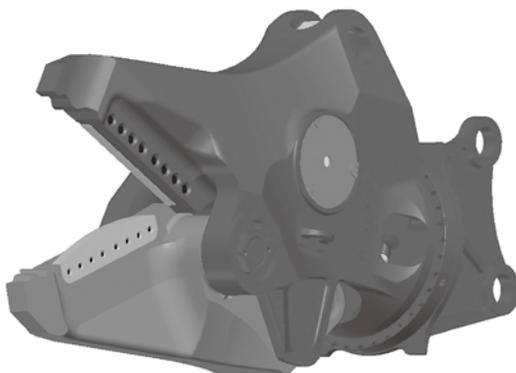
シングルシリンダー片刃駆動タイプに新開発されたカッター刃を採用。
随所にムダを無くしたシンプルな構造を取り入れ、信頼性の向上に努めました。以降、それぞれの特徴について紹介します。

① ARC刃

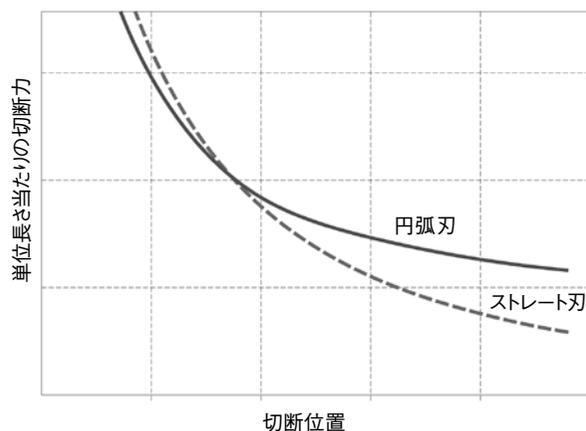
ARC刃（円弧刃）の採用により、切り進みがスムーズでストレス無くより効率的な切断が可能になった。

※従来のストレート刃では、カッター最奥での噛み初めの交差角が1番大きく、切り進んでいく（閉じていく）に従って、どんどん角度は小さくなっていく。接触面積は、最初は小さくて良いが、切り進むほど力は急激に衰えていき切断を続けることが困難になり、強度のある鋼材の場合、切断が停止する。

ARC刃は、R形状の効果で切断点が先側に移行して行った時の接触長さの増加を抑えることにより、切断能力の低下を防いでいる。



ARC刃（円弧刃）



円弧刃とストレート刃の比較曲線（切断位置—切断力）

② ボディデザイン

切断に特化したボディデザインと強力な切断反力に耐えうる剛性フレームを採用。

剛性を保ちつつ被切断物を逃がす形状は、切断力と相まって相乗効果を生み、計算値以上の切断効果をもたらす。

安全性を重視した作業視界に優れ、ハードな作業にも耐久性アップ。



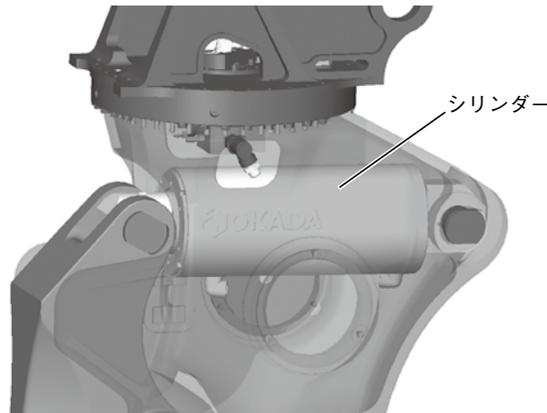
サイレントTS-Sカッター

③ スピード

増速弁を廃止して、シンプルなシリンダー構造で信頼性を向上させた。

高性能ショベルの吐出量を有効に生かす、大ロッド径を採用することにより開きのスピードを確保した。

中空ロッドの採用によりパワーと軽さを両立。



大径シリンダー

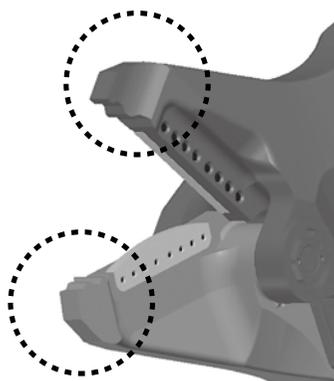
④ シンプル

タイトなはめあいでピン回りのガタを排除、ボス回りをシンプルな構造に変更することで、確実な切断のサポートを可能にした。

摩耗品の見直し、メンテナンスの容易化を狙い部品点数の削減を達成、ランニングコストの低減にも成功。

⑤ 先端刃

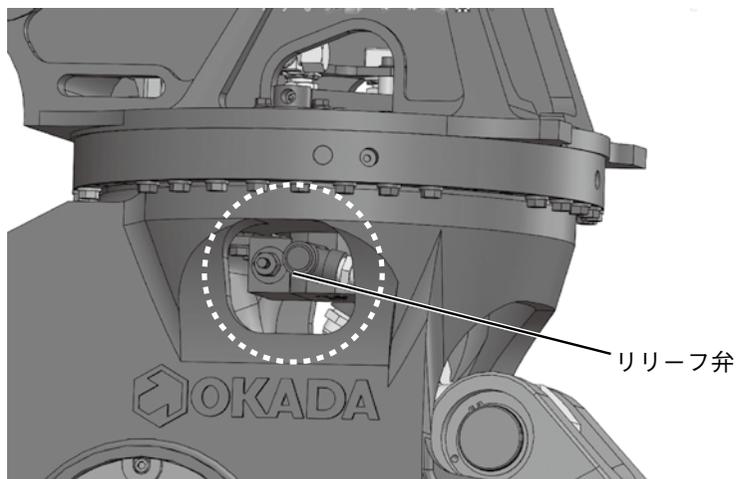
安定して対象物をつまめる先端形状なので、片付け作業が快適、また薄物の材料も容易に剥がすことができる。



先端刃

⑥ 圧力調整弁

圧力調整弁（リリーフ弁）は、センタースイベルに標準装備（S320Cは除く）。



リリーフ弁

3. ラインナップ

機種		TS-S320C FR / ARTS / HR	TS-S430C FR / ARTS / HR	TS-S550C FR / ARTS / HR	TS-S660C FHR
質量	kg	760 / 800 / 780	1400 / 1460 / 1460	2430 / 2510 / 2510	3630
全長	mm	1630	2055 / 2195 / 2195	2445 / 2550 / 2550	2835
全幅	mm	875	1115	1400	1618
先端開口幅	mm	475	565	690	815
刃先開口幅	mm	340	400	515	630
カッター刃長 (アーム/フレーム)	mm	320 / 380	420 / 500	550 / 600	660 / 720
切断力 (中央部)	kN	745	1080	1910	2310
使用圧力	Pa	28	28	32	32
取付ショベルクラス	ton	6~9	12~18	20~25	30~40

4. 今後の課題

首都圏を中心に解体需要はまだまだ続きます。

多種多様な構築物を、より環境に配慮し、より安全に、より早く、解体するための新商品の開発は必要不可欠です。

また今後は、遠隔操作、無人操作など、よりレベルの高い技術に早く取り組む必要があります。

5. おわりに

これまで、解体用アタッチメントのパイオニアとして解体工法の変化、進化に対応すべく技術力を駆使して開発に取り組んできました。地球環境・周囲環境・現場環境に配慮した製品開発に注力してきました。近年は特に、現場作業する人たちの、安全・健康などにより一層の気配りを加味した「ものづくり」が求められています。

今後も、独自の技術を発展させ、更なる高い価値のある商品や、それら環境に配慮した商品の開発を進めていきます。

人にやさしく、ワクワクするような商品を社会に提供していきます。



今回は、作業中に発生した災害事例のイラスト2件をご紹介します。
職場の皆さんでご覧になり、安全作業にお役立てください。

Case-1 分類：[フォークリフト：飛来・落下]

[1-1] この状況で予知される災害は？

ボールクランプを装着したフォークリフトで運転員が鉄製コンテナ（横1.9m×縦1.0m×高さ0.9m 内容物を含め重量約610kg）から中身を出すためにコンテナを傾けていました。



[1-2] こんな災害が発生しました！

突然、バールクランプからコンテナが外れ、コンテナが床に落下しました。その際に、近くで分別作業を行っていた作業員が倒れてきたコンテナの下敷きになりました。



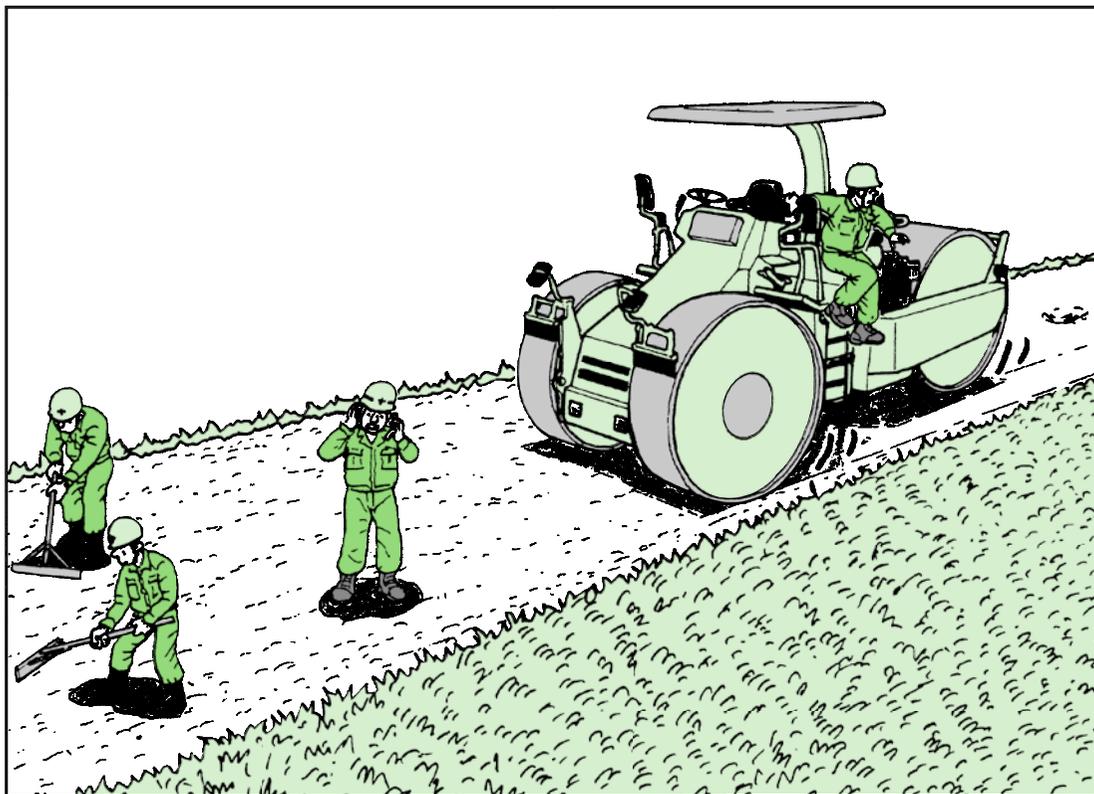
災害発生防止のポイント

- 用途外使用の禁止 積荷に見合ったアタッチメントを使用すること。
- 作業員の立入禁止措置を講ずること。

Case-2 分類：[締固め用機械：はさまれ・巻き込まれ]

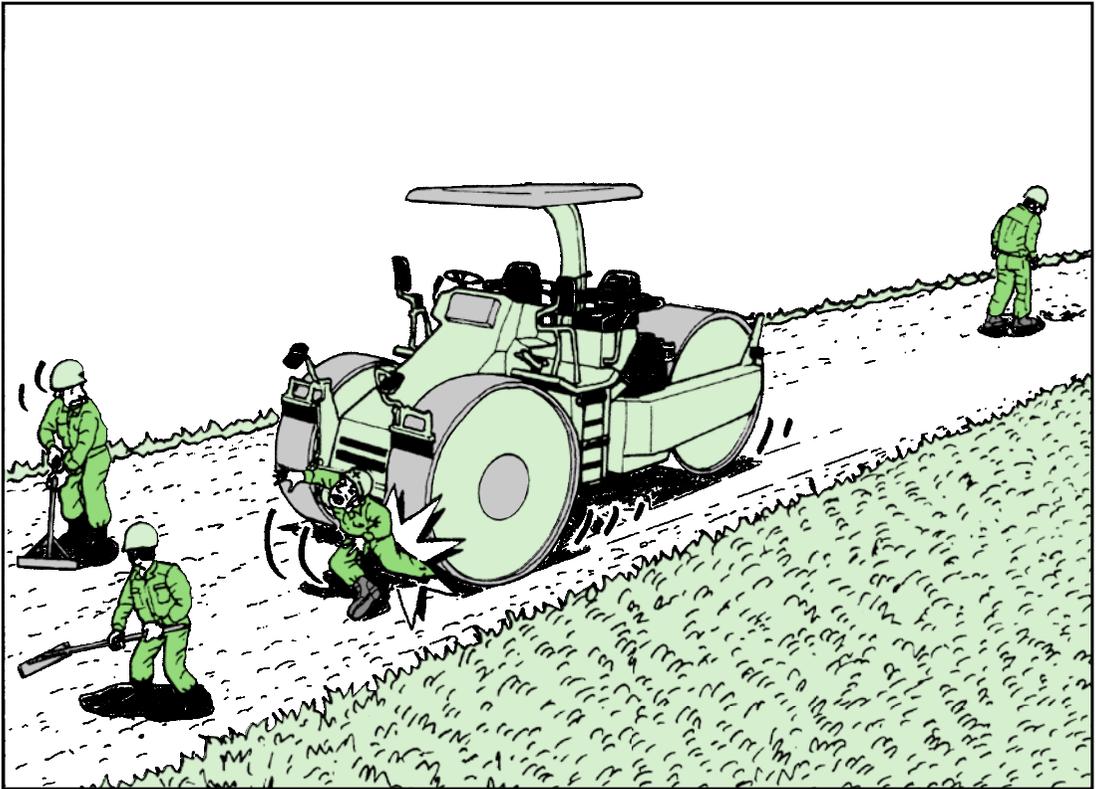
[2-1] この状況で予知される災害は？

農道を砂利転圧作業していたロードローラーの運転員が、後方にくぼみがあるのを見つけ、くぼみに砂利を詰めるためにローラーから降車しました。



〔2-2〕こんな災害が発生しました！

降車の際にギヤをニュートラルにして降りようとしたところ、体の一部がギアレバーに触れたため、ローラーが無人の状態でも進んでしまい、前方にいた作業員がローラーに轢かれました。



災害発生防止のポイント

- 離席する場合は、必ずブレーキを掛け、エンジンを停止させること。
- 誘導員を配置すること。

機種名	ICT油圧ショベル「PC300i/PC300LCi-11」	コマツ
発売年月	平成29年4月	

■概要

コマツは、最新技術を随所に織り込み、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」^(※1)の2014年基準に適合したICT油圧ショベル「PC300i/PC300LCi-11」を、スマートコンストラクションサポート契約とともに販売開始しました。コマツは、建設現場のあらゆる情報をICTで繋ぎ、安全で生産性の高い「未来の現場」を実現するソリューション事業「スマートコンストラクション」の販売での導入を昨年4月より開始しています。コマツのスマートコンストラクションは、国土交通省の「i-Construction」^(※2)に対応するものです。

■主な特長

• 当該機はコマツ製ICT油圧ショベルの20トン、12トンに続く、30トンクラスへの系列拡大商品です。PC300/PC300LC-11同様、特定特殊自動車排出ガス2014年基準の排出ガス規制をクリアした新世代エンジン、KomVision（機械周囲カメラシステム）、オートアイドルストップ機能、ロックレバー自動ロック機能などを標準搭載した最新鋭の油圧ショベルです。

また、コマツICT油圧ショベルはNETIS^(※3)の有用な新技術（活用促進技術）にも指定されています。

- ※1 通称、オフロード法という。
 ※2 国土交通省が推進する、「ICTの全面的な活用（ICT土工）」などの施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指す取り組み。
 ※3 国土交通省の、新技術の活用、情報の共有及び提供を目的とした新技術情報提供システム
 NETIS登録番号：KT-140091-VE、技術名称：インテリジェントマシンコントロール油圧ショベル

• 当該機は、GNSS（GPS+GLONASS）アンテナとGNSS補正情報から得たバケット刃先の位置情報を施工設計データに照合しながら、設計面を傷つけないように作業機（ブーム、アーム）操作を制御する、コマツが世界初^(※4)で実現した「インテリジェントマシンコントロール」技術を搭載しています。バケットの刃先が設計面に達すると作業機が自動的に停止し、また、アシスト機能で刃先が設計面に沿って動くため、オペレーターは掘り過ぎを気にせずに掘削作業が行えます。従来施工と比べて丁張りや検測などの作業工程を大幅に削減できるため、お客様の施工効率の向上に貢献するとともに、機械周辺で作業を補助する人員の削減もできるので現場の安全向上にも寄与します。また、ステレオカメラを標準装備しており、クラウド型プラットフォーム「KomConnect」と連携した現況測量・3Dデータ化によりお客様に日々の施工管理に役立つ情報を提供します。更に、新車購入時に自動的に付帯

される、パワーラインの保証延長と無償メンテナンスを取り入れた、サービスプログラム「KOMATSU CARE（コマツ・ケア）」の提供により、トータルライフサイクルコストの低減と長時間稼働に貢献します。

※4 当社調べ。市販ベースのクローラー式油圧ショベル、ホイール式油圧ショベルにおいて。

- スマートコンストラクションサポート契約には、施工現場を3Dデータで管理できるスマートコンストラクションアプリの利用、スマートコンストラクションサポートセンターでスマートコンストラクションに関する問合せを専門のオペレーターが対応するスマートコンストラクションサポート、ICT建機の施工に必要な補正情報を取得するGNSS補正情報配信サービス、ICT建機とKomConnectを携帯電話通信網で接続するKomConnect接続サービスがあります。本サービスにより、お客様は「i-Construction」に対応した施工管理が可能となり、ICT施工に必要な初期設定や手続きが不要となり、遠隔サポートにより安心してICT建機をお使い頂けます。さらに、お客さまのご要望に応じて、起工・完工時のドローンによる高精度測量、ICT建機での施工に必要な3次元設計データ作成、稼働に必要なローカライゼーションなども別メニューで提供します。

【サービスプログラム「KOMATSU CARE（コマツ・ケア）」】

特定特殊自動車排出ガス2014年基準適合車のための新車保証プログラムです。無償プログラムと有償プログラムで構成しており、無償プログラムは、従来の保証（1年間）に加え、次の項目を追加しています。

- ① パワーラインの3年間または5,000時間のいずれか早い方までの保証延長
- ② エンジンオイル・エンジンオイルフィルタ、燃料プレフィルタについて500時間毎、2000時間まで（4回）の無償交換
- ③ コマツ ディーゼル パーティキュレートフィルタ（KDPP）について、4,500時間到達時（1回）の無償清掃

【スマートコンストラクションサポートサービス】

- ① スマートコンストラクションアプリ
- ② KomConnect接続サービス
- ③ GNSS補正情報配信サービス（VRS）
- ④ スマートコンストラクションサポート

【スマートコンストラクション各種サービス（オプション）】

- ① ドローン測量：起工測量、完工測量
- ② 3次元データ作成：ICT建機の刃先を制御するためのデータ
- ③ ローカライゼーション：現場座標とGNSS測位座標を紐づけるGNSS測量作業

■主な仕様

項目	単位	PC300i-11	PC300LCi-11
機械質量	kg	32,600	33,400
エンジン定格出力 ネット (JIS D0006-1)	kW/min ⁻¹ [PS/rpm]	192/1,950	[261/1,950]
標準バケット容量 (JIS A 8403-4)	m ³	1.40	
標準バケット幅（サイドカッタ含む）	mm	1,340 (1,445)	
全長/全幅/全高 ^{※5}	mm	11,145/3,190/3,325	
クローラーシュー幅	mm	600	
クローラー全長	mm	4,625	4,955
接地圧	kPa [kg/cm ²]	66.4 [0.67]	62.9 [0.64]

※5 全高の数値はグロウサー高さも含まれます。



「PC300i-11」

*一部オプションが含まれています。

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、毎号数機種を選び掲載しています。

機種名	23トン級油圧ショベル SK225SR/SK235SR	コベルコ建機
発売年月	平成29年9月	

■概要

コベルコ建機株式会社は、オフロード法^{*1}2014年基準に適合した新型23トンクラス油圧ショベル2機種の販売を開始しました。

今回開発した新型23トン級油圧ショベルは、新エンジンを搭載しており、旧モデルでPM（粒子状物質）排出量を削減するために搭載したDPF（排出ガス後処理装置：Diesel Particulate Filter）に加え、2014年基準NOx（窒素酸化物）排出量を削減するために尿素SCR（選択的触媒還元：Selective Catalytic Reduction）を追加するなどの工夫により、オフロード法2014年基準をクリアしました。

また、耐久性の向上として、機器類の故障予兆を検知できる予防保全機能の搭載、新車保証期間の延長などにより、お客様のライフサイクルコスト低減が可能になりました。

コベルコ建機は、『低燃費のコベルコ』の評価に応えるべく、ハイブリッド機のみならず通常型ショベルにおいても環境に配慮した省エネルギー・低燃費のショベル開発に取り組んでまいりましたが、これからは低燃費によるランニングコスト削減のメリットに加えて、ライフサイクルコストの低減メリットを付加して、お客様へさらなる商品価値を提供してまいります。

■主な特長

1) 商品力アップ

○操作レバーの操作負荷を旧モデルから最大25%低減し、運転時の疲労を低減しました。

2) 環境性能

○オフロード法2014年基準適合の新エンジンを搭載しました。新エンジンではDPF（排出ガス後処理装置）に加え、尿素SCR（選択的触媒還元）を装備することで、窒素酸化物（NOx）と粒子状物質（PM）の排出量を削減しています。

○コベルコ独自の低騒音技術である「iNDR（エンジン冷却システム）」と「AIS（オートアイドルストップ）」を引き続き搭載し

ています。「iNDR」は優れた防じん性やメンテナンス性、低騒音性を兼ね備えたシステムです。「AIS」は待機時の無駄なアイドリングを無くし、燃料消費量・排ガス排出量を抑制します。

3) ライフサイクルコストの低減

○ITを利用してエンジンや油圧ポンプ関連の状態を常にモニタリングし、異常や故障の前兆を把握、お客様にメンテナンスを提案する予防保全機能を搭載しました。これにより、機械停止などの大きなトラブルを最小限に抑えることが可能となります。

○本モデルのコンセプトである高耐久性を実感していただくために、新車保証期間を従来の「1年または1,000時間」から、「1年または2,000時間」に延長しました。さらに、エンジンや油圧ポンプなどの主要機器については「3年間または5,000時間」の延長保証を新規に設定しました。^{*2}

○一般向けの販売機には500時間毎の定期メンテナンスと4,500時間経過時にDPFのメンテナンスを無償で対応します。^{*3}

○作動油フィルタ交換時のゴミ落下を防止する新型作動油フィルタを採用するとともに、作動油フィルタの目詰まり検出センサと作動油温センサを搭載し、異常検出時にはモニタにアラームを表示します。

○旧モデルの燃料フィルタはメインフィルタ1つで構成されていましたが、燃料の品質をより安定させるためにプレフィルタを追加しました。

※1 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律。

※2 延長保証の利用には一定の条件がありますので、詳細はお問い合わせください。

※3 レンタル向け機械については無償メンテナンス対象外となります。

■仕様

機種名	SK225SR	SK235SR
本体型式	SK225SR-5	SK235SR-5
運転質量	kg 23,000	24,800
●性能		
標準バケット容量(山積/平積) m ³	0.8/0.59	
旋回速度 min ⁻¹	12.6	10.2
走行速度 Km/h	1速3.5/2速5.8	1速3.2/2速5.2
登坂能力 %	70	
最大掘削力	バケット新JIS kN 通常時 120/昇圧時 132 アーム 新JIS kN 通常時 88/昇圧時 96.8	通常時 143/昇圧時 157 通常時 102/昇圧時 112
接地圧 kPa	52	54
●寸法		
全長 mm	8,690	8,780
全幅 mm	2,990	
全高 mm	3,130	3,160
●エンジン		
型式	日野 J05E-UM	
種類	直接噴射式排気ターボ過給(インタークーラ)付ディーゼルエンジン	
定格出力/回転数 kW/min ⁻¹	119/2,000	
燃料タンク容量 ℓ	330	
●作動範囲(標準アーム時)		
最大掘削半径 mm	9,700	9,850
最大掘削深さ mm	6,580	6,650
最大掘削高さ mm	10,580	11,210
最大ダンプ高さ mm	7,710	8,330



SK225SR-5

※ 掲載は、定期又は特定自主検査の対象機種とそのアタッチメント、及び検査測定器に限ります。

機種名	中型油圧ショベル ZAXIS-6 シリーズ ZX200-6 他2機種	日立建機
発売年月	平成29年9月	

■概要

日立建機株式会社は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下、オフロード法）」2014年基準に適合した新型油圧ショベル ZAXIS-6 シリーズの ZX200-6（標準バケット容量0.8m³、運転質量20.4t）、後方超小旋回機 ZX225US-6（同0.8m³、同24.1t）、後方小旋回機 ZX225USR-6（同0.8m³、同23.7t）を日本国内向けに発売しました。

本製品は、従来機の「スムーズな複合動作」や、「作業量と燃費のバランスの良さ」などの優れた性能を踏襲しながら、3ポンプ3バルブの最新油圧システム TRIAS II（トリアス ツー）」システムや、「オートアイドルストップ機能」の採用などにより、低燃費と高い作業性能を実現しています。

また、車体点検時の転落リスクを低減するため、車体上にハンドレールを新設し、メンテナンス作業時の安全性の向上を図っています。

さらに、国土交通省が推進する i-Construction をはじめとした ICT 施工に対応するため、マシンガイダンス仕様機をオプション設定するとともに、計測機器の取り付けを容易にする「マシンガイダンス対応マルチブラケット」をオプション設定し、高まる市場ニーズへ柔軟に対応します。

■主な特長

1. 時代にマッチした環境性能と経済性

- ZX200-6、ZX225US-6、ZX225USR-6は、オフロード法2014年基準に適合しています。また、3機種共に国土交通省の燃費基準達成建設機械認定制度において、「2020年燃費基準100%達成建設機械☆☆☆（三ツ星レベル）」に認定されています。
- 作業量は従来機と同等のままで、燃費を従来機の PWR モードと比較して、PWR モードで6%、ECO モードで15%低減しています。
- 粒子状物質（PM）と窒素酸化物（NOx）排出量を大幅に低減するため、「尿素 SCR システム」を採用しています。従来機の PM 除去フィルターを廃止し、定期的な清掃や交換が不要となり、長期的な保守管理費用の低減につながります。

2. 生産性向上

- 3つのポンプのそれぞれに電磁弁を追加した最新油圧システム「TRIAS II」システムを採用し、各部位に応じた油量の調整をすることで、オペレーターのレバー操作に応じてポンプの流量を細

やかに制御することを可能にし、高い操作性を実現しています。

- マルチファンクションモニターにて任意に設定した時間でエンジンが停止する「オートアイドルストップ機能」を標準装備し、無駄な燃料消費を抑制します。
 - 燃料とともに尿素水の残量をマルチファンクションモニターで確認でき、稼働状況に合わせての補給を可能にしています。
- #### 3. 安全性向上
- 車体上部にハンドレールを新設し、広範囲に大きく開くことができる全開式エンジンカバーの採用により、メンテナンス作業時の安全性およびメンテナンス性を向上しています。
 - バッテリーを電気系統から遮断できる、「バッテリーディスコネクトスイッチ」を新たに搭載し、メンテナンス中の感電事故のリスクを低減します。
 - 車体の両サイドの映像をキャブ内モニターに表示する「サイドビューカメラシステム」をオプション設定することで、機械の周囲状況確認を容易にしています。
- #### 4. ライフサイクルコスト低減
- 燃料回路の変更と、メインフィルターにエア抜き回路を新たに追加することで、エンジン不調の原因となる燃料中の気泡発生を抑制します。
 - 異物の混入防止性能や耐摩耗性を高めたインジェクターおよび耐久性の高いピストンを採用することで、エンジントラブルを抑制します。
 - 油漏れリスクの低減のため、油圧機器により耐熱性の高い O-リングを採用しています。
 - ZAXIS-5 シリーズよりお客さまに好評のサービスソリューションである「ConSite（コンサイト）」を用意。パワートレインを含む無償延長保証、無償メンテナンスが付帯しています。また、お客さまのご希望に合わせ、データレポート、有償延長保証、VALUE PACK Five などの各種有償サービスを用意しています。
- #### 5. ニーズに応じたバリエーション仕様機を用意
- ICT 施工に対応するための計測機器を搭載した三次元および二次元マシンガイダンス仕様機をオプション設定しています。
 - ICT 施工に対応する計測機器の後付けを容易にするマシンガイダンス対応マルチブラケットをオプション設定しています。

■主な仕様

項目	ZX200-6	ZX225US-6	ZX225USR-6
標準バケット容量 (m ³)	0.8	0.8	0.8
運転質量 (t)	20.4	24.1	23.7
エンジン定格出力 (kW/min ⁻¹)	122/2,000	122/2,000	122/2,000
最大掘削半径 (mm)	9,920	10,110	10,110
最大掘削深さ (mm)	6,670	6,620	6,620
最大掘削高さ (mm)	10,040	11,230	11,230
最大ダンプ高さ (mm)	7,180	8,290	8,290
最大掘削力 (昇圧時) (kN)	158	158	158
旋回速度 (min ⁻¹)	11.8	11.8	11.8
走行速度 (km/h)	5.5/3.5	5.5/3.5	5.5/3.5
全長 (mm)	9,660	8,970	8,970
全幅 (mm)	2,860	2,910	2,910
全高 (mm)	3,020	3,030	3,030
後端旋回半径 (mm)	2,890	1,680	2,000
最低地上高さ (mm)	450	450	450

注) 単位は国際単位系 (SI) による表示。



ZX200-6

※ 提供されたニュースリリースは、必ずしも全数掲載とは限りません。また掲載時期がずれることもあります。

機種名	新型ハイブリッド油圧ショベル SH200HB-7	住友建機
発売年月	平成29年10月	

■概要

住友建機株式会社は、特定特殊自動車排出ガス規制（以下オフロード法）2014年基準に適合した新型ハイブリッドショベル SH200HB-7 を発売しました。

当社のハイブリッド機は、作業性と燃費の両立を狙い、『油圧ショベルを超えたパワフルでスムーズな動き』を実現するアクティブ ハイブリッドショベルであることが特徴です。旋回方法に電動モーター方式を採用、高出力で効率の良いモーターを使用することで、油圧ショベルを超える運動性能と低燃費を実現しました。また、このクラスでは大型の容量0.9m³バケットを標準装備しています。燃費面では、アシスト機構と独自の省エネ制御によって、エンジンの負荷を軽減し、現行のハイブリッドショベル SH200HB-6（特定特殊自動車2011年排出ガス規制に適合）と比較した場合、同じ時間で、かつ同じ作業量を行った際の燃料消費量を14%低減させました（当社試験結果）。安全面では、お知らせ機能付きの周囲監視装置フィールドビューモニター2（FVM2）を標準装備。後方視界270度の状況をモニター表示と音で、安全確認を支援します。

■主な特長

- (1) アクティブ ハイブリッドショベル（油圧ショベルを超えたパワフルでスムーズな動き）

電動旋回モーターの優れた電気制御性を生かし、アタッチメント動作に旋回モーターの動力性能をマッチングさせたスムーズな動きを実現。複合操作性を大幅に向上させました。また、キャパシタに蓄えた電気エネルギーを旋回電動モーターへ供給することによって余剰となるエンジンパワーをアタッチメントの動力に利用。同ク

ラスの油圧ショベルを超える容量0.9m³バケットを標準装備し、作業能力を飛躍的にアップします。

- (2) ハイブリッドショベルならではの環境性能

電動旋回モーターにより、旋回ブレーキエネルギーを電気に変換しキャパシタに回収、旋回加速時に再利用することによって、燃費を低減します。さらに、エンジン直結の電動モーターにより発電した電気をキャパシタに充電し、エンジンアシストに再利用。この電気パワーをエンジンの負荷状態に応じて的確にコントロールすることにより、省エネ効果を高めています。

- (3) NETIS登録技術「FVM（フィールドビューモニター）」などによる高い安全性

後方視界270度を見やすい上空視点でモニター表示と音でオペレーターの安全確認を支援にします。また、独自の操作制御システムにより、通常使わない作業範囲では、レバーの誤操作などによる急激な動きを感知し、自動的にスピードをコントロール。転倒などの危険を大幅に低減します。



SH200HB-7

※ 送付先：〒101-0051 千代田区神田神保町3-7-1 ニュー九段ビル9F（公社）建設荷役車両安全技術協会広報部

機種名	中型ブルドーザ Cat D6TLGP/D6TXL	キャタピラー
発売年月	平成29年 8月	



Cat® D6T

■概要

キャタピラー・ジャパン合同会社は、土木、造成工事等において高い能力を発揮し、オフロード法2014年基準をクリアする環境性能を備えたCat D6Tブルドーザーのモデルチェンジ車を発売しました。

今回発売したCat D6TブルドーザーはCatスロープアシストを標準装備し、また、国土交通省が推進するi-Constructionに対応するブルドーザー用3次元マシンコントロール「Catグレードコントロール3D」も選択可能です。

このほか、安全性やオペレーター環境も向上するなど、あらゆる面でお客様の成功を支援する卓越した製品品質を誇っています。

■主な特長

1. お客様の運転経費を低減する優れた燃料生産性と作業効率

- ロックアップ機能付フルタイム自動変速パワートレインを採用。自動変速機能により、オペレーターはシンプルに希望の車速をサムローラーで選択し作業ができます。また、ロックアップ機能により、エンジンパワーをダイレクトにトランスミッションに伝達することで、パワーのロスがなく、これにより最大で20%の燃費低減が可能です。
- Catスロープアシストを標準装備。ブレードを目標勾配に自動でキープでき、初心者でも高精度の勾配施工が

■主な仕様

	D6T LGP	D6T XL	
運転質量	kg	23,299	21,382
全長(ブルドーザ装置付)	mm	5,729	6,275
全幅(ブルドーザ装置付)	mm	4,063	3,261
全高(ROPS上端まで)	mm	3,235	3,185
ブレード幅	mm	4,063	3,261
エンジン名称	Cat C9.3 ディーゼルエンジン		
総行程容積	ℓ		9.3
定格出力/回転数	kW/min ⁻¹		161/2,200
ステアリング形式	電子制御プラネタリ式 ディファレンシャルステアリング		
接地長	mm	3,245	2,814
接地圧	kPa	38.5	66.5

簡単に出来ます。施工時間の短縮、オペレーターの疲労低減も図れます。

2. オフロード法2014年基準をクリアする環境性能

- 窒素酸化物 (NOx) を低減するシステムとして「NOxリダクションシステム」および尿素SCRシステムを採用。NOxリダクションシステムは、排出ガスの一部を、冷却して吸気側に循環することで、燃焼温度を低下させ、NOxの排出を低減します。また、尿素水の化学反応を利用した尿素SCRシステムにより、NOx排出量のさらなる低減を実現します。
- ディーゼル酸化触媒 (DOC) およびディーゼルパーティキュレートフィルタ (DPF) からなる「Catクリーンエミッションモジュール」が一酸化炭素、炭化水素、粒子状物質 (PM) を低減・除去します。さらに、PM除去過程でDPFに堆積するすすを取り除くために、DPF再生システムを有しています。
- 上述の排出ガスクリーン化技術により、最新の排出ガス規制であるオフロード法2014年基準をクリアする環境性能を備えています。

3. オペレータ環境/安全性/サービス性

- 新型のマルチカラーディスプレイを採用し、視認性を大きく向上しました。リアビューカメラの映像はこのディスプレイに表示されるので、ディスプレイの追加やスペースは不要です。
- シートベルトが未装着の場合はディスプレイに警告ランプが点灯します。これによりシートベルト装着忘れを防止できます。
- リアルタイムの車両の傾斜状況をモニタに表示できます。車両の縦断勾配と横断勾配が見える化され、スムーズな勾配施工をサポートします。
- Catプロダクトリンクを標準装備。警告情報や部品交換時期の確認ができるため、車両の管理やダウンタイムを削減することができます。

4. i-Construction対応 ブルドーザ用3次元マシンコントロール「Catグレードコントロール3D」(*オプション)

- ブルドーザーのCatグレードコントロール3Dは、ブルドーザ本体との統合を進めることで整地・掘削作業における生産性を更に向上させるとともに、オペレータ操作の軽減が可能なCat純正の内蔵型3次元マシンコントロールシステムで生産性や品質を向上し、さらには熟練オペレータ不足等の課題を克服して、お客様がより効率的に施工が行えるよう開発しています。また、キャタピラーのICT建機とクラウドによるリアルタイムソリューションVisionLink® (ビジョンリンク) と組み合わせることで、現場とオフィスとの遠隔情報共有をリアルタイムで実現し、i-Constructionに対応した施工管理が可能になります。
- オンラインでVisionLink® (ビジョンリンク) 3Dプロジェクトモニタリングを使用すると、LINKテクノロジーを経由して毎日の生産性データを確認可能です。切盛り作業の進捗を3Dマッピングデータで自動的に離れた事務所でも把握できるため、予定通りに作業を進めるための判断をいつでも容易に行うことができます。(*利用登録とハードウェアの追加が必要です)

※ 掲載は、定期又は特定自主検査の対象機種とそのアタッチメント、及び検査測定器に限ります。

建 荷 協 の 動 き

(平成29年 8 月 1 日～平成29年 9 月30日)

事業別委員会

平成29年度第 2 回特自検委員会

月 日：平成29年 9 月13日 (水)

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 平成28年度巡回指導実施状況報告
2. 窓口資料(巡回指導申込書)について
3. 巡回指導の本部支援策について
4. 巡回指導結果報告書について
5. 新任巡回指導員研修について
6. その他(次年度の事業案について)

平成29年度第 2 回検査・整備技術委員会

月 日：平成29年 9 月22日 (金)

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 各分科会の途中経過改訂内容について報告
2. 本年度改訂計画と次年度改訂予定計画の報告
3. 機関誌の技術解説への原稿提供会社について報告及び依頼
4. クレーン機能付油圧ショベル(クローラ式)記録表の変更点について報告
5. 「考案賞」の開始報告と作品応募協力をお願い
6. 本年度の現地調査予定について連絡
7. その他

平成29年度第 2 回研修委員会

月 日：平成29年 9 月20日 (水)

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 平成28年度の研修・教育実績について
2. 本部研修について
 - 本部研修スケジュール
 - 「検査業者業務点検コース」講師養成研修会
 - 新任講師研修開催のご案内
3. 広域担当講師、検査実習担当講師について
 - 検査実習について
4. 他法令に基づく特定自主検査員(者)に対する実務研修の充実
5. 講師の研修時の負担軽減を図ることを目指した教材のあり方の検討について
 - 指導書の見直しについて
6. 平成29年度研修委員会開催日程
7. その他

平成29年度第 3 回広報委員会

月 日：平成29年 9 月15日 (金)

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 前回議事録の確認
(2017. 7. 21：平成29年度第 2 回)
2. 機関誌主要計画の検討
(232号11月号～234号 3 月号)

3. 製品紹介（232号掲載分、他在庫）
4. イラスト災害事例の検討
（232号掲載用初回案）
5. 平成29年度特自検強調月間リーフレット・ステッカー
6. 特自検PR用幟の制作・配布
7. 平成30年版年間ポスター制作
8. 平成29年度特自検強調月間新聞広掲載について
9. 平成30年版年間リーフレット制作について
10. 平成29年度工場取材見学会について
11. 平成29年度広報委員会開催スケジュール

12. 平成29年度広報委員会名簿
13. その他

会員入会状況

平成29年8月1日から平成29年9月30日までの会員の入会状況は次のとおりである。

種別	対象業種別	会 員 数 (社)		
		平成29年7月末 会員数	平成29年8月1日～ 平成29年9月30日間異動 入 会 退 会	平成29年9月末 会員数
正 会 員	製造業	28		28
	建設業	289	1	288
	荷役業	84		84
	製造工業等	46		46
	リース・レンタル	649	1	649
	検査・整備業	2,989	3	2,988
	その他業種	186	2	187
賛 助 会 員	15		15	
総 数	4,286	7	4,285	

新入会員名簿

会員番号	名 称	〒	所在地	電話番号
30861	(株)ミテック	683-0024	鳥取県米子市吉谷 217	0859-26-5200
61201	グリーンレンタル(株)会津営業所	965-0102	福島県会津若松市真宮新町北 3-13	0242-58-3738
76187	中部産機システムズ(株)	500-8246	岐阜県岐阜市下川手 689-2	058-201-0701
76188	(有)有限会社プリズマ・サービス	791-0222	愛媛県東温市下林甲 1368 番地	089-964-5888
76191	(株)熊谷工業	421-1221	静岡県静岡市葵区牧ヶ谷 2044-1	054-277-1136
80356	(株)小笠原サービス	100-2211	東京都小笠原村母島字元地	04998-3-7030
80357	沖電企業(株)	901-2131	沖縄県浦添市牧港 4-6-11	098-877-1430

平成29年度 支部別検査者の研修・教育の予定表

平成29年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表1・2及び3のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌（又は当協会のホームページ）を参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

1. 特定自主検査者資格取得研修 (別表1)

厚生労働省の告示及び通達に基づく、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

2. 特定自主検査者能力向上教育 (別表2)

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工事用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね5年以上経過した方を対象に、技術の進展に対応した技術、知識を付与することを目的とした教育です。

3. 実務研修及び安全教育（別表3）

・実務研修「記録表作成コース」

他の法令で資格を取得された方（建

設機械施工士他）や記録表の記入要領について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方などについて学ぶことができます。

座学だけのコースと実機を使ったコースの2種類のコースがあります。

・実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

座学だけのコースと実機を使ったコースの2種類のコースがあります。

・実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について実習を通して研修します。

・安全教育

厚生労働省の通達に基づき定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧ショベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにショベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

平成29年度 特定自主検査資格取得研修（事業内）予定表（別表1）

(H29.10.01現在)

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械		
					整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道	9/13~15	EFG				
	青森	8/25~26	EFG			9/15~16	EF
	岩手						
	宮城						
	秋田						
	山形						
関東地区	福島	7/27~28	EF			7/7~8	EF
	茨城	4/6~7	EF			5/10~11	EF
	栃木	4/8~9	EF			4/20~21	EF
	群馬	10/20~21	EF				
	埼玉	8/23~25	EF	1/17~19	EF	2/7~9	EF
	千葉	4/6~8	EF	9/7~9	EF	7/3~5	EF
	東京	7/20~22	EF	10/19~21	EF		
神奈川	7/6~8	EF	11/16~18	EF	9/13~15	EF	
中部地区	新潟						
	富山						
	石川						
	福井						
	山梨						
	長野	11/7~9	EF				
	岐阜						
	静岡	8/26~27	EF			4/15~16	EF
愛知	3/2~4	EF			3/7~9	EF	
三重	9/22~24	EF			10/20~22	EF	
近畿地区	滋賀						
	京都						
	大阪	2/19~25	EF				
	兵庫						
中国地区	奈良						
	和歌山	9/8~9	EF	11/10~11	EF		
	鳥取						
	島根						
四国地区	岡山	8/30~31	EF			6/29~30	EF
	広島					10/12~13	EF
	山口					10/13~14	EF
	徳島						
九州・沖縄地区	香川					7/21~22	EF
	愛媛					2/9~10	EF
	高知						
	福岡	9/14~16	EFG			7/13~14	EF
	佐賀	10/3~4	EF			6/6~7	EF
	長崎						
熊本	10/27~28	EF					
大分							
宮崎							
鹿児島							
沖縄							

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

平成29年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表1）

(H29.10.01現在)

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車		
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用			
北海道・東北地区	北海道				9/8～9	EF	
	青森						
	岩手						
	宮城						
	秋田		5/12～13	EF			
	山形						
関東地区	茨城		1/22～23	EF	9/6～7	EF	
	栃木			7/21～22	EF		
	群馬				9/13～14	EF	
	埼玉		6/20～22	EF	1/31～2/2	EF	
	千葉	8/23～25	EF		7/25～27	EF	
	東京				6/22～24	EF	9/14～16
中部地区	神奈川		8/2～4	EF	3/8～10	EF	
	新潟						
	富山						
	石川						
	福井						
	山梨						
	長野						
	岐阜						
近畿地区	静岡				9/2～3	EF	
	愛知						
	三重		11/17～19	EF	12/15～17	EF	
	滋賀						
	京都						
	大阪						
中国地区	兵庫						
	奈良						
	和歌山						
	鳥取				9/12～14	F	
	島根						
四国地区	岡山						
	広島						
	山口						
	徳島						
九州・沖縄地区	香川						
	愛媛		6/2～3	EF	5/26～27	EF	
	高知						
	福岡		8/17～18	EF	11/10～12	EF	
	佐賀		7/4～5	EF			
	長崎						
	熊本						
大分							
宮崎							
鹿児島							
沖縄							

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

平成29年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

(H29.10.01現在)

地区	支部	フォークリフト						車両系建設機械			
		5/24～26		7/19～21		8/21～25		6/14～16		9/27～29	
								整地・運搬・積込・掘削・解体用機械			
北海道・東北地区	北海道	5/24～26	BCD	7/19～21	BCD	8/21～25	A	6/14～16	BC	9/27～29	BC
	青森	6/22～24	BCD					6/30～7/2	BC		
	岩手	6/12～14	BC	9/6～8	BC			7/24～28	ABC		
	宮城	6/14～18	ABCD					5/24～28	ABC		
	秋田	7/6～8	BC					7/19～23	ABC		
	山形	10/25～27	BC					8/28～30	BC		
	福島	10/11～13	BC					8/24～26	BC		
関東地区	茨城	6/12～16	ABC					7/3～7	ABC	12/5～7	BC
	栃木	7/7～9	BC					9/11～15	ABC		
	群馬	7/14～16	BCD					9/8～10	BC		
	埼玉	7/24～28	ABCD	3/12～16	ABCD			12/4～8	ABC		
	千葉	6/15～17	BC	12/7～9	BC			3/7～9	BC		
	東京	6/14～18	ABC								
	神奈川	6/15～17	BC	10/26～28	BC			8/23～25	BC		
中部地区	新潟	6/14～18	ABCD	7/6～8	BCD			7/20～22	BC		
	富山	7/26～28	BC					6/15～17	BC		
	石川	10/20～22	BC								
	福井	6/15～18	BC					5/23～27	BC		
	山梨										
	長野	7/4～6	BCD					9/5～7	BC		
	岐阜	9/25～29	ABC					6/19～23	ABC		
	静岡	6/7～11	AB	9/22～24	BC			5/12～14	BC		
	愛知	6/23～25	BCD	9/14～18	ABC			9/26～28	BC		
	三重	8/25～27	BC					5/26～28	BC		
近畿地区	滋賀	2/19～23	ABCD								
	京都	9/7～9	BC					6/22～24	BC		
	大阪	5/22～28	ABCD	10/16～22	BC						
	兵庫	7/5～9	BCD					6/9～17	BC		
	奈良										
	和歌山	6/22～24	BC								
中国地区	鳥取										
	鳥根	7/5～7	BC								
	岡山	7/13～15	BC	2/19～23	ABC			10/23～27	ABC		
	広島	11/16～18	BC					10/16～20	ABC		
	山口	5/11～13	BC	9/14～16	BC			4/20～22	BC		
四国地区	徳島										
	香川										
	愛媛	7/6～8	BC								
	高知	4/11～15	AB								
九州・沖縄地区	福岡	6/21～25	ABCD	1/18～20	BCD			2/20～24	ABC		
	佐賀	2/6～8	BC								
	長崎	6/14～18	ABC								
	熊本	7/1～9	ABCD					2/2～11	ABC		
	大分	6/17～24	BC					8/23～27	ABC		
	宮崎	9/6～10	ABC					7/19～23	ABC		
	鹿児島	7/12～16	ABC					10/11～15	ABC		
沖縄	7/5～9	ABC					6/14～18	ABC			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

平成29年度 特定自主検査資格取得研修（検査業）予定表（別表1）

(H29.10.01現在)

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車			
		基礎工専用	締固め用	コンクリート打設用				
北海道・東北地区	北海道				6/21～23	BC	7/24～28	A
	青森				9/20～22	BC		
	岩手		10/11～13	BC	8/23～25	BC		
	宮城				7/13～17	ABC		
	秋田				9/5～7	BC		
	山形				5/24～26	BC		
	福島			9/21～23	BC	9/7～9	BC	
関東地区	茨城		1/29～31	BC	10/3～5	BC		
	栃木			10/22～26	ABC			
	群馬				6/20～22	BC		
	埼玉	10/23～27	ABC	6/19～23	ABC	2/19～23	ABC	
	千葉	2/5～7	BC		9/26～28	BC		
	東京				11/9～11	BC		
	神奈川		9/20～22	BC	1/18～20	BC		
中部地区	新潟				6/29～7/1	BC		
	富山							
	石川							
	福井				9/6～9	BC		
	山梨							
	長野				6/28～30	BC		
	岐阜				8/7～9	BC		
	静岡		10/27～29	BC	10/13～15	BC		
近畿地区	愛知				6/16～18	BC	11/24～26	BC
	三重		6/23～25	BC	7/21～23	BC		
	滋賀							
	京都							
	大阪				9/4～8	ABC		
中国地区	兵庫	9/21～23	BC	11/20～22	BC	2/6～8	BC	
	奈良				11/13～15	BC		
	和歌山							
	鳥取				9/12～14	BC		
	島根				11/7～9	BC		
四国地区	岡山	12/5～7	BC		5/31～6/2	BC	3/19～23	ABC
	広島				9/28～30	BC		
	山口				6/8～10	BC		
	徳島							
九州・沖縄地区	香川							
	愛媛				10/12～14	BC		
	高知							
	福岡				10/18～22	ABC		
	佐賀	8/2～4	BC					
	長崎							
	熊本			9/22～24	BC	10/13～15	BC	
九州・沖縄地区	大分				10/13～15	BC		
	宮崎				5/25～27	BC		
	鹿児島							
沖縄	2/7～11	ABC		10/25～29	ABC			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。
注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。
注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

平成29年度 特定自主検査能力向上教育予定表 (別表2)

(H29.10.01現在)

地区	支部	フォークリフト		車両系建設機械										高所作業車		
				整地・運搬・積込・掘削・解体用機械						基礎工事 用機械	締固め用 機械	コンクリート 打設用機械				
北海道・東北地区	北海道	6/27				7/11	8/1								6/7	
	青森	4/26				4/12									4/6	
	岩手	7/12														
	宮城	10/13				6/10									8/19	
	秋田	8/22				8/23										
	山形	9/6				9/20										
	福島	6/28	10/27			6/7	10/26								6/22	
関東地区	茨城	4/26	12/12			5/16	2/5			7/25					10/6	
	栃木	6/3				6/23					6/11				12/12	
	群馬	7/13				4/26	10/11								11/27	
	埼玉	6/14	10/18			9/6	3/7			12/20	3/2				5/17	
	千葉	11/7				11/20										
	東京	9/6				11/15									10/11	
	神奈川	2/2				7/20					11/21					
中部地区	新潟	8/23				9/6									9/14	
	富山	9/13														
	石川					9/13										
	福井	6/7				5/17									8/30	
	山梨	7/11				8/25				6/14						
	長野	10/3				7/13				8/4					10/20	
	岐阜	2/7				7/3										
	静岡	1/27				8/5				5/20	6/17				7/22	
	愛知	7/19				7/13									7/4	
三重	9/6				5/10									8/9		
近畿地区	滋賀	7/19														
	京都	8/3				9/26										
	大阪	1/24														
	兵庫	8/8				8/9									2/15	
	和歌山															
中国地区	鳥取					8/4										
	鳥根					5/11	1/23									
	岡山	9/4	10/10			9/27	11/20	11/29								
	広島	7/6	7/20	7/27		6/8	6/15	6/22							7/18	
	山口										10/28					
四国地区	徳島					5/29										
	香川	7/29														
	愛媛	7/15				8/26									11/18	
	高知					9/13										
九州・沖縄地区	福岡	2/9														
	佐賀	11/22				11/22				9/14					9/14	
	長崎	2/14				10/11	11/17				8/4					
	熊本	9/9				1/20										
	大分	11/18				10/28										
	宮崎	7/15				7/8									1/13	
	鹿児島	9/9				10/21	12/2									
沖縄	1/20				12/16									9/30		

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した教育を示します。

平成29年度 実務研修、定期自主検査安全教育予定表 (別表3)

(H29.10.01現在)

地区	支部	実務研修								安全教育					
		記録表作成コース				月次定期自主検査 (フォークリフト)				業務点検 コース	建機付属 クレーン部分		ショベル ローダー等		
		座学		実技		座学		実技							
北海道・東北地区	北海道	11/10										7/4			
	青森	10/3	10/14							8/30		9/5	12/2		
	岩手	7/7	8/4	9/21	6/23							6/30		11/10	
		10/20	11/17												
	宮城	4/8	9/15									4/15			
	秋田	6/20	6/21									7/26		8/8	
	山形	6/21	7/5					8/2				7/20			
福島	8/8										6/15				
関東地区	茨城				8/29	9/8	11/29			3/6	10/26	2/27	5/23		1/9
					1/11	2/8									
	栃木				11/22						10/13		7/14		2/9
	群馬	6/2									10/24		11/16		
	埼玉	11/14						12/13			7/5		7/12		
	千葉	1/31									10/25		8/7	12/4	9/23
	東京										7/12		7/4		
神奈川	11/10	12/15					2/6			9/29		10/12			
中部地区	新潟	10/4									10/18		8/4		
	富山	8/23											7/7		
	石川	8/7													
	福井	7/27									2/7		2/16		2/14
	山梨	9/26											11/14		
	長野	7/19									9/26		6/20		
	岐阜				7/4	11/15					10/25		7/26		9/13
	静岡	9/9	10/21	12/2							11/18		7/1		2/17
	愛知	8/8			7/23	8/3					11/28		9/12		10/24
	三重	4/22	9/13						6/17	12/9		1/18		5/13	
近畿地区	滋賀														
	京都	2/8									11/21		3/16		
	大阪							7/19			11/15				7/26
	兵庫	2/21	2/22					11/14			6/21		7/26		10/12
	奈良	12/13											12/12		
和歌山	2/17														
中国地区	鳥取	11/24													
	鳥根	2/22											6/23		
	岡山				6/21								9/13		
	広島				7/11	2/1									6/2
山口	11/25														
四国地区	徳島							11/15							
	香川	9/16													
	愛媛	4/22			11/25								4/15		6/10 12/8
高知	6/14											6/9			
九州・沖縄地区	福岡				9/1								11/24		
	佐賀	8/9											6/15		
	長崎	6/9	7/20	11/8				9/7					4/5	8/9	
	熊本	6/3	12/23								9/2		11/18		
	大分	7/8						5/20			9/9		6/3		7/22
	宮崎	5/20	6/3	2/3							8/4		4/22		
	鹿児島	8/19						6/17					7/29	10/22	
沖縄	9/9						5/12	9/16				8/5			

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

平成29年度 運転技能講習予定表

(H29.10.01現在)

●フォークリフト												
秋 田	4/27～	5/7～	6/2～				9/21～					
茨 城	4/10～	5/15～	6/5～	7/5～	8/18～	9/12～	10/2～	11/2～	12/13～	1/10～	2/2～	3/20～
石 川		5/11～			8/31～							
山 梨		5/6～		7/8～		9/9～		11/4～				
京 都			6/5～				10/20～					
大 阪	4/16～	5/10～	6/7～	7/5～		9/13～	10/4～	11/12～		1/17～		3/7～
兵 庫	4/5～											
長 崎	4/6～	5/18～	6/29～	7/27～	8/24～	9/28～	10/26～		12/7～	1/18～	2/1～	3/1～
	4/12～	5/25～			8/31～							
熊 本		5/20～	6/17～	7/15～	8/19～	9/16～		11/2～			2/17～	3/3～
						9/30～						
宮 崎	4/26～	5/24～	6/21～		8/23～		10/25～					

●車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）												
兵 庫							10/20～					
鳥 取			6/22～				10/19～					
鳥 根		5/29～				9/7～						
長 崎			6/2～	7/21～				11/24～		1/12～		

●車両系建設機械（解体用）												
鳥 取		5/19～										

●不整地運搬車												
鳥 取				7/20～								
鳥 根				7/14～								

●高所作業車												
青 森	4/21～	5/12～	6/2～	7/7～	8/19～	9/1～	10/28～	11/10～	12/26～		2/24～	3/16～
	4/29～	5/27～	6/17～	7/22～		9/23～		11/25～				3/24～
群 馬		5/13～				9/23～						
福 井	4/18～					9/20～						
滋 賀	4/6～		6/6～	7/25～		9/5～	10/17～		12/5～			
奈 良		5/29～		7/15～		9/19～		11/25～				3月
鳥 取	4/19～				8/23～			11/8～				
沖 縄	4/7～		6/2～		8/18～		10/20～		12/1～		2/16～	

●小型移動式クレーン												
鳥 根					8/17～							

●玉掛け												
鳥 根					8/1～							

注1 各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した講習を示します。

お知らせ

〔平成29年度〕
各種研修の受講料及び修了証再交付手数料

1 資格取得研修

(A) 事業内検査者研修

研修の種類	14時間コース		8.5・9.5時間コース		5.5時間コース	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	49,032	54,108	44,712	49,788	43,632	48,708
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	61,128	73,116	56,808	68,796	—	
3 基礎工事用機械	57,672	66,528	53,352	62,208		
4 締固め用機械	51,084	57,456	46,764	53,136		
5 コンクリート打設用機械	64,368	71,604	58,968	66,204		
6 高所作業車	51,624	58,104	47,304	53,784		

(B) 検査業者検査員研修

(単位：円)

35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース	
会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
77,112	82,188	55,512	60,588	53,352	58,428	52,272	57,348
93,528	105,516	70,848	82,836	66,528	78,516	—	
90,072	98,928	66,312	75,168	61,992	70,848		
79,164	85,536	57,564	63,936	55,404	61,776		
112,968	120,204	80,568	87,804	78,408	85,644		
85,104	91,584	62,424	68,904	60,264	66,744		

2 能力向上教育

教育の種類	会員	一般
1 フォークリフト	12,096	13,824
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	12,528	14,688
3 基礎工事用機械	10,368	11,340
4 締固め用機械	10,260	11,124
5 コンクリート打設用機械	10,044	10,692
6 高所作業車	10,368	11,340

3 実務研修

研修の種類	座学コース		実技コース		
	会員	一般	会員	一般	
記録表作成コース	フォークリフト	13,176	15,768	18,576	21,168
	整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	14,796	18,468	20,196	23,868
	基礎工事用機械	14,796	18,468	20,196	23,868
	締固め用機械	14,580	18,036	19,980	23,436
	コンクリートポンプ車	14,580	18,036	19,980	23,436
	高所作業車	13,392	16,092	18,792	21,492
月次定期自主検査(フォークリフト)	7,722	8,964	13,122	14,364	
検査業者業務点検コース	会員		一般		
	9,180		10,044		

4 安全教育

教育の種類	会員	一般
建機付属クレーン部分	7,344	7,884
ショベルローダー等	10,368	11,232

5 資格取得研修 修了証再交付手数料

申請にあたっては、1件につき送料を含む手数料2,160円(税込)を「現金書留」にて同封してください。

- (注) 1. 受講料には、テキスト代及び消費税8%が含まれています。
 2. 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。
 3. 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。
 4. 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

お知らせ

けんいきょう
建荷協発行図書等のご案内

平成29年度版

安心を心にこめて特自検



建設荷役車両安全技術協会

ご案内する図書等は公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんいきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

■ 特定自主検査制度の入門解説

特定自主検査制度についての入門編

安全と特定自主検査のおはなし

「なぜ特定自主検査が必要なのか？特定自主検査とはどのようなものか？」をご理解いただけるよう、イラストを使いわかり易く解説したものです。

(H25.6改訂C版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
安全と特定自主検査のおはなし	PC-ZC-02-C	216円	324円

特定自主検査の対象機械について

特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

(H29.3改訂D版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査対象機械の概要	SC-ZC-01-D	648円	1080円

■ 特定自主検査済標章

特定自主検査 実施年月の明示

特定（定期）自主検査済標章

・特定自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年1回（不整地運搬車は2年に1回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標章です。検査業者用と事業内用とがあります。

・定期自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアー」について、年1回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標章です。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標章（事業内）	BP-LH-29	324円	972円
特定自主検査済標章（検査業）	BP-LR-29		
定期自主検査済標章	BP-LRI-29		

特定自主検査済標章
(事業内)特定自主検査済標章
(検査業)

定期検査済標章

【注記】 検査済標章の色は、毎年1月1日をもって暦年ごとに変更されます。旧年発行の標章は同日以降使用できませんのでご注意ください。

特定自主検査に係る標章等について

標章の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標章等の取扱いについて解説したものです。

(H27.4改訂E版発行)

品名	品番	会員価格	一般価格
標章の使い方から管理まで	BC-ZC-05-E	216円	324円



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。

■ 特定自主検査の実施

検査方法と判定基準

定期自主検査指針

労働安全衛生法、第45条第3項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SG-LG-01-A	324円	432円
不整地運搬車	SG-GR-01	216円	432円
車両系建設機械	SG-KC-01-B	1728円	2700円
高所作業車	SG-HL-01	540円	756円
フォークリフト(月次)	SG-LG-11-A	216円	324円

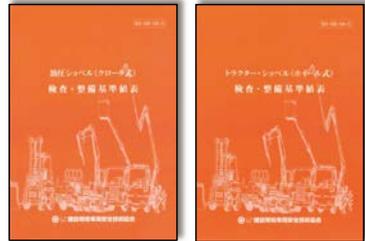


検査項目の判定値

検査・整備基準値表

判定基準の中で「メーカーの指定する基準値内であること」とされている基準値および測定方法を機種・型式別ごとにまとめたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SS-LG-03-F	1404円	2052円
油圧ショベル	SS-GE-03-C	1836円	2700円
トラクター・ショベル	SS-GE-04-C	324円	540円
ブルドーザー	SS-GE-05-C	324円	540円
解体用機械	SS-DM-01-A	3024円	4644円
締固め用機械	SS-RC-01-C	972円	1512円
コンクリートポンプ車	SS-CP-01-C	648円	972円
高所作業車	SS-HL-01-C	756円	1080円



検査結果の記録

特定(定期)自主検査記録表

特定(定期)自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

- ・記録表は3年間の保存義務があります。
- ・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
- ・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。



品名	会員価格	一般価格
特定(定期)自主検査記録表(1セット50枚)	486円	756円

記録表の記入方法

特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

(H28.3改訂〇版発行)



記録表の保存

特定自主検査記録簿

省令により3年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-0	1080円	1620円

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録簿	BP-ZC-03	108円	162円

特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

特定自主検査台帳

- ・特定自主検査台帳 事業内用
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標章貼付簿」を一体にしたものです。
- ・特定自主検査台帳 検査業者用
特定自主検査済標章の受払を管理する「標章受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査台帳 事業内用	BC-ZC-04-A	540円	810円
特定自主検査台帳 検査業者用	BC-ZC-07	1620円	2160円



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。

■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第3者が識別できる」とこと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では**腕章**及び**ワッペン**（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できる**シール**を用意しています。

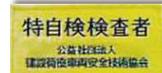
・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査者腕章	BP-YC-01	1080円	1620円
検査者ワッペン	BP-YC-02	324円	540円



検査者腕章



検査者ワッペン

・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

特定自主検査対象機種	検査業者用	事業内用	会員価格	一般価格
フォークリフト	BP-YC-11-A	BP-YC-21	108円	162円
整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械	BP-YC-12-A	BP-YC-22		
基礎工用機械	BP-YC-13-A	BP-YC-23		
締固め用機械	BP-YC-14-A	BP-YC-24		
コンクリートポンプ車	BP-YC-15-A	BP-YC-25		
高所作業車	BP-YC-16-A	BP-YC-26		
不整地運搬車	BP-YC-17-A	BP-YC-27		



検査者シール（検査業者用）

検査者シール（事業内用）

■ 教育資料

当協会では実施する特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

・特定自主検査マニュアル 特定自主検査の検査方法等を機種、部位別に解説しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査機器	TQ-ZC-01-D	648円	972円
原動機(ディーゼル・ガソリン)	TQ-KE-01-E	2376円	3564円
油圧装置	TQ-KH-01-D	1188円	1836円
上部旋回体 下部走行体	TQ-KB-01-D	1836円	2808円
ジブ・リーダー・ワイヤーロープ	TQ-KJ-01-C	864円	1296円
フォークリフト	TQ-LC-02-G	1296円	1944円
不整地運搬車	TQ-GR-01-D	756円	1188円
車両系建設機械(整地等用)	TQ-GC-02	2376円	3672円
〃(解体用機械)	TQ-DM-01-B	648円	1080円
〃(基礎工用)	TQ-FC-01-D	2916円	4428円
〃(締固め用)	TQ-RC-01-D	1188円	1728円
〃(コンクリート打設用)	TQ-CP-01-E	1080円	1728円
高所作業車	TQ-HL-01-D	1296円	1944円
特定自主検査と補修	TQ-ZC-01-E	540円	864円



・能力向上教育テキスト 機種別に最新の技術等を紹介しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	TL-LC-01-D	3456円	5184円
整地・運搬等&ブレーカ	TL-GE-01-E	2700円	4104円
締固め用機械	TL-RC-01-C	1620円	2484円
基礎工用機械	TL-FC-01-C	1188円	1836円
不整地運搬車	TL-GR-01-A	540円	864円
コンクリートポンプ	TL-CP-01-C	1404円	2052円
高所作業車	TL-HL-01-C	1728円	2700円



・その他

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト安全運転テキスト	T0-LC-02-B	1512円	1512円
ショベルローダー等定期自主検査マニュアル	TQ-SR-02-C	1728円	2592円
検査・整備基準値表	TT-YC-01-B	1080円	1620円



表記の価格は全て消費税8%込みの価格です。

■ 特定自主検査業務の管理

事業内検査の適正実施のために

特定自主検査業務マニュアル —事業内検査—

事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。
(H27.2 改訂 E 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル —事業内検査—	BP-ZC-02-E	972 円	1512 円

検査業者検査の適正実施のために

特定自主検査業務マニュアル —検査業者—

検査業者の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。
(H25.10 改訂 F 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル —検査業者—	BP-ZC-01-F	972 円	1512 円

特定自主検査の適正実施のために

特定自主検査とその管理（管理者用マニュアル）

特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。
(H26.12 改訂 D 版発行)

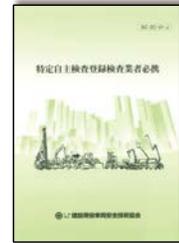


品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査とその管理	BC-ZC-06-D	648 円	1080 円

登録検査業者の諸手続きについて

特定自主検査登録検査業者必携

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。
また、参考となる業務規程例を示してあります。
(H26.4 改訂 J 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査登録検査業者必携	BC-ZC-01-J	540 円	864 円

特定自主検査制度に関する法令、通達

特定自主検査関係法令通達集

特定自主検査制度に関する法の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。
(H28.3 改訂 J 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査関係法令通達集	BC-ZC-03-J	2268 円	3456 円

特定自主検査制度についての疑問を解説

特定自主検査に関する Q & A

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A集」としてまとめたものです。
(H26.10 改訂 A 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査に関する Q & A	BC-YC-01-A	432 円	756 円

表記の価格は全て消費税 8%込みの価格です。

※ご紹介致しました図書等は、最寄りの建荷協支部でご購入いただけます。

平成 29 年 4 月

受賞のお知らせ

平成29年度「安全衛生に係る厚生労働大臣功績賞」を受賞

永年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をしたとして、平成29年度「厚生労働大臣 功績賞」を、渡邊 岩手県支部長が受賞されました。

ここに、受賞のお祝いを申し上げますと共に、この栄誉を会員の皆様にお知らせいたします。



岩手県支部長
渡邊忠夫 氏

渡邊支部長〔トヨタL&F岩手(株)代表取締役社長〕は、平成19年12月に支部長として就任され、特定自主検査に関する未実施車両対策の推進、特定自主検査者資格取得研修、安全・能力向上教育及び巡回指導員によるパトロールの実施、会員の拡大を図るなど支部事業の運営に積極的に取り組み、県下の労働災害防止に寄与されました。

永年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をしたとして、平成29年度「厚生労働大臣 功績賞」を、佐野 福井県支部長が受賞されました。

ここに、受賞のお祝いを申し上げますと共に、この栄誉を会員の皆様にお知らせいたします。



福井県支部長
佐野俊和 氏

佐野支部長〔コマツサービスエース(株)代表取締役社長〕は、平成20年5月に支部長として就任され、特定自主検査の未実施車両の対策の推進、研修・教育の実施などの活動を自ら牽引し、建設荷役車両の性能の保持向上と使用に関する安全確保など積極的に取組まれ、県下の労働災害防止に寄与されました。

永年にわたり労働安全衛生に尽力し安全衛生水準の向上に多大な貢献をしたとして、平成29年度「厚生労働大臣 功績賞」を、後藤 宮崎県支部長が受賞されました。

ここに、受賞のお祝いを申し上げますと共に、この栄誉を会員の皆様にお知らせいたします。



宮崎県支部長
後藤健治 氏

後藤支部長〔コマツ宮崎(株)代表取締役〕は、平成15年から支部長として就任され現在に至り、巡回指導員及び研修講師の派遣、機材・工場貸与と会社全体での支援で、支部の活動をリードするとともに、支部理事会、巡回指導員会議等を運営し、支部一体となった活動を実践されてきました。

また、宮崎県における建設機械、フォークリフト等運搬機械の整備不良による事故防止活動など県内の労働災害の防止に寄与されました。

平成29年度中央労働災害防止協会「緑十字賞」受賞者のご紹介

11月8日に神戸で開催される『第76回 全国産業安全衛生大会総合集会』において、平成29年度中央労働災害防止協会の「緑十字賞」の表彰式が行われます。本協会関係者では、江口 長崎県支部長が受賞されます。ここに、受賞のお祝いを申し上げますと共に、この栄誉を会員の皆様にお知らせ致します。



長崎県支部長
江口尚彦 氏

江口支部長は、長崎県内における産業安全の発展・向上に努められ、特に建設荷役車両の安全の不備による労働災害の防止に多大なる貢献をしており、その功績は誠に顕著なものがあり他の模範となるものであり高く評価されたものです。

支 部 一 覧

平成29年10月1日現在

支部名	〒	所在地	電話番号	FAX
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目 NCO札幌ホワイトビル9階	011(271)7720	011(271)7580
青 森	030-0902	青森県青森市合浦1-10-7	017(765)5432	017(765)5433
岩 手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館2階	019(626)2616	019(626)2627
宮 城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9 五輪黄葉ビル201号	022(298)2150	022(298)2151
秋 田	010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-14 秋田ファーストビル210号室	018(823)8258	018(823)8260
山 形	990-8681	山形県山形市流通センター 2-3 山形流通団地組合会館内	023(666)6581	023(666)6582
福 島	960-8035	福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階	024(521)8065	024(521)8248
茨 城	311-3116	茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559	029(292)6546	029(292)6547
栃 木	320-0043	栃木県宇都宮市桜1-1-3 プレジール桜2階C	028(636)0102	028(636)0103
群 馬	371-0805	群馬県前橋市南町4-30-3 勢多会館1階	027(223)3448	027(223)3451
埼 玉	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 カタヤマビル5階A	048(835)3050	048(835)3055
千 葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3階303号	043(245)9926	043(245)9927
東 京	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階	03(3511)5225	03(3511)5224
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045(664)1811	045(664)1817
新 潟	950-0961	新潟県新潟市中央区東出来島11-16 新潟県自動車会館内	025(285)4699	025(285)4685
富 山	930-0094	富山県富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076(442)4358	076(442)6748
石 川	920-0806	石川県金沢市神宮寺3-1-20 コマツ石川(株)レンタル事業部事務所2階	076(208)3302	076(208)3303
福 井	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2階	0776(24)7277	0776(24)9507
山 梨	409-3867	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモトビル2階	055(226)3558	055(226)3631
長 野	380-0872	長野県長野市妻科426-1 長野県建築士会館4階	026(232)2880	026(232)6606
岐 阜	504-0813	岐阜県各務原市蘇原中央町3-167	058(382)5011	058(382)5120
静 岡	420-0857	静岡県静岡市葵区御幸町11-10 第一生命・静岡鉄道ビル5階	054(205)4580	054(205)4581
愛 知	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階	052(586)0069	052(586)0010
三 重	514-0009	三重県津市羽所町601 アカツカビル4階	059(223)7177	059(223)7180
滋 賀	520-0043	滋賀県大津市中央4-5-33 SKビル2階C	077(521)5260	077(521)5352
京 都	615-0042	京都府京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館5階	075(314)0080	075(314)8398
大 阪	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階	06(6944)6611	06(6944)6612
兵 庫	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号	078(332)4936	078(392)8921
奈 良	630-8113	奈良県奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル2階(公社)奈良県労働基準協会内	0742(93)5181	0742(36)5715
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター 1階	073(435)3337	073(435)3338
鳥 取	682-0802	鳥取県倉吉市東巖城町120番地 プライムスクエアビル2階	0858(22)1400	0858(23)4667
島 根	690-0012	島根県松江市古志原2-20-54	0852(27)0340	0852(27)0556
岡 山	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-8-6 第2三木ビル205	086(222)6039	086(222)4296
広 島	733-0011	広島県広島市西区横川町1-11-24 山田オフィスビル202	082(291)1150	082(291)3413
山 口	753-0083	山口県山口市後河原25 愛山会ビル2階	083(932)1858	083(932)1859
徳 島	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階	088(622)8243	088(622)8243
香 川	760-0062	香川県高松市塩上町10-5 池商はせ川ビル113	087(837)3668	087(837)3671
愛 媛	790-0003	愛媛県松山市三番町7-8-1 山本ビル2階	089(941)6740	089(941)7361
高 知	780-0072	高知県高知市杉井流9-11	088(882)5025	088(882)0837
福 岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4階402	092(474)2246	092(474)2312
佐 賀	849-1301	佐賀県鹿島市大字常広139-2	0954(62)6315	0954(62)6368
長 崎	854-0072	長崎県諫早市永昌町10-8-202	0957(49)8000	0957(49)8001
熊 本	860-0845	熊本県熊本市中央区上通町7-32 蚕糸会館3階	096(356)6323	096(356)6325
大 分	870-0844	大分県大分市大字古国府字内山1337-20 大分県林業会館4階	097(540)7177	097(540)7127
宮 崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階	0985(23)5061	0985(23)5129
鹿児島	891-0123	鹿児島県鹿児島市卸本町6-12 オロシティーホール内	099(260)0615	099(260)0646
沖 縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-3 南海建設4階	098(879)3744	098(879)3757

特定自主検査者資格取得者名簿

(平成 29 年 8 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日)

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

事業内検査者資格取得者

■フォークリフト

青山利彦	山井邦彦	利邦彦	彦介樹	今岩瀬裕也	井瀬久司	強裕也	金澤則之	澤澤英隆	則英隆	郷原崇訓	原藤聖英文	訓英文	田中宏和	中村敏拓	宏敏拓	和耕幸郎	村上中	上中	広久	樹泰望
池田洋	石井直樹	洋介樹	之史人	岩本川崎	本川崎	裕登実	金澤谷村	澤谷村	英昌哲夫	郷原井本	藤井本	宏夫繁	田中村山	中井本	敏拓大	幸弘	村上山	山下	卓直	武哉
石黒将	石毛武	将史人	史人樹	大沼野	沼野	英正昭	熊野秀益	野秀益	和男瑠次	嶋内野谷	内野谷	康美法	根濱古三	西本池浦	本池浦	重幸達	吉田本	田本	真洋	矢樹一
伊藤伊	藤藤	藤雅俊	俊豊	小角田	角田	純一康	小長谷	針健健	小森	角染滝	本代	基将秋	三澤	澤	勝	朗己	脇	本	洋	一

■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

浅野和彦	野和彦	和彦	彦章尊	大塚俊之	塚部博文	之也文	櫻井衛	井竹竜之介	衛之介	高橋光	橋田功	光功市	生井貴士	井白洋	白宏明	士二明	水戸友彦	戸原幸男	友原幸浩	彦幸男
李(山田)	今井家	敏敦	敦祐也	岡柏金慶	木子德	貴孝之	佐藤和	藤弘和	弘久己	高多田	畑神澤	市之勝	生野平	井井松	宏友勇	明和人	水南三	原上内	幸康幸	浩光男
氏海遠大	野藤石	敬和	也治三	小森齋	原森界	知靖二	塩柴須	藤原義	和克義	寺中名	澤山越	裕啓宏	廣藤前	田原田	矩紀	人行美	山村山	山下	智	久

■基礎工事用機械

有蘭和之	松窪健二	三戸恒	屋住薫																	
------	------	-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

■締固め用機械

阿部哲也	部哲也	也雄	木塚政博	塚山政博	政一誠	博人誠	高橋晋	橋崎昌彦	晋彦	中山純一	山崎文	純一茂	二宮清高	宮田正博	正博	高博氣	畠山陸	山本勝	陸勝	幸之務
浦川太	田章剛	章剛	小澁積	澁田積	積正	誠弘	中田中	島村	大正	長成西	岡	文誠	波多	多	勇	氣	山	下	務	

■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

秋田 俊介	久保田 雅也	杉村 悠太	豊岡 雅也	町川 勇介	山川 博之
阿久戸 功	雲津 篤矢	諏訪 宏和	西川 卓斗	松内 天正	山腰 敬一
伊藤 準	具志堅 勇	高尾 和行	沼田 健司	松田 正道	山崎 本啓
岩脇 一郎	近藤 靖	高木 清司	野々川 友貴	松原 正和	湯本 川孝
上杉 聡	齋藤 芳夫	高島 幸一	法村 詰幸	松本 靖佳	横川 山貴
遠藤 南斗	酒井 貴秀	高橋 俊和	橋賀 田康	三木 久野	横吉 田詩
及川 拓広	酒井 利徳	滝口 中賢	平賀 田龍	道光 野喜	横吉 野牧
大島 源佳	坂下 勝章	田中 賢治	平藤 井裕	光宮 崎也	吉野 尾夫
大杉 健太郎	桜井 貴宏	谷露 木治	藤田 田光	宮官 本悠	吉野 尾博
小澤 映一	佐々木 祥太	露木 留克	藤田 田生	宮官 本悠	渡邊 渡邊
狩野 孝里	佐藤 清		船生 光宣	矢田	
木元 朱					

■基礎工事用機械

青木 吉孝	手塚 進	西野 登	町井 道孝	矢野 祐介	山下 真司
青野 勝美	苗村 武司	船木 利夫	丸山 高弘	山口 安幸	横田 祥史
香川 弘志	西里 幸悦	紅屋 幸二			

■締固め用機械

小寺 仁	櫻井 章雄				
------	-------	--	--	--	--

■コンクリート打設用機械

小野 政文	新関 和幸	山田 尚弘			
-------	-------	-------	--	--	--

■高所作業車

青木 重亮	大竹 秀一	岸上 道保	鈴木 喜也	中村 祐弥	前山 茂
阿部 順仁	大平 正敏	北井 一嘉	清家 満春	奈良 知平	松本 勝美
荒生 真啓	大村 将一郎	北川 智士	関直 人公	根津 恭雄	宮下 賢知
新垣 知啓	小川 拓也	北原 弘導	高橋 公速	野土 義雅	宮森 一喜
荒木 大輔	小川 祐輔	北本 真司	高橋 直也	長谷川 義樹	梁取 優貴
有馬 学也	小田 桐栄	久保 翼学	立山 翔太	島山 浩義	藪田 智治
飯田 哲大	小田 桐栄	桑原 雅友	立山 翔太	播田 實義	山岸 功宏
石井 陽紀	角田 西英	小高 和玲	谷内 本泰	花田 本秋	山端 賢次
石川 賢太郎	加藤 秀明	小又 博和	谷本 隆彦	原木 秋宏	山本 健浩
石竹 宏祐	鎌田 和彦	小松 祐学	田村 芳彦	依谷 野幸	山本 浩明
石原 光祐	鎌田 和彦	小山 祐学	佃塚 真大	廣藤 澤圭	山本 幸和
井手上 日出喜	上砂 田敦	小後 圭也	手塚 真大	藤古 澤圭	山本 幸和
伊藤 功大	亀岡 山真	坂本 祥啓	伊藤 功大	古細 堀前	行吉 良田
伊藤 功大	亀岡 山真	坂本 祥啓	岩下 真也	堀前	吉良 田島
岩田 真也	河川 明克	芝鈴	内出 享		輪
大出 享	紀伊 克英	鈴木 正之			

お詫び

前号231号（9月号）に第6回定時総会報告記事を掲載いたしました。10～11ページ『8. 平成29年通年表彰』『●企業賞（7事業所）』のうち、『トヨタL&F兵庫株式会社〔兵庫県支部〕』の代表者のお写真が欠落していました。

ご迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした。お詫びして本号に掲載させていただきます。

8. 平成29年通年表彰

総会の審議終了後、顕彰規程に基づく平成29年の通年表彰の企業賞及び特別功績賞について表彰式が行われ、吉識会長から「企業賞」（7社）及び「特別功績賞」（1名）の方々に対し、それぞれ表彰状と副賞が授与された。受賞された方々は、誠におめでとうございます。

● 企業賞（7事業所）

- 片桐機械株式会社
〔北海道支部〕
- 有限会社尾崎自動車商会
〔青森県支部〕
- 株式会社ビーワーク
〔秋田県支部〕
- 郡山自動車工業株式会社
〔福島県支部〕
- コマツ栃木株式会社
〔栃木県支部〕
- 株式会社前田製作所
〔長野県支部〕
- **トヨタL&F兵庫株式会社**
〔兵庫県支部〕



企業賞
トヨタL&F兵庫(株)
代表者：斎藤 秀司氏

編集後記

小欄は、広報委員会メンバーの持ち回りで毎号掲載しておりますが、ちょうど今回は特自検強調月間中です◆毎年11月を特定自主検査強調月間として、本年も『安全を心にこめて特自検』をスローガンに掲げ、全国一斉に特自検の普及・促進を図るために、各種の活動を展開中です◆特自検の実施台数は、28年度には全国で約170万台と推定され、本号掲載の「建設荷役車両の平成28年度特自検実施状況」を見ますと、27年度に比べ1.9%と増加を示しているものの、未だ未実施の機械が相当数あるものと思われまます◆また、建設荷役車両に係る死亡災害についても、依然として発生しており、憂慮される状況です◆このような状況を踏まえ、小誌としても、特自検の実施が定着するための情報提供、並びにPR活動を展開していきたいと思ひます。

[広報委員会事務局：廣山 浩 記]

委員長

水島 敏文 [清水建設㈱]

山方 隆之 [日本通運㈱]

副委員長

佐藤 裕治 [住友建機㈱]

山本 泰徳 [池田内燃機工業㈱]

北川 保 [日通商事㈱]

委員

村上 義広 [コベルコ建機㈱]

岩崎 茂樹 [コマツ]

小澤 真一 [事務局：常務理事]

森田康太郎 [キャタピラー]

廣山 浩 [事務局：広報部]

関 邦生 [日立建機㈱]

遊部 浩司 [同]

田中喜代志 [コマツ]

吉田 岳 [同]

加藤 彰秀 [㈱豊田自動織機]

平山 哲也 [大成建設㈱]

(平成29年10月10日現在)

「建設荷役車両」 VOL. 39 第232号

平成29年10月25日 印刷

平成29年11月1日 発行

発行所 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 (ニュー九段ビル9F)

TEL:03 (3221) 3661 / FAX:03 (3221) 3665

URL <http://www.sacl.or.jp/>

編集 広報委員会

発行人 小澤 真一

印刷所 株式会社東伸企画

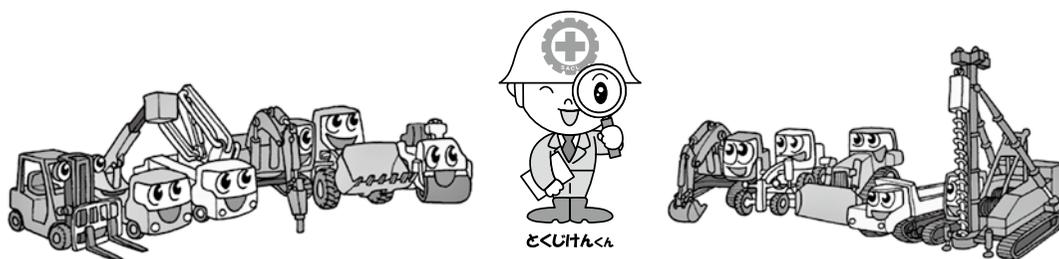
ユーザー名 (U) saclhp パスワード (P) saclhp

「建設荷役車両」年間総目次

平成 29 年 1 月号(第 227 号)

5

平成 29 年 11 月号(第 232 号)



平成 29 年 1 月号(第 227 号)

巻頭言

新年を迎えて	吉識 晴夫	4(4)
年頭所感	野澤 英児	5(5)
年頭所感	片岡 隆一	7(7)

広報

平成27年における車両系荷役運搬機械等による死亡災害の発生状況	9(9)
事故の型別にみた車両系荷役運搬機械等による死亡災害事例	11(11)
平成27年における車両系建設機械等による死亡災害の発生状況	15(15)
事故の型別にみた車両系建設機械等による死亡災害事例	17(17)

実践メンタルヘルス講座

こころの弾力(レジリエンス)の視点から	小山 文彦	23(23)
---------------------------	-------	--------

コーヒーブレイク

第101話 新たなプラテラの始まり!	寺岡 晟	32(32)
--------------------------	------	--------

経済情報-1

緊急リポート:「トランプの王国」はゲームチェンジャーか	みずほ総合研究所提供	38(38)
-----------------------------------	------------	--------

経済情報-2

米国出張メモ:トランプをもたらした米国の世直し。 今後米国へ資金流入	みずほ総合研究所提供	40(40)
---	------------	--------

技術解説

情報化施工に対応した油圧ショベル ZX200X-5B のご紹介	泉 枝穂	42(42)
---------------------------------------	------	--------

安全・技術講座

我が社のセールスポイント	岩手県支部:日通商事(株)盛岡工場	49(49)
--------------------	-------------------	--------

シリーズ特集X

作業中の災害事例	55(55)
----------------	--------

製品紹介

中型油圧ショベル「PC120/130-11」/モーター・グレーダー/ホイールローダー「ZW220-6、ZW310-6」/新型振動ローラー「SV204T」	
--	--

建荷協の動き	54(54)
平成28年度支部別検査者の研修・教育の予定表	63(63)

お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料	71(71)
協会発行図書等のご案内	72(72)
支部一覧	76(76)
特定自主検査者資格取得者名簿 (平成28年10月1日~平成28年11月30日)	77(77)
編集後記	80(80)

◎機関誌モニターアンケート	巻頭-1
★平成29年版年間ポスターの紹介	巻頭-2

平成 29 年 3 月号(第 228 号)

巻頭言

ホップ・ステップ・オリンピック!	佐藤 康博	4(84)
------------------------	-------	-------

広報

平成28年度 全国支部長会議	5(85)
----------------------	-------

技術解説

CAT 油圧ブレーカーの紹介	宮岡 秀明	10(90)
----------------------	-------	--------

経済情報-1

トランプ政権をみる時間軸、プラス要因の顕現化はいつ	みずほ総合研究所提供	18(98)
---------------------------------	------------	--------

経済情報-2

2017年春闘賃上げ昨年比低下で2.10%を予想、企業は慎重	みずほ総合研究所提供	20(100)
--------------------------------------	------------	---------

コーヒーブレイク

第102話 ピラミッドは荘厳にして、暑く、そして酸欠だった!	寺岡 晟	22(102)
--------------------------------------	------	---------

安全・技術講座

我が社のセールスポイント	静岡県支部:東海シンコーリフト(株)	30(110)
--------------------	--------------------	---------

シリーズ特集X

作業中の災害事例	35(115)
----------------	---------

製品紹介

大型油圧ショベル「ZAXIS-6」シリーズ 2 機種/超々湿地ブルドーザー「D37PLL-24」/油圧ショベル 2 機種「Cat 326F L、330F L」/ホイールローダー 2 機種/Cat テクノロジー搭載の油圧ショベル F シリーズ/車検対応のコンパクトトラックローダー/車検対応スキッドステアローダー/トンネル仕様の油圧ショベル「Cat 325F L」	
---	--

建荷協の動き	47(127)
--------------	---------

支部だより 神奈川県支部「支部の今日この頃」	49(129)
------------------------------	---------

平成29年度支部別検査者の研修・教育の予定表	54(134)
------------------------------	---------

お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料	62(142)
協会発行図書等のご案内	63(143)
支部一覧	67(147)

特定自主検査者資格取得者名簿 (平成28年12月1日~平成29年1月31日)	68(148)
---	---------

編集後記	71(151)
------------	---------

平成 29 年 5 月号(第 229 号)

巻頭言

IoTで建設現場の安全向上にも寄与! 塚本 恵 4(156)

広報

平成28年度建設荷役車両特定自主検査強調月間実施結果報告
..... 5(157)

常設委員会活動報告 9(161)

特定自主検査記録表の記入要領(抜粋版) 19(171)

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進につ
いて 35(187)

第3回ベテラン講師交流・研修会開催 36(188)

実践リスクアセスメント講座

危険の芽を摘み 災害ゼロを目指して
〈リスクアセスメントは何故必要なのか〉 42(194)

コーヒーブレイク

第103話 2,350kmを駆け抜ける!(前編)
..... 寺岡 晟 48(200)

随想

継続は力なり 川田 五輪治 57(209)

経済情報-1

東京五輪は「第2の復興」と高齢化社会先進モデルをアピール
..... みずほ総合研究所提供 59(211)

経済情報-2

働き方改革は日本の成長率を0.5~1.1%Pt押し上げ
..... みずほ総合研究所提供 61(213)

安全・技術講座

我が社のセールスポイント
..... 鹿児島県支部:玉里産機㈱ 63(215)

シリーズ特集IX

作業中の災害事例 67(219)

製品紹介

1.35~1.8トン積リーチタイプ電動フォークリフト「GENEO-R
(ジェネオR)」/10~23トン積ディーゼルエンジンフォーク
リフト/新型1.0~3.5トン積電動フォークリフト「gene B
(ジェネビー)」/燃料電池フォークリフト

建荷協の動き 75(227)

平成29年度支部別検査者の研修・教育の予定表 77(229)

お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料 85(237)

協会発行図書等のご案内 86(238)

平成28年 機関誌アンケートの結果について 90(242)

支部一覧 92(244)

特定自主検査者資格取得者名簿
(平成29年2月1日~平成29年3月31日) 93(245)

編集後記 96(248)

平成 29 年 7 月号(第 230 号)

巻頭言

週末のリフレッシュと安全活動を思う ... 増田 浩明 4(252)

広報

平成29年度全国安全週間実施要綱 6(254)

平成28年(1月~12月)特定自主検査済標準等頒布状況
..... 11(259)

実践リスクアセスメント講座

危険の芽を摘み 災害ゼロを目指して
〈現場活動用マニュアル〉の説明 14(262)

技術解説

中型杭打機 DHJ-45の開発 渡邊 幸洋 24(272)

コーヒーブレイク

第104話 2,350kmを駆け抜ける!(後編)
..... 寺岡 晟 30(278)

随想

蒸気機関車が走っていた頃 赤坂 茂 39(287)

経済情報-1

今なぜ市場は地政学に注目するのか
..... みずほ総合研究所提供 41(289)

経済情報-2

日本経済、水準は低いが「絶対好調」、生産性向上も
..... みずほ総合研究所提供 43(291)

現場取材シリーズ

ハッ場ダム本体建設工事現場を訪ねて
..... 佐藤 裕治 45(293)

グラビア—ハッ場ダム本体建設工事 53(301)

シリーズ特集IX

作業中の災害事例 59(307)

製品紹介

中型ブルドーザ「D51PX-24」/ホイールローダー
「WA320-8」/ホイール式油圧ショベル「ZX125W-6」
/油圧駆動式フォークリフト「FH60/FH70/FH80-2」

建荷協の動き 67(315)

平成29年度支部別検査者の研修・教育の予定表 69(317)

お知らせ

協会発行図書等のご案内 77(325)

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料 81(329)

☆平成28年度の考案賞入賞作品の紹介 82(330)

☆「考案賞」対象考案の募集について 89(337)

支部一覧 93(341)

特定自主検査者資格取得者名簿
(平成29年4月1日~平成29年5月31日) 94(342)

編集後記 97(345)

巻頭言

「究極の目標」達成に向けて 水島 敏文 4(350)

広報

第 6 回定時総会報告 6(352)
 全国労働衛生週間に当たって 48(394)
 平成29年度建設荷役車両特定自主検査強調月間 56(402)

実践リスクアセスメント講座

危険の芽を摘み 災害ゼロを目指して
 〈現場活動用マニュアル〉の説明 62(408)

技術解説

油圧ショベル10型シリーズの(新)機能紹介
 村上 義広 70(416)

コーヒーブレイク

第105話 ビュアな人たちとの旅出逢い
 寺岡 晟 75(421)

経済情報-1

いま企業は空前の史上最高益、でも金融機関に恩惠及ばず
 みずほ総合研究所提供 84(430)

経済情報-2

未来投資戦略2017でSociety5.0実現に
 みずほ総合研究所提供 86(432)

シリーズ特集IX

作業中の災害事例 89(435)

製品紹介

ホイールローダー「WA270-8」/ハイブリッド油圧ショベル
 「ZH200-6」/13トン級油圧ショベル/新型油圧ショベル
 「SH120-7」他4機種

建荷協の動き 88(434)

平成29年度支部別検査者の研修・教育の予定表 97(443)

お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料 105(451)

支部一覧 106(452)

協会発行図書等のご案内 107(453)

特定自主検査者資格取得者名簿

(平成29年6月1日～平成28年7月31日) 111(457)

編集後記 114(460)

巻頭言

事故を未然に防ぐ難しさ 木村 政俊 4(464)

広報

平成29年度 建設荷役車両 特定自主検査 強調月間実施中!
 6(466)

特定自主検査 業務点検表〔検査業者用〕の解説 9(469)

特定自主検査 業務点検表〔事業内用〕の解説 20(480)

平成28年度 特定自主検査実施状況(検査業者によるもの)
 28(488)

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について
 (厚生労働省) 33(493)

実践リスクアセスメント講座

危険の芽を摘み 災害ゼロを目指して
 〈現場活動用マニュアル〉の説明 39(499)

コーヒーブレイク

第106話 スゴイぞ!フィンランド 寺岡 晟 48(508)

経済情報-1

緊急レポート:衆院選挙、海外投資家はなぜ日本株を買い
 戻したか みずほ総合研究所提供 57(517)

経済情報-2

衆院選挙で、2021年を視野に入れた内外の政治環境が新た
 な局面に みずほ総合研究所提供 59(519)

技術解説

サイレントTS-Sカッターについて 大久保 佳法 61(521)

シリーズ特集IX

作業中の災害事例 67(527)

製品紹介

ICT油圧ショベル「PC300i/PC300LCi-11」/23トン級
 油圧ショベル「SK225SR」「SK235SR」/中型油圧ショ
 ベルZAXIS-6シリーズ「ZX200-6」他2機種/新型ハイ
 ブリッド油圧ショベル「SH200HB-7」/中型ブルドーザ
 「Cat D6TLGP」「D6TXL」

建荷協の動き 76(536)

平成29年度支部別検査者の研修・教育の予定表 78(538)

お知らせ

各種研修の受講料及び修了証再交付手数料 86(546)

協会発行図書等のご案内 87(547)

受賞のお知らせ 91(551)

支部一覧 93(553)

特定自主検査者資格取得者名簿

(平成28年8月1日～平成28年9月30日) 94(554)

お詫び 97(557)

編集後記 98(558)

機関誌「建設荷役車両」広告掲載案内

建設荷役車両に関わるすべての企業のために
私たちの協会があります。

当協会は、建設荷役車両(車両系建設機械、荷役運搬機械)の検査・整備業、リース・レンタル業、ユーザー、メーカーなどから構成された団体です。

これらの企業が協力して、建設荷役車両の性能の保持向上と作業の安全を確保するために定期(特定)自主検査制度の定着化を推進しています。

販売促進の可能性をつむぎ出すために・・・。

B (Business) to B(Business) & H(Heart) to H(Heart)

「建設荷役車両」広告掲載料金
B5版 隔月奇数月発行 発行部数：5,100部

掲載場所	頁/色	掲載料金
表紙2	1頁/1C	42,000円
表紙3	1頁/1C	36,000円
表紙4	1頁/2C	54,000円
前付	1頁/1C	34,000円
後付	1頁/1C	30,000円

- 広告原稿締切日：発行前月の7日
- 上記広告掲載料金以外に図案制作、エアーブラシ、トレース及び製版等の制作費及び消費税は別途頂戴致します。

お問い合わせ先 広報部：03-3221-3661



社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**

SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION & LOADING VEHICLES

会長 吉識 晴夫

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 ニュー九段ビル9F
TEL : 03-3221-3661 FAX : 03-3221-3665 URL <http://www.sacl.or.jp/>



特定自主検査業者の必需品!

内容明細

- ノズルテスター
- コンプレッションテスター
- デジタル回転計
- サーキットテスター
- バッテリークーラントテスター
- カラーチェック
- 足廻り測定具
- シックネスゲージ
- ノギス
- 油圧測定工具 (40MPa)

- * 内容の変更についてはご相談下さい。
- * Aセットでは非接触型の回転計となります。
- Bセットではデジタル回転計はディーゼル専用 (燃料高压管検知) となります。
- * フォークリフト用チェーンゲージ、ガソリン車専用回転計も別途承ります。

(アルミ収納ケース付き)

本製品の御問合せ、ご注文は下記東京工場までお願いします。



新商品のご案内

ポータブル流量計 (ポータブル油圧テスタ) (英国 WEBTEC社製)

オイルコンポーネントの保守管理

- 建設機械の油圧システムの流量・圧力・温度を簡単に計測できます。
- ポータブルなので、フィールドサービスでの故障診断・保守点検に威力を発揮します。
- 双方向の計測が可能ですので、計測時間が短縮できます。
- 計測能力

モデル DHT401 : 10-400 リッター/分 圧力 : 最大 40MPa

モデル DHT801 : 20-800 リッター/分 圧力 : 最大 48MPa

- 接続口金、ホースも別途ご用意しておりますので、お問い合わせください。
- 詳細は弊社ホームページでご確認ください。



作動油汚染度測定器 オイルコンタミチェッカー (英国MP FILTRI社製)

オイル管理はコンタミ管理から

- 測定油にレーザー光を照射、その透過率から固体汚染物の粒子の大きさと数を測定します。
- 測定結果は「NAS等級」、「ISO4406コードNo」のどちらにも対応、同時にプリントもできます。
- 油圧ラインに直接接続、本体が稼働したままで測定するライン計測と、採取油のサンプリング測定との2通りの測定方法。(別途サンプリングキットを使用)
- 測定結果は本体にメモリー、パソコンへの転送も可能です。
- ディーゼル燃料の汚染度も測定可能です。



オイルコンタミチェッカー LPA-2

New インラインコンタミネーションモニター (英国MP FILTRI社製)

装置組みみタイプ

- 油圧装置への組みみで、オイルの清浄度を常時監視できます。
- USBメモリスティックでデータを簡単にダウンロードできます。(オプション)
- 専用ソフトウェアが付属、お手持ちのPCで容易にデータの取りまとめができます。
- 計測結果は内部メモリーに自動保存できます。
- データの通信はシリアル通信・アナログ通信共に対応しています。
- ICMモニター上で汚染度の等級 (ISO4406/NAS 1638)、粒子分布が確認できます。
- 水分計測 (%RH)、温度計測ができます。



その他、豊富な整備経験により生まれた油圧テスター・足廻り再生機・特殊工具の製造販売および各種専用機械・工具等の輸入販売を致しております。

マルマテクニカ株式会社

■本社・相模原事業所 海外営業課

〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台6-2-1

TEL 042 (751) 3024 FAX 042 (751) 9065

E-mail: overseas@maruma.co.jp

■東京工場

〒156-0054 東京都世田谷区桜丘1-2-22

TEL 03 (3429) 2141 FAX 03 (3420) 3336

■名古屋事業所

〒485-0037 愛知県小牧市小針2-18

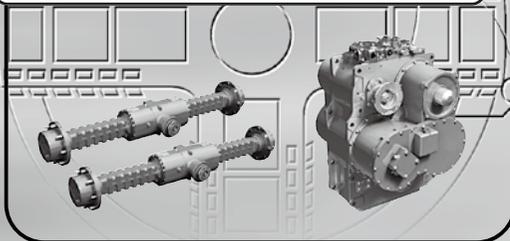
TEL 0568 (77) 3311 FAX 0568 (77) 3719

URL <http://www.maruma.co.jp>

MARUMA

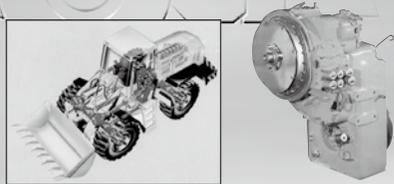
あらゆる建設機械／シールドマシン・・・ 油圧機器の整備・再生

イタリアDANA社のアクスルトランスミッション



建設機械用ZFトランスミッション

点検・整備は、日本ではマルマのみが対応



建設機械のあらゆる油圧機器

斜板式ダブルポンプ

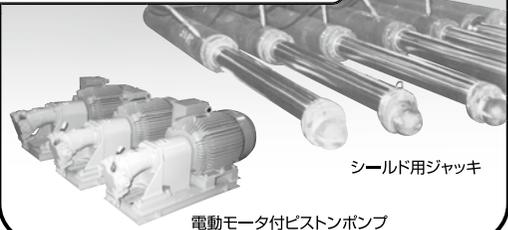


斜板式ピストンポンプ



斜軸式ピストンモータ

シールドマシン用油圧機器



シールド用ジャッキ

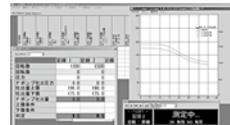
電動モータ付ピストンポンプ

建機と共に半世紀以上。確かな「信頼」をお届けします！

整備・再生された各Ass'yは、自社独自開発の多機能油圧機器試験機により性能を確認。各テストのデータはデータベースとして保存され、出荷後、マッチング調整や、搬送されてきた同等品の確認テストに活用します。この万全を期した体制がマルマの高い信頼性の由縁です。



MH-R220は従来の油圧ドライブ型油圧機器試験機に比べ、インバータ制御電動モーター駆動、及びエネルギー一回生回路の採用により大幅な消費電力量の削減を実現しました。大型油圧ポンプの試験も可能です。



マルマテクニカ株式会社

本社・相模原事業所 営業部 整備油機課

〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台6丁目2番1号

TEL042 (751) 3809 FAX042 (756) 4389

E-mail:yuki@maruma.co.jp

東京工場 〒156-0054 東京都世田谷区桜丘1-2-22

E-mail:tokyo@maruma.co.jp

名古屋事業所 〒485-0037

E-mail:service@maruma.co.jp

TEL03 (3429) 2141 FAX03 (3420) 3336

愛知県小牧市小針2-18

TEL0568 (77) 3311 FAX0568 (77) 3719

ホームページにおいても油圧機器整備公開中

URL <http://www.maruma.co.jp/>

特定自主検査 お済みですか？

— 作業前に検査済標章を確認しましょう —

特定自主検査とは

車両系建設機械、車両系荷役運搬機械及び高所作業車については、労働安全衛生法により、事業者は1年を越えない期間ごとに1回（ただし不整地運搬車は2年を越えない期間ごとに1回）、定期に、有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査（年次検査）のことを特定自主検査【特自検】といいます。人間でいうなら年に一度の【人間ドック】や【健康診断】と同じです。



■ どの検査を行うのか

検査は、各機械ごとに定められた検査事項について実施し、結果を記録することになっています。

〔安衛則 第151条の21、第151条の53、第167条、第194条の23〕

■ 検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表（チェックリスト）に次の事項を記録して、3年間保存しなければなりません。検査年月日 検査方法 検査箇所 検査結果 検査実施者名 検査結果の措置内容

〔安衛則 第151条の23、第151条の55、第169条、第194条の25〕

■ 異常があった場合は

検査の結果、異常を認めた場合は直ちに補修などを行い、正常な状態に修復させ、その他必要な措置をとらなければなりません。

〔安衛則 第151条の26、第151条の58、第171条、第194条の28〕

■ 検査する人は

法令で定められた資格を有する検査者、または登録検査業者のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。

〔安衛法 第45条第2項、第54条の3、第54条の4〕

法定検査機器

事業者（ユーザー）からの依頼により特定自主検査を実施する登録検査業者は、次に示す検査機器を最低1セット以上保有することが、法律で決められています。

- 1 圧縮圧力計
- 2 回転計
- 3 シックネスゲージ
- 4 ノズルテスター
- 5 油圧計
- 6 電圧計
- 7 電流計
- 8 探傷器
- 9 摩耗ゲージ



■ 検査済機械には

検査が済んだ機械には、見やすい箇所（運転席の付近など）に検査を実施した年月を明らかにする標章（ステッカー）を貼付しなければなりません。

〔安衛則 第151条の24第5項、第151条の56第5項、第169条の2第8項、第194条の26第5項〕



■ 検査や必要な措置を怠ったときは

罰則（50万円以下の罰金等）が適用されます。

〔安衛法 第119条、第120条、第122条〕

特定自主検査や月例検査でお知りになりたいことはございませんか？
当協会支部や協会会員にお気軽にご相談下さい。



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会

SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

会長 吉識 晴夫

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 3-7-1 ニュー九段ビル 9F
TEL : 03-3221-3661 FAX : 03-3221-3665 URL <http://www.sacl.or.jp/>



ちよつと待って

まだ使えます、そのエンジン！

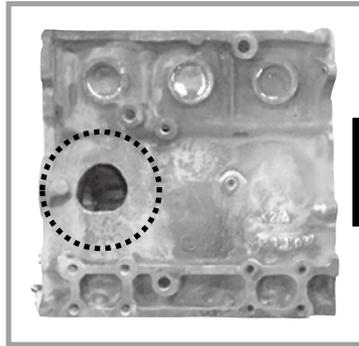


あきらめる前には是非ご一報下さい!!24時間お気軽にお電話下さい

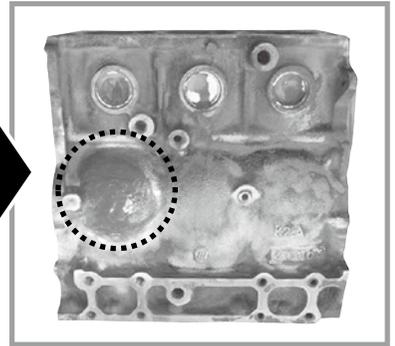
★シリンダーブロック足出し補修再生★



E-mail: info@web-krw.com



補修前



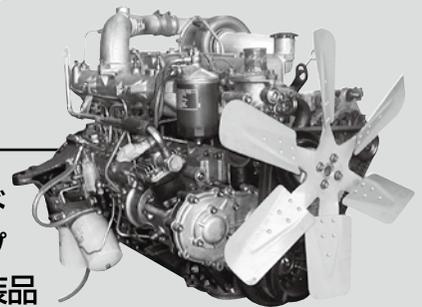
補修後

皆さんの困りの事解決いたします！ リビルト品の活用は 不況脱出の切り札！

★リビルトエンジン、リビルト噴射ポンプ、エンジン付属品リビルト、リビルト電装品のことならおまかせください。

業務内容

- リビルトシリンダーブロック ●リビルトシリンダーヘッド
- リビルトターボチャージャー ●リビルトウォーターポンプ
- リビルト噴射ポンプ ●リビルト噴射ノズル ●リビルト電装品
- 非常用発電機のエンジンメンテナンス ●不良エンジンの買取り・・・まで



製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334 FAX.076-272-3332

詳細はホームページで (👉 URL: <http://www.web-krw.com> E-mail: info@web-krw.com



ボッシュユーザーサービスステーション

株式会社

北日本リビルトワークス

〒920-2132 石川県白山市明島町山142番地1

※ 弊社の全再生品は、整備業者様へのみの販売とさせていただきます。(脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしていません。)

**安全防爆型蛍光灯から標示板、消火器まで
必要な設備は全てオールインワン！**

ユニット型少量危険物保管庫



親子ドア仕様



標示板



溜め升・防油堤(室内)

**防油堤は溶接なしの曲げ加工。
150mmの立ち上がりで安心・安全設計。**



消火器



安全増防爆型蛍光灯(室内)



シャッター仕様

株式会社システムハウスR&C

〒140-0011 東京都品川区東大井2-13-8 (ケイヒン東大井ビル)
☎ 0120-16-9667 mail:sh-info-access@sh-rc.co.jp
ホームページアドレス <http://www.sh-rc.co.jp>

※コマツハウス株式会社より社名変更しました。

- | | | |
|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| ● 北海道営業所 0123-33-3161 | ● 横浜営業所 045-201-1628 | ● 岡山営業所 086-296-0900 |
| ● 岩手営業所 0193-31-36530 | ● 千葉営業所 0436-74-1050 | ● 九州支店 092-686-1119 |
| ● 東北支店 022-254-3191 | ● 開発営業部 03-5762-0923 | ● 広島営業所 050-3486-0641 |
| ● 福島支店 024-927-0801 | ● 中部支店 050-3369-1636 | ● 久留米営業所 0942-46-1212 |
| ● 新潟営業所 025-379-3700 | ● 北陸営業所 076-252-7280 | ● 熊本営業所 096-213-1033 |
| ● 東京支店 03-5762-0934 | ● 大阪支店 06-6867-6523 | |